

第六十三回 参議院建設委員会會議録第十八号

(三四七)

昭和四十五年五月十二日(火曜日)
午前十時二十一分開会

委員長の異動
五月十二日大和与一君委員長辭任につき、その補欠として田中一君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 大和 与一君
委員長 田中 一君
理事 上田 稔君
大森 久司君
奥村 悦造君
松本 英一君
大和 与一君

委員

斎藤 昇君
高橋文五郎君
塚田十一郎君
中津井 真君
中村喜四郎君
林田悠紀夫君
柳田桃太郎君
米田 正文君
松永 忠二君
二宮 文造君
宮崎 正義君
高山 恒雄君
春日 正一君
金丸 信君

衆議院議員

建設委員長

金丸 信君

建設委員長代理
理事 大村 襄治君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

首都圏整備委員 井上 義光君
会事務局局長 朝永 良夫君
工業技術院長 志村 清一君
建設大臣官房長 川島 博君
建設省計画局長 竹内 藤男君
建設省都市局長 荻輪健二郎君
建設省道路局長 宮澤 弘君
自治省行政局長 中島 博君

事務局側

常任委員会専門員 中西 清君
大蔵省理財局国 川合 英一君
有財産総括課長 信沢 利世君
農林大臣官房調 畑 耕平君
査官 長尾 満君
運輸省鉄道監督 朝日 邦夫君
局国鉄道部施 立田 清士君
設課長 林 敬三君
運輸省鉄道監督 日本住宅公団総 裁

説明員

参考人

東京国公筑波移 転反対連絡會議 事務局局長 天谷 和夫君
日本住宅公団総 裁 林 敬三君

日本住宅公団理 事 山下 武君
日本道路公団理 事 齋藤 義治君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○筑波研究学園都市建設法案(衆議院提出)

○本州四国連絡橋公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

○委員(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大和与一君) 建設業法の一部を改正する法律案、衆議院送付を議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。根本建設大臣。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年におけるわが国の経済の発展と国民生活の向上に伴い、建設投資は国民総生産の約二割に達し、これを担当する建設業界も、登録者数約十六万、従業者数約三百七十万人を数えるに至り、今や建設業は、わが国における重要産業の一つに成長しました。さらに今後、建設投資に対する需要はますます増大することが予想され、建設業の重要性はいよいよ高まる趨勢にあります。しかるに建設業界の現状を見ると、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗悪工事、各種の労働災害、公衆災害等が発生するとともに、公正な競争が阻害され、業者の倒産の著しい増加を招いているほか、建設技能労働者の不足は年を追って深刻化する実情にあります。加えて近く予想される全面的な資本の自由化に対処して国際競争力を強化するためにも、いかにして経営を近代化し、施工の合理化を達成するか等、今日の建設業界は緊急に解決しなければならない幾多の問題をかかえております。

このような問題に対処するため、建設業に関する重要事項についての諮問機関である中央建設業審議会において、建設業法の改正に関する検討が二年有余にわたって行なわれ、公益代表、発注者代表及び建設業界各層代表の委員によって論議が尽くされた結果、昭和四十三年一月二十六日全会一致をもって建設大臣に答申がなされたのでありますが、この答申に基づき、建設業者の資力の向上、建設工事の請負契約の適正化等をはかることにより建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、本法律案を提案するに至ったものであります。

す。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、施工能力、資力、信用のない業者の輩出をもたらし原因の一つは、現行建設業法の輕易かつ画一的な登録制度にあることにかんがみ、これを防止するとともに、職別業者の専門化を促進する等、建設業の近代化をはかるため、現行の登録制度を業種別の許可制度に改めることとした。また、下請業者の保護育成及び建設工事の施工の改善をはかるため、特に一定金額以上の工事の下請施工させる建設業者に対しては、特定建設業の許可制度を敷くこととしたしております。また、建設業の許可に際しましては、建設業者が、建設業に関する経営経験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎等の要件に該当しているかどうかを審査することとしたしております。

第二に、建設工事の注文者と請負人との間において今なお見られる不合理な取引関係を改善するため、注文者が取引上の地位を利用して不当に低い請負代金を定めることを禁止する等、請負契約関係の適正化をはかることとしたしております。

第三に、建設工事の下請施工の実情にかんがみ、下請業者の経済的地位を強化するよう、元請業者に対して、工事的物の受領や下請代金の支払を遅延することを禁止する等の措置を講ずるとともに、特定建設業者に対しては、下請負人を保護するための特に重い義務を負わせることとしたしております。

以上の改正に関連して監督処分の規定等について所要の改正を行なうこととしたしておりますが、この法律が円滑に施工されるとともに既存登録業者の混乱がおこらないよう改正法の施行は公布の日から一年後とし、施行の日現在において現行法による登録を受けている建設業者は、改正法の施工後二年間は、現行法の登録制度により営業ができることとするともに、このような既存登録業者に対して新法の許可をする場合には、その者の建設業についての実績を配慮することとした

しております。

なお、衆議院において一部の修正がありました。以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(大和与一君) なお、本案は衆議院において修正議決されておりますので、衆議院の修正点について衆議院建設委員長金丸九信君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(金丸九信君) ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案に対する修正につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

ご承知のとおり、本改正案は登録制度を業種別の許可制度に改める等重要な事項について改正を行なうとするものであります。衆議院建設委員会におきまして、委員会、理事会及び理事懇談会において慎重に審査を進めた結果、特定建設業者の下請負人が建設工事の施工に際し、建設資材の購入代金等を支払わず取引先に被害を与える事例も少なくありませんので、これらに対しても、特定建設業者に立てかえ払いの催告制度を設けるべきではないか、という点が指摘され、ここにその修正を行なったのであります。

以上が修正の理由であります。次に修正の要旨につきまして申し上げます。すなわち、特定建設業者の下請負人が、当該建設工事の施工に際し他人に損害を加えた場合において、建設大臣または都道府県知事は当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立てかえ払いする等の催告ができるものとし、催告に従わない当該特定建設業者に対しては営業の停止等を命ずることができるものとしたこととあります。また下請負人の労働者に対する遅滞賃金について立てかえ払い等の催告に従わない特定建設業者に対しても、同様の規定を適用するものとしたこととあります。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、本改正案に対する修正の趣旨説明を終わります。

○委員長(大和与一君) 本案は、一応この程度にいたしておきます。

○委員長(大和与一君) 次に前回に引き続き、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑の方は、順次御発言をお願いいたします。

○田中一君 建設大臣、きょうはひとつこの問題について伺いたいのですが、初年度の、並びに五カ年間の財源の問題であります。それとせん

だつてちよつと触れておきましたけれども、一応構想があるものと考えますから、ひとつ現在大蔵省のほうと打ち合わせしつつ、あるいは自民党政調といろんな問題で話し合っていると思ひますから、大体の固まり方向といふものをお示しいただきたいと思ひます。道路整備五カ年計画の財源であります。

○国務大臣(根本龍太郎君) 財源の問題については、実はこの五カ年計画をきめるときまでは若干の意見の交換はありましたが、国会開催になりまして、連日のように衆参両院の委員会等で関係閣僚並びに党の首脳部が忙がしく動いておりますために、実はその後はほとんど詰めておりません。ただ、御指摘のように、従前党においていろいろ考えられた中には、トラク税、それから自動車新税、それから地方財源としては軽油引取税の増徴、それからいまの自動車新税、こういうようなものが一応出ておりますが、これについて具体的に詰めて私どものまとめた意見とか、あるいは関係閣僚で意思統一ができたというものはございませんで、そのときにあたつて、あらためてそれらのものを含めて総合的な検討をしようというところになつてゐる次第でございます。先般も申し上げましたように、四十六年度予算決定までには意見の一致をみたい、そう思つておる次第でございます。

○田中一君 では、この構想の中に入つておりますところの民間資金の導入というものを、どうい

う形のものをお考えになつておりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 民間資金の問題は、たとえば今度地方道路公社法が成立いたしましたので、ここにおける財源の問題等かなり大きなウェイトを将来は持つに至るだらう、こう思つております。それからあとは、いまの道路公団それから首都高速、阪神高速等の借り入れ金の問題、こういうものを一応考えております。

○田中一君 この新五カ年計画の構想が非常に大きく、おそらく国民の、地域社会並びに新しい全国総合開発計画その他に大きく寄与するものと期待しておりますが、先般もしばしば申し上げてありますように、国全体の道路計画といふものは樹立されなければならぬと思ひます。それは、決してその計画ができたからといって、あれもやれこれもやれといふことは申しません。常にそれがないために、道路も、御承知のように本四の架橋の問題も、これは政治的に左右されるという点があるわけですね。本四の場合は、これは政治的に左右されておらぬと私は信じております。しかしながら、どうしても優先順位といふものは、おのずから定まつてまいりますから、この作成こそ先じやないかと思ひます。全国総合開発の問題も、開発法ができてから七、八年たつてからようやく全国計画といふものが一応閣議決定したという経緯もあります。が、何といつても、これからの平和な国家を築くには、どうしてもあらゆる生産の母体である国土といふものが中心にならなくてはならない、生産活動といふのはもうわれわれの領土であります。したがつて、先行して必要なものは何といつても道路であります。道路の全国的な計画といふものは、これは当然市町村道はじめ各地方の地域社会の要請もございませうが、一応新しい構想のもとに国が作成しなければならぬと思ひますのであります。その点はどうかお考えになり、かつまたそれを具体的にいつごろまでに完成するか、もしや

らなければならぬやらない、やるならばどうかということに対する時限をお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 田中さんのいわゆる

高い見識、そういうことは私もよく承知しておりますが、御承知のように、事務当局は、大体昭和六十年を一つのめどとする全体の一つのマクロの計画は持っております。ただこれを国道、地方道、市町村道合わせて線を引いてしましますと、その線がいかに固定されたごとくに認識されまして、今度はそれからはずれたものとの間の、非常なかつて紛争を来たすじゃないか、また、経済社会情勢も相当変化をしてきて、今度はこういう案があったのを考えるのはけしからぬというふうな、もう非常に微妙な問題がありまします。この点はもう少し慎重に考えなければならぬじゃないか。しかしながら、道路の長期計画という点、現時点においてはこういうことが考えられるという案を持てていることもお示しのとおり必要だと思っております。その点をもう少し事務当局にも検討せしめまして、この長短と申しますか、一応の素案を持ちまして、これを示したほうが国民の皆さんに安心させるということになるのか、あるいはそれにひとつこういうふうな案をつけたのを今度は若干でも変更されたとき、これは政治的にどういうことで変更されたという、いろいろの揣摩臆測を発生させて、そのためにトラブルが起こるというこの難点と、どうこれを判断していくべきかということについて、いまいち検討してみたいと考えておる次第でございます。

○田中一君 これは、いまいちくということになると、しないことになるのです。これは事務当局がつくるべきものじゃないですよ、問題は、各行政部門における総意——何も道路計画というものは、これは道路局でつくるものだというきめ方をするのをおかしいのである。日本の平和国家としての将来の展望というものが、当然今度の新しい総合開発計画の中に織り込んである、ことにこの構想の一つとしては、新全線ばかりではなくて、経済社会発展計画というものも作成してあるわけです。また新産都市にしても、あらゆる面におい

て夢のような希望が与えられるというような計画が作成してあります。これを結ぶのは道路しかない。そうして一面、土地の値上がり等々、そういうものを計画を出す、また土地が値上がりするのじゃないかというふうなことの心配も若干あるかと思う。しかし、信頼される行政じゃなくては困るのであります。明らなものでないで困るのであります。せんだって、建設大臣は用地取得の問題については、全面的にひとつ土地収用委員会を使つて、公正な、安定した地価を求めたいという御発言がありました。非常にこれはけつこうです。しかし、土地ですら、用地ですらいま言ふとお求めは隠しておく。そうして安いうちにだまして取るというふうな考え方をもつていまま用地難というのに対してそういう対応策を立ててまいってあります。これはもうその時期じゃありません。私は、こういう国土計画というものは政党政派の問題でなくて民族総意のもとに、民族のすべてが幸福になるという前提に立たなければならぬと思つております。だからそれを食ひものにする一部の企業家等は、これは論ずるに足りません。あらゆる道をもつてそれをつぶす、そこまでの決意が必要なんです。いままでも新しい港灣整備の問題等も、なるほど港灣そのものに對する——輸入、輸出等が重要な本旨でありますからこれの整備を怠つてはなりません。しかし、これは多くはこれを利用する大きな企業にのみ従属するものごとき印象をわれわれに与えておるのです。むろん、これは物価等にはね返つてまいりますから、そうした国土の部分的整備というものは、どうしてもすみやかにしなければならぬ。それけれども、これを打ち出すことが必要なんでありま。そうして安定した地価を求めるにもその計画がなくちゃならない。かりに、事業認定が一年、二年、三年、五年あつても一向差しかえないのです。前もって指定しておいて、それまでの間は十分に利用することができるのであります。したがつて、今度の昭和六十年をめにするところの相当大きな金でこれを計画立てておりますか

ら——六十兆とか言つておりました。せめてこの六十兆の計画だけでもひとつお示しを願いたいと思つております。昭和六十年までのこれはやろうという意欲的な動きをしなければ、とうていできるものじゃないのであります。ただ、事務的に建設省の道路局でこれをつくるというものでないで、別の大きな機関でつくつた方がいいのであります。これはぜひとも根本さんはあなたが大臣中にせめてその芽ばえだけでも、種おろしだけでもしておくつもりがあるかどうか。これは何も道路局長なんか聞く必要はありません。あなた自身がそれに對して納得する形で訴えれば、反対する者はないはずであります。したがつて、この六十兆という大きな構想に對するところの種まきは、いままあなたがなさなければならぬ。その意味で、ひとつ局長あたりに聞かないで、あなた自身がその方向にどう持つていくかの問題を明らかにしていただきたいと思つております。

○国務大臣(根本龍太郎君) 道路局は道路局長自身で道路計画を全部やるのじゃございませ。これは百も承知の田中先生でございまして、これは道路局がいろいろのマクロの六十年の展望をしてやるというものは、これは経済企画庁、それから農林省、自治庁、全部関係の方面と連携の上一つの構想を出したものでございまして。ただそのときに、田中さんが言われるように、線引きを国道はどことどこというのでずつとやつてまいりますから、これはすでにそういうふうなきまつたということに認識されまして、これが社会情勢の変化によつて変更したとき、あれだけはっきり言つたものをなぜ変更したかという、そのほうのトラブルがむしろ非常に過去においても起きておるし、どうもその傾向がむしろ心配である。ましてこれが市町村道に至るまで線引きをしてまいりますという、これが、今度は地方自治体が自身でやるものを、国がなぜそれまで押しつけるかという印象も出てくるのでございまして。そこでわれわれは事業の量、それから一つの方向づけをいたしまして、そのために、われわれは生活圏構想も出しまし

て、主幹的な高速道あるいは国道、それに地方主要道路と、それから市町村道とどう連絡づけてこれをやっていくか、このほうがどうも現実的だということを進めておるのでございまして。そういう意味で、その財源が確保され、そうして国会における皆さんのいろいろの御意見を拝聴しまして、六十年には今後の日本経済の発展、地域社会の一つ、一応の変貌の方向性、これに合つたところの態勢でいくというこのほうが、現実的ではなからうかという感じがしてゐるのでございまして。そういう意味におきまして田中さんのその発想、あるいはそういうふうにするべきだということについては、私も非常に傾聴する御意見だと思ひますけれども、どうも従来鉄道の予定線等が時勢に合わなくなつても依然としてあの表が生きておつて、そのためにいろいろの政治的な問題もあるという点からするならば、私は財源を確保する方向と、それから道路網のあるべき基本的な理念、この確立をして、あとは社会情勢の変化に伴ひまして、まあ五年計画はずつと續いておりま。それから、その時点においてはつぎと線を明定し、そうして予算を裏づけるというほうが、どうも現実的ではなからうかというふうな感じもしてゐるのでございまして。その点につきましては、もう少しひとつ私も研究いたしますが、田中さんからひとつさらに御検討の上、いろいろと御教示を賜りたいと思つてゐる次第でございまして。

○田中一君 今度の計画がいまままでの第五次までのものと異なつてゐる点は、実際に追つかけて計画でなくして、先行しようという意欲を持つてゐるから、私はこれを伺つてゐるわけなんです。いままでは改良とか、部分的整備でもつてゐる。いまままでの縦貫五道並びに横断幹線の、肋骨幹線ですね、これはほぼ主要なところ、でさう上がつております。しかし、過密過疎という問題を解決するにも、労働人口の移動というものが、あるいは地域的な開発発展というものが、これらのものにやはり全部道路が先行する。したがつて、いままこそそうした具体的なものを立てなければ困るんであります。

す。過密過疎、地域的格差というのはこれからふえるばかりなものであります。そうして御承知のように、わが国は自由経済の社会でありますし、もうかりその問題はほとんど先行して民間が手をつけてしまふ。そこにまた国民所得の不均衡も生まれてくるわけです。だから、国土計画というものは、絵にかいたものでもかまわない、一応のビジョンを打ち立てることが必要なんです。あとからついていくだけでは困るのであります。国民にそういう地域、あるいはその時期において変動があるものは変動があるということを表明すればいいのであります。また、意欲的に政府自身がそれらの国土の格差の解消とか、過密過疎の問題を解決する意欲的なものが打ち出されて初めてそれに従ってくる。いまのように金が有り、あるいは機械的に日本の国土というものが売買されている時期はないのです。かつて非常に強い執着を持った農地に対する農民の考え方も大きく変わってきているのです。米作に対するところの保護政策ももうこれでおしまひでありますし、したがって、いまこそ日本の国土全般にわたって資本主義的な自由政策によって毒されないようにするには、まず道路計画が先行するというのを私は感じ取っておるわけです。制限してもかまわぬやありますせんか、そのためには、そういう意味でそういう希望を申し上げてあるんですが、これはもうひとつ真剣に根本さんひとつ取っ組んでいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(根本龍太郎君) はい。

○田中一君 何を計画するにも、道路の問題がはつきりしなかつたら何にもできないわけです。市町村の問題は市町村から積み上げていく。しかし全国的な計画というものは、国が立てなければならぬ。そのうちの市町村道であり、都道府県道であるということにならなかならない。しかし、だからといってその地方の問題を考慮しないというわけじゃございません。どこまでもそれをもとにしたがって全国的な計画を立てるということでありまして、港湾の整備にしてもあらゆる地域

的な問題にしても、結局日本の経済的な発展というものはここに尽きるんだ、というように私は考へておるわけなんです。そこで、これはおそらくそういう方向にいかなければ、今度の六次の計画の構想として示しているものが、非常に大いかなた将来への展望をうたつておりますから、どうかその点はひとつそういう意味合いで推進することを希望しておきます。

それから土地の問題であります。いよいよことしは大きく調査を始め、ポイントとしての価格というものが出てくるはずでありますから、これはまあ大体よからうと思ふんですが、これも大体大都市中心になっておりますけれども、これは地方もやはりそういうものをまづ全部手を打ってしまふ。むろん公示制度です、公示制度の手を打ってしまふ、主要なところには、という方法をとると、これはもう必ず公共事業を行なうために必要だと思ふんです。まあ道路にしても何にしても、とにかく鉄道にしても、公共事業を行なう場合には、大まかな線でもいいから調査をした不動産価格の公示というものを全面的に行なつてほしいと思ふんです。それについて、いま単に東京、大阪、名古屋というところになっておりますけれども、その点はひとつどういう形で持つていくか、また今年は三都市だそうでありまして、うとするのか、その他の主要地点に対してどういう形でしていかを伺つておきたいと思ふんです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 田中さん御指摘のように、公共用地を取得するという場合に、公示価格を基準としてやることにその重点を置いていきますれば、御指摘のように全国至るところの、これは農山村といえども公示制度を適用するといふ意味で調査しなかなりませんが、ただなかなかたいへんそこまでするには時間的な経緯がかかると思ひます。そこで現在の地価公示制度は、御承知のように、市街化区域に指定されたところをまづ重点にやつていくことでございまして、これは地価問題が特に深刻に国民生活との関係で問題になっているので、どうしても市街化区域だ

ということでもまず市街化区域をこれできめていきたい。それから地方のほうでも地価公示との関係とは若干には結びつかないかもしれないけれども、お示しのように収用委員会に公共用地はかけるといふことになりまして、収用委員会のほうで特別に地価公示をしなくても、客観的な評価ができる。その両々相まうていかないと、理想的には全国農山村といえども公示価格をきめるというところは理想でなければ、行政的な、事務的なやり方としてはなかなかそこまでするにこの数年間に一挙にということとはむづかしいので、両々相まうてこれはいかなかならぬと考へておる次第でございまして。

○田中一君 最後に伺つておきます。特定財源を求める方法、比率ですね、が、重くなるのかどうか。一般財源としてはあまり出てきませんから、特定財源として持つてくる方法、ことにガソリン税の値上げなんか考へておるんですか。大蔵当局は国会が忙しなからといって別になつておるといふけれども、ひとつ財源問題を率直にお話し願ひたいと思ふんです。ちよつと、まだ、わかつていながら言わないところがあつた感じがするんです。その点、それ、ひとつその点を、二つ、三つ、四つぐらいあるかもしれない。ぜひちよつと説明しておいていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私は隠してもおらないし、ないのは知恵だけでございまして、隠すほどの知恵はございません。ただ、御承知のように、国の一般財源でいくということになりますと、非常にこれは不安定でございまして、そのときの経済情勢に従ひまして、いつでもこれが著しい増減が出てきて、そうしてこれがどうしても大蔵省の力が大きく響いてくるのでございまして。特定財源として法律上規定されておりますれば、これが自動的に入ってくる。そういう意味から、御承知のように道路特別会計上、この特定財源が裏づけられて初めてこれが道路政策が伸びる。こういう事情からいたしまして、やはり私は特定財源というものは、一般会計から毎年毎年どれだけの予算の何

ぼを補てんするということは、とても特別会計法に入れることが困難でございまして、してみればやはり特定税金を充てるといふことにならざるを得ないと思ふんでございまして。そこでいふところ、御指摘のようにトラック税とかいろいろのものがあります。むしろこれは田中さんあたりからひとつ、こういういいものがあるから、これをひとつやれというふうな激励を受けまして、知恵をかしていただきますと非常にありがたいと思ふんでございまして。その意味で、いまのところいろいろ御鞭撻を受けておりますが、これは税ということになりますれば、御承知のように税制調査会の関がございまして、それに税の中に地方税もありまして、これがまた地方自治体にとっては非常にプラスの面とマイナスの面があるということではなかなか複雑でございまして。そこで、これは私のほうで思ひついたからというて、なかなかこれはゆかぬのであります。それで、やはり少し時間をかけまして、幾たびか関係省と協議をした上やらなければならぬと思ひます。まだいまのところはおしかりを受けておる段階でございまして、これならゆけるというところまで私は申し上げる段階でないことを、はなはだ遺憾とするところでございまして。

○宮崎正義君 先日、私はいまの予算源のことで、いろいろこまかく質問をいたしました。少し残っている問題がありますので、しかも時間が、大臣が二十五分に出発される、たいへんいつも時間の制限を受けるので残念でならないのであります。簡条的に伺ひたいと思ふんですが、一般国道の実延長に対する全国の歩道の設置状況、これは約二一％と私は記憶いたしてゐるわけですが、全国的にこれは非常に一様に低い。道路といへば、昔は人が歩く道といふくらいにしか考へていなかった。道といへば人が歩く道。その人が歩く道がいつの間にか車道が占有してしまつて、人が道を歩くのには、危険をおかして歩かなければならぬという実情に迫り込まれてきてゐる今日の状態であります。そこで、全国のこの一般国道

○政府委員(養輪健二郎君)　ただいまの御質問でございますが、いま四十五年度から国道に昇格いたしました路線延長が約三万三千キロぐらいになります。この中で私たち、やはり歩道設置という問題は積極的に取り組んで、今後も実施したいと思っております。

それからもう一つが、先ほど大臣からお話がありましたように、歩道を明確にするという道路構造令を改定して、そして人命を尊重する上において明確に何かの標示をするというようなお話がありました。そこで第九条に、「第四種の道路には、その各側に道路を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを

百キロくらいになるといふことで、この三カ年計画をこのとおりいま実施しておるわけでございます。これと、やはり橋梁その他によりまして交通安全施設以外に歩道をつくるものも入れますと、この五四というのはさらに上回るといふように計画しております。ただ、これは市街地の問題でございまして、市街地以外のところであっても通学路、

が、いまの構造令の問題であります。第五条の關係から第六條、第八條、第九條の点については、大きくこれは改正されなければならないだろうと思います。現時点の状況から判断して、相当これに手を加えなければならないというふうにも思うわけです。そこで、いまお話がありましたように、實際は歩道のないところが多いわけに、

です。そこで事故が起きているわけです。したがって、私は皮肉るわけではありませぬけれども、「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない」とそれをやむを得ない、やむを得ないと言つてつけられないことでは、これは問題が残つていくことを申し上げているわけですから、この点を十分に了承の上、善処をお願いいたします。

そしてまた、さらには幅員の点でありますけれども、幅員もこの法で定められたとおりのものできていない。これが事実の面がどうありまします。それから一般国道にいたしましても、国道をつくる場合でも橋の上になりますと、旧態の、昔のままの橋の実態で、道を橋のところにいつては狭めている。二車線、三車線あるようなものが橋のところへいくと二車線になり一車線になつていくという実態が今日、国道としてずいぶん残されている。それからさらには、四車線の計画をされ、実際は、急ぐために二車線しかやらなかったというために、またよくそうしてから二車線なり一車線を増設工事を行なつて補つていくという考え方、ここにも私は問題があると思ふんです。四車線を計画したならば、四車線を立てて計画していくべきだと、私はこう思ふのです。こういう観点、あるいは道路構造令。前回も私は、この構造令の中で第二の緩速車道のことについても、自転車道というのが今度法制化してきた。そうすると残つてくるのは荷車等ということになつてくる。荷車が実際問題どのように緩速車道の中で能力を、今日の時点において行なわれているかという点、ここにも問題が残されているかと思ふます。相当、道路構造令については早急に私は手を加えていかなければならぬ、それもまた示していかなければならぬ、一般国民のためにこういふふうにするのだというところは示すべきだと思ふのです。この点についてはどうなんでしょうか。

○政府委員(養健二郎君) 確かにいま、現状、先生御指摘のように、橋梁の部分で前後の道路に比べまして狭くしておるといふのはいまままでよく見受けられた、われわれがやつてきた道路の中にはございませぬ。この当時は、やはり道路投資が十分でないために、橋梁あたりに金がかかるようなところには、できるだけ幅員を狭めて道路を延ばすということをしたのも事実でございませぬ。いまの交通の状況になつてみましますと、そういうところは非常に交通のネックになつてまいります。四車線を橋梁のところで二車線にするということは、これは今後あり得ないことだと思ひますが、やはりそういうような車線を大きく縮小するということでは交通の非常にネックになるということで、できるだけ前後の道路に合わせた幅員を取つていくことで、橋梁あたりも指導をしております。ただ、非常に何百メートル、二百メートル、三百メートルの長い橋になりますと、これはまだまた金がかさむということもございませぬ。やはりそういうところには多少、最小限の歩道にするというふうなことは、あるいはやむを得ず実施するようになつてくるかもしれないが、少なくとも車線を減らさないということを心がけてまいりたいと考えております。

いまの構造令の問題についても、先生御指摘のように、やはり早くきめまして、これからの道路工事をする際には、できるだけ新しい構造令によることにしたい、というふうな考えでございませぬ。構造令の改正のおもな要旨でございませぬが、現行の構造令で一番私たち問題にいたしますのは、相当混合交通を許しておつた。たとえば九メートルというふうな幅員構成がございませぬ。九メートルという幅員でございませぬ、これは当然四車線にはなりませぬ。幅の広い二車線、そういう幅の広い二車線の中で、車両と緩速車とが混合で走るといふような考え方だつたわけでありませぬ。今後の改定にあたりましては、車線主義でいく。何車線を確保するといふような車線主義でいく。また、その車線の外に、自転車の多いところであれば自転車道をつくる、また、自転車も少なく歩行者もそう多くないところでは自転車、歩行者の通行帯をつくるというふうな形をとつていき

たいと思ひます。ただ、道路につきましては、非常に国道から市町村道の末端になりますと、これは一つの幹線の、市街地で言いますと幹線の街路と、それから住宅地の中へ入る一線の区画街路というふうに分かれてまいります。私たち、そういう区画街路については通過交通はできるだけ入れないような形をすべきじゃないか。そういうところの裏通りにみんな車が集まるというふうなことがないような幹線街路をつくつていく。そういうような区画街路については、相当車の台数の少ないところにつきましては、ある程度は歩行者と自動車との混合交通ということも、いまの段階ではやむを得ないと思ひますが、できるだけそういうような通過交通はもう幹線の街路に回すのだというふうな形で、必要な幅員をとり、交通需要を満たすような道路の構造をつくつていきたい、というふうに考えております。

○宮崎正義君 大臣の御時間がないようですが、問題とこれをとらえますけれども、一般国道の改良及びその舗装の状況について、四十五年一月現在全国平均で見ますと、改良率が七八・七％、このようになつておりますが、この平均よりはるかに下回つてゐる、たとえてみれば高知の改良率だとか、徳島の舗装率だとか、あるいは北海道の舗装率、これらは全国的な平均よりかなり下回つております。これらの地域に対する特段の処置を今後は講じていくべきではないか、この点が一つ。

それから、最後に大臣に伺つておきたいのは、今回の計画が現状打開のための道路投資、それが主眼になつていくこととするのか、それも含めた地域開発、これを推進していくこととする、そのほうを先行にするのか。この地域開発を推進する先行投資あるいは道路投資、現状を打開するための道路投資を主眼にするのか、それらをどのようにかつていけるか。またどの比率をもつて考えていかれるか。またこの点を最後に伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 宮崎さんから御指摘された点は、これは地域によつて若干違ふのでございませぬ。国道、地方道みんな現状打開だけだといつて、地域社会のことをあつてするということもできませんし、また場所によりましては、その地域にとりましては、まず何よりも現状打開をしていかなければならぬ役に立たない。御指摘になりました四国なんかのごときは、延長を延ばすよりも現状を整備してやらなければ、これは地域社会が非常に困るというふうなところもあると思ひます。それから北海道なんかにおきましても、新たに道路を延長するよりも舗装したほうがいいという地区もあるようございまして、その点は画一的ではなくて、その地域社会によつて、現状の非常に立ちおくれしているところは、現状打開に中心を置く、それからそうでないところの地域については、御承知のような措置を講ずるというふうな、できるだけこれはその地方地方の経済社会諸条件等ならみ合わせて、地方地方の住民のできるだけ生活経済情勢に応じたやり方をやつていきたい、こう考えておる次第でございませぬ。

○委員長(大和与一君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(大和与一君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、これにて質疑は終局いたしました。

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、討論は終局いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大和与一君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(大和与一君) 先ほどに引き続き、建設業法の一部を改正する法律案を議題とし、補足説明を聴取いたします。川島計画局長。

○政府委員(川島博君) ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案について、条文の御説明を簡単に申し上げます。詳しくはお手元にお配り申し上げました資料をごらんいただきます。

第一条の改正は、今回建設業法全般にわたって抜本的な改正を行なうこととしたので、改正後の建設業法の趣旨を明確にするため目的を全面的に改めることとしたものであります。

第三条から第十七条までの改正は、建設業者の登録制度を建設業の許可制度に改めたものであります。

第三条は、建設業の許可について定めたものであります。すなわち、建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設大臣、または都道府県知事の許可を受けなければならないことといたしました。この建設業の許可は、一般建設業の許可と特定建設業の許可に分けて与えることといたしておりますが、このうち特定建設業の許可は、発注者から直接請け負う建設工事の下請代金の総額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が受けなければならないこととし、また、建設業の許可は、一般建設業、特定建設業いずれの許可についても、別表に

掲げる二十八種の建設業に分けて与えることとし、その有効期間については、三年といたしました。

第七条は、一般建設業の許可の基準について定めたものであり、本条の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないことといたしました。

第一号は、許可申請者が法人である場合はその常勤の役員の一人在、個人である場合は本人または支配人のいずれかが、許可を受けようとする建設業に關し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であることとしております。

第二号は、営業所ごとに許可を受けようとする建設業にかかる建設工事に関し、一定期間以上の実務の経験を有する者を専任の者として置く者であることとしております。

第三号は、申請者またはその役員等が請負契約に關して不正または不誠実な行為をするおそれがある者でないこととしております。

第四号は、請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有しないことが明らかでないこととしております。

第八号は許可の欠格事由を定めたものでありますが、従前の第十一号で定められていた登録の欠格事由のほか、一年以上の懲役もしくは禁錮の刑に処せられ、またはこの法律の規定により、もしくは建設工事の施工に關する法令もしくは労働者の使用に關する法令の規定で政令で定めるものにより罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、または刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者等も、許可を受けることができないこととして、建設業者の品性を高めることといたしました。

第十五条は、特定建設業の許可の基準を定めたものでありますが、その基準は、一般建設業の許可の基準に比し、営業所ごとに配置すべき技術者及び財産的基礎について要件を加重することとしたしております。

第十六条は、特定建設業の許可を設けたことに

關連して、特定建設業の許可を受けた者でなければ、発注者から直接請け負った建設工事につき、下請代金の総額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結してはならないことといたしましたものであります。

第十九条から第二十三条までの改正は、請負契約の適正化をはかることとしたものであります。

第十九条の改正は、建設工事の請負契約書に記載すべき事項を充実するとともに、当事者は、契約書に署名または記名押印して相互に交付しなければならぬこととして、請負契約関係の合理化と明確化をはかることとしたものであります。

第十九条の二は、請負人が工事現場に監督員を置く場合または注文者が工事現場に監督員を置く場合は、それぞれ現場代理人または監督員の権限に關する事項及び現場代理人または監督員の行為に關する意見の申し出の方法を畫面により相手方の注文者または請負人に通知しなければならぬこととし、工事現場において起こりがちな現場代理人または監督員の行為にかゝる紛争の具体的な解決策が講ぜられるよう措置することといたしました。

第十九条の三は、取引の公正をはかり、また、建設工事の適正な施工を確保するため、注文者は自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないことといたしました。

第十九条の四は、発注者や元請負人が請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事に使用する資材等を指定して建設業者や下請負人に購入させ、その利益を害することを禁止することとしたものであります。

第二十条の改正は、注文者は、契約を締結する以前または入札を行なう以前に一定の期間をおいて、契約の内容となる重要な事項について、できうる限り具体的な内容を提示しなければならないこととし、建設業者が適正な見積もりをすることができよう措置したものであります。

第二十四条の二から第二十四条の六までは、下

請負人を保護育成するために、元請負人の負うべき義務について規定したものであります。

第二十四条の二は、元請負人は、建設工事を実施するために必要な工程の細目、作業方法を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞かなければならないこととし、下請負人の便宜をも考慮し、工事の円滑適正な施工をはかることとしたものであります。

第二十四条の三は、元請負人は、その注文者から出来高払い、または竣工払いを受けたときは、当該支払いの対象となつた建設工事を実施した下請負人に対して、その支払いに相応する下請代金を一月以内に支払わなければならないこととしたものであります。元請負人がその注文者から前払い金の支払いを受けたときは、下請負人に対し資材の購入等建設工事の着手に必要な費用を前払い金として支払うよう適切な配慮をしなければならないことといたしました。

第二十四条の四は、元請負人は下請負人から工事の完成通知を受けたときは、二十日以内にその完成を確認するための検査を完了し、完成を確認したときは、下請負人の申し出により、直ちに工事的物の引き渡しを受けなければならないこととして、下請代金の支払いを円滑化するとともに、工事的物の保管により下請負人が不測の損害を受けることを防止することとしたものであります。

第二十四条の五は、特定建設業者に対して、一般の元請負人よりも下請負人を保護するための重い義務を課したものであります。まず、特定建設業者の下請代金の支払い期日は、工事的物の引き渡しの申し出の日から起算して五十日を経過する日以前において定めなければならないことといたしました。特定建設業者は、下請代金の支払いにつき、本条で定められた支払い期日まで一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付してはならないこととしたものであります。

第二十四条の六は、特定建設業者に、下請負人が建設法等に違反しないよう指導する責任を負わせ、建設工事の適正な施工を確保しようとしたものであります。

第二十五条の九の改正は、許可を受けずに建設業を営む者にかかる請負契約に関する紛争の処理も、都道府県建設工事紛争審査会において取り扱うこととし、零細業者や零細発注者の保護の徹底をはかったものであります。

第二十八条から第三十二条までの改正は、監督処分の適正化をはかったものであります。公衆災害の防止及び一般発注者の保護をはかるため、許可を受けないで建設業を営む者が建設工事を適切に施工しなかつたため公衆に危害を及ぼしたとき、請負契約に關して著しく不誠実な行為をしたとき等には、都道府県知事が必要な指示等の監督処分を行なうことができることとしたしました。さらに、許可制の採用に伴い、監督処分の強化をはかるため、営業停止処分の期間を最大一年に延長することとしたしております。

第二十九条の四は、建設業者等が営業の停止または許可の取り消しの処分を受けた場合、その役員等が独立して建設業を営んだり、あるいは他の建設業者の役員等となつて営業活動を行なつたのでは、これらの処分の実効を期することができないので、これらの処分を行なう場合には、その役員等について営業の禁止を行なうこととしたものであります。

第四十一条の改正は、特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の下請負人が、その工事のために使用している労働者に対する賃金の支払いを滞滞した場合において必要があると認めるときは、建設大臣または都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、賃金相当額を立てかえ払いすること等適切な措置を講ずることを勧告することといたしたものであります。

第四十二条は建設業者が第十九条の三等、下請保護に關する規定に違反する場合には、同時に私

的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第十九条、すなわち公正取引の禁止に關する規定にも違反することとなりますので、そのような場合には、建設大臣または都道府県知事は、公正取引委員会に対して同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができることとしたものであります。

第四十二条の二は、中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため、必要な報告を徴し、あるいは検査をすることができるとするとともに、報告や検査の結果、中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が、第十九条の三等下請保護に關する規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができることとしたしております。

第四十五条から第四十九条までの改正は、登録制を許可制に改めたことに關連して、罰則に關する規定を整備したものであります。

次に別表の改正でありますが、今回、建設業の業種別許可制を採用したことに伴い、上欄に建設業法の適用の対象となる建設工事の種類を、下欄には建設工事の種類に対応させてそれぞれの建設工事を請け負う営業としての建設業の区分を掲げることとしたしました。

最後に付則でありますが、第一項は、この法律の施行の日を定めたものであります。関係者への周知徹底をはかるため、この法律は、公布の日から一年後に施行することとしたしております。

第四項から第十項までは、本法施行の際、従前の建設業法の規定により登録を受けて建設業を営んでいる者についての経過措置を定めたものであります。

許可制への移行が円滑に行なわれ、既存登録業者の間に混乱が起らないよう、これらの者は、本法施行後二年間は、許可を受けなくても、引き続き登録を受けている限り、建設業を営むことができることとするともに、改正後の請負契約に關する規定等は、これらの者についても適用することといたしております。また既存登録業者に対して新法の許可をする場合には、その者の建設業に關する実績を配慮すべきことといたしております。

なお、本法は、衆議院において次のように修正されております。

第二十八条第一項に後段を、また第四十一条に一項を加えて、特定建設業者の下請負人が、当該建設工事の施工に關し他人に損害を加えた場合において建設大臣または都道府県知事は当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立てかえ払いする等の勧告ができるものとし、勧告に従わない当該特定建設業者に対しては、必要があると認めるときは、営業の停止等を命ずることができるものとしたしております。また、下請負人の労働者に対する遅滞賃金について立てかえ払い等の勧告に従わない特定建設業者に対しても、同様の措置をとることのできるものとしたしております。

以上、本法案につきまして逐条御説明申し上げた次第であります。

○委員長(大和与一君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

前回に引き続き筑波研究学園都市建設法案を議題といたします。

本日は、本法案審査のため、天谷和夫君に参考人として御出席をいただいております。

それでは、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会のために御出席いただきましてまことにありがとうございます。

た。本日は忌憚のない御意見をお伺いして、そうして審査の参考にいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

これより御意見をお伺いいたしますが、議事の都合上、御発言をいただく時間は大体十五分程度にお願いをいたしたいと存じます。なお、参考人の御意見の開陳のあとで委員の方からの御質問がありますので、お答えをお願いします。

それでは、天谷参考人、お願いいたします。

○参考人(天谷和夫君) ただいま紹介にあずかりました天谷です。私は各省庁にまたがる移転予定期間に働く職員約六千名で組織されている東京国公移転反対連絡会議の事務局長をしております。で、この会議を代表しまして、筑波研究学園都市建設法案に反対するという立場から意見を申し上げます。

私たち国立試験研究機関に働く職員は、日本の科学技術の発展の基礎をつくる基礎研究の分野でも、またその蓄積を基礎に経済を發展させ、国民生活の向上、国民のための行政上必要な目的研究、応用研究の分野でも、それぞれの持つ能力を十分に發揮し、価値のある貢献をしたいと思います。そして、そのためには、第一に、各研究者が科学者として自分の正しいと思う意見が述べられる、そういう自主性が保障されること、そしてまた、このような環境の中で多くの人々が互いに他の人の言うことを十分に聞き、討論し、納得づくでものをきめて、お互いに協力してやっ

ていくという民主的な運営が保障されなければなりません。このことは科学の發展の歴史からも明らかであります。また理論的にも結論づけられることであります。

そして第二に、皆で相談してきめた研究計画、あるいは施設設備の要求に対して必要な財政的、人員的な保障を与えることが必要です。

第三に、もちろん職員が心おきなく仕事に専念できるだけの待遇を保障する必要があることは言うまでもありません。

しかし、現実にはどうでしょうか。このような

科学技術をほんとうに発展させる条件というものは満たされておられません。国立試験研究機関では下からの意見はなかなか上には伝わらず、自由な発言は圧迫されたり、握りつぶされたりします。そういうことが非常に多く行なわれております。一方、上からの通達や指令は末端まですぐに伝えられます。機関組織としてのこのような状態は、人間にたとえれば手が熱い熱いと感じているのに、それが脳には伝わらず、手をのけることができず、そうして大やけどをしてしまうというふうなこっけいな状態に相当するのであります。

第二番目に、予算がどのような状態にあるかと言いますと、比較的自由に使える経常費というのは比較的少ない。そしてまた、かなり予算が、金がつくというそういう部門はありますけれども、それは政府が望んでいる特定のテーマだけに限られております。したがって、研究が全体として見れば跛行的にならざるを得ません。また、研究者の中には、金がほしいという場合に、心ならずも研究の本来の発展方向を曲げざるを得なくなっている、そういう人もあります。また最近、金にならない研究には金を出さないという傾向も強まっています。また早くレポートを出せというふうなことで追いまくられ、レポートがないと昇格もできない、昇給もしないというふうな状態で、レポートの出すやすいテーマだけに走る傾向も出てきております。

このような状態の中で、長い間置かれておりますと、利潤を追求を第一の目的とする企業の研究所とは違い、基礎部分を充実し、その蓄積の上に立つて国民的立場から解決を迫られている課題にこたえていくという、国民の立場に立つた国立研究機関としての望ましい姿から逸脱してくるということは想像にかたくありません。そして、実際にそのような状態が起きていることはいかなぬ事実であります。私たちはこのような状態に決して満足してはいるわけではありません。また、私たちの職場では職員の協力関係を悪化させる諸制度や、あるいは競争心をあおるいろいろのことが

行なわれて、各研究者はタコつばに入っているというふうな状態が生じております。また、研究に必要な人員も、総定員法というものができてから、一そう不足を来しております。これは人員の不足ばかりでなく、人をとるために一そう争いが大きくなるという事態も生じております。さらに加えて、生活条件からいいますと、低賃金のためにアルバイトをしたりして時間が取られる、あるいは賃金が安いためにはしい専門の本も買えない、そういう状態もあります。また劣悪な住宅事情のために、勉強が思うようにいかないという事情もあります。

こういうような事情の中で、多くの研究者は自分の能力を十分に開発し、発揮できる状態にありません。そして、そのことは現在国立試験研究機関の発展をはばんでいる最も大きな原因だというふうに考えます。私たちは、このような障害を一步一步、一つ一つ取り除いていくことが、日本の科学を著実に発展させていくという、そういう道であるというふうに思っております。そして私たちはこのような現状を少しでもよくしようということで経常費、研究費の増額、それから大幅賃上げ、住宅手当の要求、その他多くの職員の要求を繰り返し繰り返し政府に要求しております。しかし、政府は誠意ある態度を示していません。このような現状を放置したまま科学技術振興のためだといって筑波研究学園都市に行けと言われても、多くの人は納得しないわけです。

では、筑波研究学園都市というのが科学技術振興になるかということになりますと、これはみなそうとは考えておられません。それはどうしてかというと、一昨年の国会でも明らかにされたように、建設の主体が明らかでない、それから具体的な計画がない、そういうふうなこと、あるいはわれわれが向こうに行けば必ず施設などにも金がつくというふうなそういう財政的な保障もないということがあります。

第二に、これは一番その大きな理由ですが、こ

の計画を進めるやり方でありまして、これは皆さんの意見を聞かないで一方的に進めよう、そういうやり方でありまして、このことはこれからこの計画を進めていこうとされる政府の方々も、よく聞いていただきたいということでありまして、昔から、三人寄れば文殊の知恵ということわざがありまして、これは何かものごとやろうとするとときには、それぞれの人の持つ知恵を出し合えば名案が出てくるということをやったものです。で、このことはこの計画についても言えます。特にこの計画は研究機関の内部の計画ばかりでなく、新しい都市環境において起こると予想される多くの問題があります。この問題は膨大かつ複雑であって、多くの人々の知恵を借りなければならぬし、またそのりでなければできない性質のものであります。しかし政府は、移転予定機関の職員の意見を聞かないことはもちろん、関係機関の長の意見、政府当局が都市計画を依頼した都市計画学会の意見すら聞かず、また、全国の科学者の代表機関である学術会議の申し入れに對しても、誠意ある態度を示していません。このような事実は、各省庁の機関で具体的にあげればきりがありません。このように、このようなやり方では、決して理想的な研究学園都市ができるということとは言えません。さらに、この計画があるというために、現地における建物、施設の要求が押えられ、このため数年間おくれたという例もあります。また個人的には、将来の生活設計が立たず困っている人もいます。ですから、この計画は科学技術の振興になるということとはとうてい考えられないわけです。で、以上のような事実が明らかにになって、これにつれて移転予定機関当局側も、この計画に対する意欲がなくなってくるのは当然です。

一方、地元の要求から今回突然この法案が出されてきました。この法案の内容を見ると、私たちが強く主張してきた移転機関職員の待遇、たとえば都市手当などについても何ら触れておらず、また、最も重要な職員の意見を聞いて移転の可否を決定するという保障がありません。私たちは、こ

のような法案を成立させて、この計画をさらに一そう強引に進めようというやり方は、事態を正しく解決の方向に進めることにはならず、混乱が起きる危険性を感じております。現に、先日の衆議院建設委員会では、今国会終了後、関係各省庁に働きかけるというふうなことを、政府は答弁しております。

現在のこのような事態になった根本原因は、少数の人たちの誤った発想法で、計画がまず最初にきめられ、権力的に一方的に進められてきたことによると考えられます。また、官庁のなわ張り根性もそれを助長した一つの大きな原因と考えられます。私たちの研究機関の長も、四十二年九月の閣議了解のときには、バスに乗りおくれるといつて計画に賛成いたしました。しかし工技院傘下の各所長は、四十四年四月工技院当局が意見を聞いたところ、全員そろって現在の計画は研究の発展にならないというふうに言っております。また厚生省関係の研究機関でも、所の意見として計画をおろしてくれということを、上部の機関に上申しております。で、どうしてこのようなふうになったかと言いますと、これは一昨年の国会で計画の事実が明らかにされたからであります。

では、これからより正しい解決を得るにはどうしたらいいかということですが、国会においてはこれまでの事実を国民の前に明らかにして、できるだけ多くの人々の意見を聞き、きめていくことだというふうに思っています。そして国会では、この法案を日本の科学技術教育の将来に関連する重要な問題であるので、建設委員会のみでなく関連のある科学技術振興特別委員会、文教委員会等々で十分審議し、きめるべきと考えています。そして、継続審議をさせていただきたいというふうに考えております。また、政府も四、五千億の巨費を投じて、また移転前後に数年にわたって研究のプランクを生ずると考えられる既存機関の移転、これによる損失は、現在一人当たり年間四百万円程度の研究投資を政府は行なっております

が、約五千人の研究者が数年間ブランクになると考えますと、一千億以上の損失になるといふふうに考えられます。このような大きな損失をあえてして、既存機関の単なる集中移転をするという、そういう利益がどこにあるかというのを政府は明らかにしていただきたいといふふうに思っています。おそらくこのことはできないのではないかと、いふふうに思います。私たちは、ですから日本の全体の科学の発展というものを総合的に検討して、この計画を現在の移転予定機関のみを対象にせず、たとえば学会が従来勧告してきた基礎科学の幾つかの研究所の設立の勧告等も含めて、この計画を全面的に再検討することが必要といふふうに考えます。またわれわれも、日本の科学技術が国民とどのような関係にあるべきかという立場から、各研究機関の今後の方向も国民的な立場から考えていかねばならないといふふうに考えております。また議員も、現在の国立試験研究機関の現状について事情を詳しく調査し、日本の科学技術の真の発展のために具体的な努力をしていただきたいといふふうにお願ひする次第です。

以上で私の陳述を終わります。
○委員長(大和与一君) ありがとうございます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○田中一君 天谷さん、端的に言ううと、この法律案を再検討して、とりあえず文教委員会あるいは科学技術振興特別委員会等で合同審査をしてくれという御希望のようですが、もしかりにこの法律案が通り、そうして、あなたの御希望するところ、ことにこれにゆきまされるあなたの方六千人で、すかの方々の希望する方向にいくんだという前提ならば、この法律案に対する反対はないわけですね。

○参考人(天谷和夫君) 現在、衆議院の段階を通過してしまつた段階で、非常に無理な事情というのはわかつております。したがって、参議院を通過するのはやむを得ないといふことであれば、この前お渡ししました附帯決議ですね、これをぜひ

していただきたいといふふうに考えております。

○田中一君 私が伺っているのは、いままでも筑波研究学園都市といふもの、この建設に対しては何にも主体性がないわけなんですね。ただ単に閣議了解で一応の移転する対象物がきまつた。しかし、この了解事項を見ると、それぞれの機関がいふような議論があれば変更してもよろしい、こういうような付帯条件がついている。そうして四十四年——昨年にはつきりと推進するような閣議決定を見たわけなんです。これはしかしどこまでも大きな、膨大な地域に対処するところのいわゆる経営ですね、経営といふものの主体性がない。聞くところによると、われわれもこれは国会の問題——今度初めてこの問題は国会に法律が出たから、この問題を審査するわけなんですけれども、たとえば用地の取得、造成等は住宅公団が行なっている、道路公団はこれに常磐高速道路の建設といふものを予定している。それから当然ここに人が大ぜいくるのですから、大蔵省は公務員住宅のほうの建設を年間三万戸程度やっているのではありませんけれども、これを担当しなきゃならない。建設省はこれに関連するところの諸公共事業ですね、これを行なう。生活環境をよくする。そうして首都圏整備委員会がこれらの調整機関として存在するにとどまつておいて、全体の計画を統一した一つの意思でもって行なうという部局がないというところに、問題があるうと思ひます。いまこれから審議をしようとするこの法律案が、それらの計画の主体性と申しますか、一元的なものをつくろうといふこと、したがって、いままでもあなた方は常に自分の勤務している研究所、研究機関の長からそれぞれの計画の意思の伝達を受けているにとどまつているわけですね。だから、いままでもあなた方は常に、何でもかんでも上から持つてくるといふことにならうかと思ひますが、実際の各機関、膨大な機関ですから、この機関のいろいろな条件といふものはおのおの違うと思う。この条件を統一した一つの意思として形成するような形の計画をつくり上げるんだというのがこの法律案

の精神ならば、あなたは決してこれに反対はしないでしょうね、と伺つていたのです。

○参考人(天谷和夫君) 建設の主体はつきりするといふ点については異存はありません。しかし、私たちの問題にしているのは、そこにありますところの移転が適当と認められるかどうかといふふうな判定はだれがするかということ、それから首都圏整備委員会が関係機関の長と協議してきめるといふふうなありますけれども、長官の意見はわれわれの職員の意見を十分反映されているといふふうな条件が、いままでの経過から言つて、そういう点が保障されておらないわけです。ですから、そういう点の内容についても、はつきり職員の意見が反映される形、そういうものを内容として盛り込んでいただければいいといふふうに思ひます。

○田中一君 いろいろ、いままでもお話の中には、いろいろの条件が入つています。たとえばまず第一に、あなたの方研究員は当然公務員にすぎません、国家公務員にすぎません。だから国家公務員には国家公務員の給与の基準があるから、それによつて行なっているといふことです。これはもう国家公務員をやめなければ、これはどうもできません。しかし今度は研究費、自分の意欲的な研究をなさる場合の研究費が制約を受ける。そうしてあるべき研究を続けるという段階において、あるいはカットされる——もうこの辺でいいよ、それいからこつちをやれ、こういうような研究者としてはほんとうの良心を曲げざるを得ないような形の運営が各機関によつて行なわれているところに不満があると、このように述べられております。それから生活の問題、これは非常に大きな問題だと思ひます。給料の安い、高いという問題は、前段に申し上げましたように、あなたが国家公務員である限り、これはやむを得ない。国家公務員の賃金といふものは、特別に研究員には何かのものがあるかどうか知りませんが、少なくともこれによつて律せられていることは当然です。しかし生活の問題は、これはたいへんです。何と

いっても既存の研究機関がそれぞれの地域にそれぞれの伝統的な、あるいは歴史的の習慣を持ちながら持たれているといふところから、茨城県のあいう、いわば遠い僻地へ飛ばされるということになると、あなたの方の生活といふものは非常に脅かされる、これは当然です。その場合に、あなたの方のいままでも環境の生活が持たれるといふ条件があるならば、これはまたその点については反対はございませんね。

○参考人(天谷和夫君) そのような条件が満たされるという保障があれば、そういう生活条件がよくなるというところで向こうに行つていいという人たちはいいと思ひますけれども、そのほかの条件、たとえばいいなかにいふか、そういうところに行けばいいな情報を得るとか、あるいは連絡するとか、そういう点で不便を感じるというふうな人たちは、たとえそういうふうな条件が満足されても、移るといふ気にはなれないといふふうに思ひます。しかし、生活の面ではつきりとその保障があるといふことであれば、その点については異存はございません。

○田中一君 お子さんの方の教育の面はどうですか、現在あなたの方の聞き及んでいる範囲の。あなたのほうの工業技術院として見てもいい。その方々の、相当大幅に向こうに移転するようになるから、その場合にあなたの方の聞き及んでいる範囲の学校教育の問題等はどのように理解していらっしゃるんですか。

○参考人(天谷和夫君) もし、たとえば筑波に移転いたしますと、そこにはまあ一応学校がつくられるといふことを言われておりますけれども、まあ非常に限られた数だといふふうな思ひます。しかし、その子弟の中にはそういうところの学校ではない、ほかの学校に行きたいといふ人たちが数多いといふふうに思ひます。したがって、そういう場合にはあそこから東京まで通うといふふうなことは時間ばかりでなく、たとえば下宿をするとかといふふうなことになる、二重生活になるといふ点で、生活面での負担といふのが非常に極

度に悪くなるというふうに考えられます。しかし、それに対する政府の施策というのは全く明らかにされてないのであります。

○田中一君 だいぶあなたの心配されていることもたくさんございます。それらの問題は、この提案者は衆議院の建設委員会の委員長に提案になっておりますから、後ほど委員長にきていただきましてその真意を聞くことが一つと、それからきょうは、その施設がどういうぐあいに動いているかということを知りたい。関係機関の方から来てもらってあります。それから工業技術院からも一番大幅に、大幅というか、相当な数が行きますから、これにも来てもらっているんです。よくあなたの方の意思のあるところをただしまして、何とかして私としても、きょうあなたにきていただいたのも、日本ぐらゐ、わが国ぐらゐにそうした技術開発なり研究に金を使わない国家は少ないと思うんです。世界の後進国であらうとも、それはそれなりの技術開発なり技術の研究に努力していると思うんです。ですから、なかなかわが国はそういう現状でないことは、これはあなたが長い間勤務なさって痛感されておられると思います。私もそれは感じ取っております。したがってそれらの問題を、これからちょっと、いま委員長から、この次に一つ法案が入るそうでありまして、その後によつたしまして、何とかして日本の技術が高度に開発される、そしてそれが全部平和を目的としたわれわれ民族のしあわせになるような方向にいくように審議を進めていきたいと思います。私はあなたに対して、真意はよくわかりましたから、質問をこれでやめます。

○宮崎正義君 天谷参考人、あなたにお伺いいたしますが、いま研究機関の研究費、調査費等が非常に立ちおけているということは、私も、政府の機関を見ましても十分承知しているわけです。そこで、この学園都市の建設の話がありまして、それから、実際問題として建物及び研究施設等について、予算が予算どおり処置されたものがそのまゝ実行できて、十分建物も老朽化したものもある

でありましょう。それらの補修に対する考え方、研究に支障の起こるような事態が生じているという点がありながら、予算措置ができていない。なかつた。そんなようなことがあれば、参考にお聞かせ願いたいと思つてます。

○参考人(天谷和夫君) 具体的な例を申し上げますと、東京工業試験所の六部というのが目黒にござります。ここの分室になつてゐるわけですから、ここでは団地化というふうに呼んでおりますけれども、この計画が出る前に建物の改善の計画があつたわけですから、ところがこの計画が出たために、移転待ちというところで数年間おくれたという例を聞いております。またほかの機関では、この筑波の計画があるから要求しても通らないんだというところが多々ある、というふうに聞いております。

○宮崎正義君 最初から出さないと、事例が何かあります。

○委員長(大和与一君) 参考人、議員の質問は、いふん立体的ですからね、あなた、自分で差しつかえない分だけ言えはいいですよ。

○参考人(天谷和夫君) はい。それは、証拠としては文書の形で載りませんけれども、組合の関係でいろいろなところに行つて話をしたときに、そういう話をたくさん聞いておられるわけです。

○高山恒雄君 私、一つだけ聞きたいのですが、天谷さん、基本的には反対でないんじゃないかというの、あなたの御意見を聞いて察知できるわけですか。ただし、運営についてはいろいろな問題を取り上げられましたが、それはそれとおりだと思ふのです。したがって、いまの段階では、今後の問題としての要望が多数出ていると思ふんですが、それを満たすために、今後の運営に待つところが多いと思ふのです。たとへて言えば、研究室を集約する場合に、一体研究室が先に建設されるのか、公務員の施設が先に建設されるのか、こういうことによつて変わつてくると思ふのです。しかもいま分散しておる都市よりもかえつていい

だ。しかし生活の問題については、さつき田中議員が言われたように、これは重要な問題ですから、これも優先しますが、そういう問題はこの法案が通つてもできることではないかという感じを私はするわけですが、そういうことが満たされるならば基本的に反対ではないのだと、こういうふうにとつてもいいですか。そこだけ一つ。

○参考人(天谷和夫君) そういうことが確実に保障されるというふうなことが、職員の見解が必ず反映されてきめられるというふうなことが確実に保障されるならば、私どもは別に異存はございせん。しかし現実のいままでの経過を見ますと、非常になかなか点が不十分である。で、いままで法律はなかつたけれども、おまへたちは上司の命令にだといふことだけで、おまへたちは上司の命令に従うのだといふふうな理由だけで、正当な理由があるにもかかわらず、聞かないというふうなことがある。いままで行なわれてきた。今度の法律が通りますと、勧告だとか、あるいはそういう権限が首都圏に与えられますと、上から、この法律ができたのだからやれといふふうなことですね。そして、たとへば通産大臣が去年の国会で、組合の意見を聞いてからでなければできませんといふふうな約束しておられますけれども、そういう約束も、こういう法律によつてはごにされやしないかというふうな危険性を、私は感じておられるわけです。ですから、そういう点、はつきりと、口での保障じゃなくして、条文の中にそういう民主的なきめ方というものををはつきり明示して、そしてそれをたてに、われわれが、そういうことに反したことをやつた場合には、それをとめることができるというふうなものはつきりしたものでないかと非常に困るというふうな私には考へております。

○春日正一君 さっきの話の中で、いわゆる上から——俗なことばで言えば、天下りにきめられてくるから困るという話があつたんですけれども、この移転の問題について、各省の研究者や職員に対してどんな相談があつたのか。そのところ、どういふ仕組みになつてゐるのか、實際を聞か

てほしいのです。

○参考人(天谷和夫君) まず、通産省の関係から申し上げます。

通産省はこの筑波研究学園都市の構想が出る前の三十七年の春ごろだと思ひますけれども、通産省独自で団地化計画というのが出されました。この団地化計画が出されたという経過は、官側の議事録を見ますと、ともかくごく少数の特定の人がこゝういふ団地化計画というふうな大きな計画を出さないで、予算が取れないのだ。だから予算を取らないで、団地化をするのだといふ、そういう発想で、その理由としては、ある特定の試験所の置かれてゐる状況を、たとえばかかれてゐるとかあるいは追いつて食つてゐるとかといふふうな、そういうことを理由に出したわけです。その出したこともごく一握りの、一人といつていいわけですが、それども、それがもうきめて、そして一応工業技術院というのは院議というもので物事がきまるわけですから、それども、それにもかかわらず、もうきめたのだといふふうなやつで、さつき審議をなしに始められたという経過があります。それから、この団地化計画というの、やはり無理があるために一とんざした時期があります。その中で首都圏のほうから筑波研究学園都市計画というのが出されました。そのときに通産省はどうかというふうな働きかけがありました。そのときに五条件つきで通産省は参加するといふふうな態度をきめましたけれども、そのときの五条件の内容あるいは五条件で参加するかどうかということについては、全く職員に知らされなかつたという事情がござります。

それから四十二年の九月の閣議了解のときでございまして、このときは組合側の調査あるいは一票投票ですが、それから官側から通つて聞いた職員の見解も、それも八〇%以上九〇%近くこの計画には反対だといふ、そういう結果が出たわけですから、しかしその当時各試験所の所長は、パスに乗りおくれるといふふうな理由でもつてこの計画に参加するといふことをきめたわけです。それから

昨年自民党の議員が、工業技術院のほうに來まして、おたくのほうの事情はどうかというふうなことを聞いたことがございます。そのときに、工技院としては、各試験所の所長の意見を聞いたわけですが、そのときに、各試験所の所長は、全部現在移ったならば研究にプラスにならない、かえって支障になるというのを言いましたけれども、それにそういう全員がそろってそういうふうな言っているにもかかわらず、その計画からおりるといふうなことは一向に言わないという事です。

それから農林省の機関で参加をきめたときの事情がございまして。それは三十八年の四月十八日に、農林水産技術会議というのが主催して場所長会議というのが開かれました。そのときに各場所長は、四つの条件をあげて、難点があるというところで賛成はしなかったわけですが、その理由は、その土地が火山灰地であるという事で、農地としては非常にやせておるといふこと、それから夏に雨が少ないというふうな、その他の理由で農地としては適当でないというところから難点があるというふうな言ったにもかかわらず、三十九年の十月十六日にその農林水産技術会議はこの筑波の学園都市に参加するということをきめたという事が言われております。

それから厚生省の関係でございましてけれども、予衛生研究所、これは去年の四月だったと思ひますけれども、研究所の職員、官側の管理職もあわせて全部で民主的に討議したところが、この計画は研究の発展にならないという結論が出て、この計画からおろしてくれというふうなことを上に上申した、書面です。しかし全然それについて返答がない、ナシのついでであるという事です。それから同じことは栄養研究所についても同じことがあります。そういうことで、そのほか各試験所、小さいところではそういうことがたくさんまだあります。

○春日正一君 もう一つお聞きしますけれども、もうこの移転話が出てからかなり日数がたつわけですね。どうせ越えていくだろうということでは、

いわゆる研究機関の設備なんかがおくれている。いわゆる移転待ちでもって研究が滞滞する、おくれるというふうなことがないのかどうか。あればそういう事例を出していただきたい。

○参考人(天谷和夫君) それは先ほど官崎委員から質問がありましたときに答えましたけれども、具体的な例を一つあげましたけれども、官庁の通例として、こういうものがあるからどうせ通らないだろうという事で、初めから要求を出さない。そういうふうになつてしまふということが非常に問題があるものだ。実際には、それが設備の改善や何かを妨げている非常な要因になっているというふうに思ひます。具体的に強い要求を出して、それがこういう理由でけられたというの、予算のほうに私闘争してありませんからあまり知りませんけれども、とにかく、もともと出さなくならなうという事は多く聞いております。

○中村喜四郎君 参考人にお伺いしたいのですけれども、六千人の反対同盟の事務局長として、この筑波学園都市の団地をごらんになっておりますか、まづお伺いしたい。

○参考人(天谷和夫君) 最近私は私、職場のほうに帰つておりました、二、三年前は現地にいきましたけれども、最近行つておりません。

○中村喜四郎君 そうすると、工業技術院が移るであろうことを予想される佐倉村関係の百八十ヘクタールの団地計画は、あなたはごらんになっておりますか。

○参考人(天谷和夫君) まだ見ておりません。

○中村喜四郎君 この法案の趣旨が、用地買収ができて各官庁等のいろいろのものもろの条件を満たすために主務官庁をどこにするのか、建設主体の主務官庁をどこにするのか、あるいは財政的な助成、裏づけ法はどうするのかというふうな、こういう問題、あるいはまた国会が、これに対する各省の意見等を、あるいは各機関の、組合等の意見を聞くために国会に対する報告義務を課したというか、こういうふうな重大関心を持つて、この事態——地元の用地買収、それからもう一つは、

移転するであろう各省機関のもろもろの意見、たとえば生活条件はどうなっているのか、あるいは住宅の問題について、東京における三DKじゃなくて四DKのような住宅を当然やつていくべきじゃないか。あるいは常磐高速道路をすみやかにやつていこうとか、あるいは常磐線の学園都市までの複々線化の問題を急速に具体化しようとか、こういうような問題が、各移転機関のそれぞれの意見がこのように首都圏整備委員会に浸透して、これがこのように国会の議決になっていることは、あなたも御存じですか。

○参考人(天谷和夫君) 具体的にどのようなか、存じておりません。

○中村喜四郎君 たとえば工業技術院の場合には、試験研究機関相互の連絡をどうするか、試験研究のレベルをダウンさせてはいけないから、それに対するどういふ処置をするかという、こういう問題等々が、あなたの機関を通じて、工業技術院等を通じて国会にも報告されている。あるいは予算委員会にもそういう質問の実態があらわれていることは御存じですか。

○参考人(天谷和夫君) そのようなことは、官のほうから聞いておりません。

○中村喜四郎君 じゃ、終わります。

○委員長(大和与一君) 本案は一応この程度にいたしておきます。

参考人の方に申し上げます。きょうはお忙しいところ、いろいろ貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。

治、あの間は島と本土との連絡橋はでき上がったはずですね。あれがどういう機関で、どういう形で、どこで予算でなされたか、大臣には結論を聞きますから、ひとつ局長から……。

○政府委員(養輪健二郎君) 尾道—今治のいわゆるEルートにきましては、現実には尾道から対岸の向島まで橋がかかっております。これは日本道路公団で、この計画ができる前から計画いたしましたして、道路公団は有料道路を建設した次第でございます。

○田中一君 現在、この利用度はどの程度ですか。

○政府委員(養輪健二郎君) 資料を見ますと、大体一日平均四千二百、三百台の利用数でございます。自動車でございますが。

○田中一君 計画はどの程度ですか。

○政府委員(養輪健二郎君) いま、はっきりした計画の数字を持っておりませんが、採算のベースから考えますと、大体計画どおり、またはちょっと上回っている程度だと聞いております。

○田中一君 私、地図を持っていないから何とも言えないのですが、その向島の次の島は何という島で、それでどのくらいの距離がありますか。

○政府委員(養輪健二郎君) 尾道の対岸の島が向島でございます。その先の島が因島になっております。

○田中一君 その距離は。

○政府委員(養輪健二郎君) 向島と因島との海峡の距離をいたしまして大体千三百メートルの距離でございます。

○田中一君 それは向島と尾道との間はつり橋ですか、それとも……。

○政府委員(養輪健二郎君) いままでできております尾道と向島の橋は斜張橋というものでつくつています。斜張橋といいますが、両方からケーブルの、つり橋ではございませんが、大体そういうような理論を利用した橋であります。

○田中一君 いまの因島と向島の間の千三百メートルというのは、それは行なおうとするとつり橋

ですか、それともいまのような工法ですか。

○政府委員(養輪健二郎君) 因島と向島の間は大体千三百メートルありまして、それについては、いま計画しておりますのがつり橋でございます。三徑間のつり橋で、一番長い径間が約九百メートルでございます。

○田中一君 因島からその先の島は何というんですか。その距離は、いまと同じ質問をするんですが、説明してください。

○政府委員(養輪健二郎君) 因島から先の島は生口島、この海峡の距離が約八百メートルぐらいでございます。

○田中一君 それから、その先ずっと今治まで話してください。どの辺に可動橋を持つのか、あるいはある一カ所持つのか、それとも可動橋は要らないで、たけの高いものにすればそのまゝいくのかどうか。

○政府委員(養輪健二郎君) 生口島から先が大三島、この間が約千五百メートルぐらいでございます。また、これも最大径間八百八十七メートルのつり橋になります。この先の大三島―伯方島、これは三百メートルぐらいの毎峡でございます。これはアーチ型を考えております。伯方島からその先の鵜島、これも約三百メートルぐらいのアーチ型を考えております。その先、鵜島から、これは小さな野島という島が入っておりまして、鵜島からそれを越えまして大島まで八百メートルございます。その中では一部つり橋がかかる。そのほかはトラストその他を併用することになります。その先の大島から中渡島、この間が約千三百メートルぐらいでございます。これも八百六十七メートルの最大径間を持ったつり橋になります。中渡島から馬島通って今治に行くわけでございまして、中渡島から馬島間は七百メートルぐらい。これも最大スパンが五百四十五メートルのつり橋。馬島から今治まで、これが千五百メートルぐらいでございます。これが一番大きな最大径間千八百メートルのつり橋を計画しておるわけでございます。

○田中一君 この調査は、道路公団が全部行ないましたか。道路公団のほうでは建設計画は持つておるんですね。

○政府委員(養輪健二郎君) この計画自身は、道路公団に移す前に直轄で実施した調査でございます。ただ、いまの計画では、これはその当時高速道路としてかなりの曲率半径の大きな曲がり方をした道路として計画したわけでございます。その後のいろいろの一般国道規格でさらに計画をやり直しまして、もう少し島と島の間の海峡の短いところを通れるようなところもございまして、それをいろいろいま検討をしておる次第でございます。

○田中一君 これは技術的にもう可能だという結論は出しておるわけですか。

○政府委員(養輪健二郎君) これはいまの三本の橋の一本でございますが、その中で比べますと、一番技術的には問題が少ないということでございます。ただ、そう言いましても、いまの千メートルぐらいの最大スパンのつり橋といえますと、現在関門でつり橋を実施しておりますが、七百二十メートルですから、あれよりかなり長いものになります。これについては耐震の設計とか、台風の安定性の確認、こういうものをやはり今後相当実験その他で裏づけをしないかなければならないというふうに考えております。

○田中一君 この各島の人口はどのくらいありますか。

○政府委員(養輪健二郎君) ちょっと各島の人口についてはいま手持ちございません。

○田中一君 一つ一つ片づけていったほうが早いと思つて詳しく聞いています。一番長いのは千メートルちょっと。そうすると、これは明石よりも非常に短いですね、明石は長いですね。

○政府委員(養輪健二郎君) 明石海峡にいま考えておりますのは最大スパンが千五百メートルですから、それよりはかなり短いものになると考えております。

○田中一君 これは建設大臣に伺いますが、道路公団は非常によく研究して一生懸命意欲的にやっているから道路公団がいいですね。道路公団が施工すればいいわけですね。そうして、これは相当の先行投資をやるのだから、次へ次へと行つて今治まで行かなければほんとうの経済効果は出ないわけですね。これはもう大体解決済みと理解してよろしうございませうか。道路公団がいままの計画を進めていけばいいんだというふうに理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先般来御説明いたしておりますように、本四連絡橋は三本とも必要であるが、一応その調査は道路公団でやっておりますが、道路公団は、御承知のように、現在の関門橋をやっているだけでございまして、それに比べれば、よりむずかしい設計になると思ひます。特に海上運航があのところであり、さらに三本とも総合的にこれは技術開発をしなければならぬという条件がございまして、そこで本法案を出しまして、国会の御議決を得て、この三本について、技術開発から設計調査、やがて諸般の状況を総合判断して着工順位が出てくると思ひますが、いずれにいたしましても、公団をもつてあらゆる技術開発から調査、架設までやらせよう、こう思つておるわけでございまして、現在道路公団にこのルートだけをやらせようという考えは、現在持つておらないのであります。

○田中一君 この本四公団ができればと、そうした研究費にはどのくらいかかる見込みでございますか。まあ現在やっているとこの関門大橋が一応完成すれば、あれによつて一つのめどがつくと思ふのですが、研究の期間をどのくらいに見ているか。むろん、この尾道線は途中の島を、一番短い島から島に持つていくことは困難でしょうから、どつちみちどちらから出発しなければならぬ。したがって、同じ長大橋でも、場所によつては風速も違えば何も違ふし、いろいろ条件が違ふと思ふのですが、それぞれそういうような研究は三本ともどのくらいの期間と費用でまかなう

ということになるのですか。

○政府委員(養輪健二郎君) 現在この三本とも実施のめどをつけるための調査をいたしまして、その中に技術開発その他を含んでおりますが、大体、金額としては五十億ぐらいのものをいまのところ見込んでおります。各ルートについてどのくらいの期間がかかるかということになりますと、やはり耐風性また耐震性の設計を確立するために、逐次短いスパンの橋から長いスパンの橋に移るわけでございまして、そういう過程を通りますと、やはりいまのEルート、尾道―今治のほうが早く、そういうものの調査が終わるというように考えております。どのくらいかかるかということになりますと、やはり尾道―今治が調査が終わるのは約二年から三年程度、明石については大体四年から五年ぐらいかかるのではないかと、いうような、これは一つのめどでございますが。

○田中一君 見島は……

○政府委員(養輪健二郎君) その中のDルート、見島―坂出につきましては、これはちやうどいまのAとEの間ぐらいで、これはほぼ三年か四年ぐらいあれば、実施のめどがつくのではないかと考えております。

○田中一君 そこで、この研究費はやはり三橋の原価計算に入るのですか。それとも別途の、国としてこうした技術的な開発という面から見てこれは別途になるのですか。それともこれはそれぞれ三つなり四つなりのに橋かけられて原価計算を行なうのですか。

○政府委員(養輪健二郎君) いま考えております、これから必要になります調査、これは実施調査ということで採算の計算の中に入れる予定でございます。ただ、これを各A、D、Eのどのルートに振り分けるか。これはおのおののルートの独自の地質調査、そういう独自の調査については、もちろん独自に橋の採算によるわけでございまして、共通的なものはやはり工事費の比率で振り分けるということになるかと思ひます。

○田中一君 きのう、われわれは千葉の土木研究所の支所に行ってきたのです。あすこで道路部が非常に大がかりな新しい実験を行なっているのを見てきました、非常に感激しました。しかしあすこにある費用というのは、たかだか本年全部で十億程度で、そのうちの半分ぐらいが千葉支所のほうにくるのじゃないかというふうに聞いてきました。千葉支所でやっておる費用というのは四億、あすこでやっている研究は、本四公団から調査の委託費でも、研究の委託費でも来て行なっているのですか、別途にあるのですか、それとも向こうの費用でやるのですか、どちらですか。

○政府委員(養輪健二郎君) いままでかなり土木研究所で長大つり橋の研究をされておりました、これはいまでもやっていたものは全部公共事業として、いわゆる道路整備費の中から調査費という形で出したものでございます。今後は公団の調査費を土研のほうに委託して実施していくということになります。

○田中一君 建設大臣、こういう技術開発の費用というものは、どうですか、国が直接に土研なり、今度は建築ではありませぬけれども、土木研究所のほうに直接に研究費を出すと、こういう方向はとれないのですか。長大橋は日本でも経験のない仕事であるだけに、三百メートルから五百メートル、千メートル、千五百メートル、こういうぐあいに延びていくことが望ましいわけですから、そうした技術開発なり基礎研究というものは公団の原価計算に入れないで、まあ公共一般財源から出して進めるといふことにすべきだと思うのです、どうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 原則的には今後日本の公共事業に必要な基礎的な研究は、これは当然そのためにある土木研究所ですからやらすべきだと思ひます。ところが今回の問題は、特にそうした技術開発をも含めて実施するための統一的な機関としてつくられましたので、予算はやはりこの公団につけて、そうしてその一部を土研に委託したほうが研究効果があるというものについて

は予算をそつちに、これは委託研究ということになりまして、これは何ら差しつかえないのじゃないかというぐあいに考えておる次第でございます。

○田中一君 ただ問題は、それが通行料金の原価に算入されない方法をとっていただきたいと言っているのです、今後ともそういう基礎研究費は、その点どうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) この問題はさらにこの技術開発の状況を見て検討しなければならぬと思ひます。現在のところの構想では、そうした技術開発をも全部含めてそのために一本の公団で、

そうしてこれが償還計画も、あるところは車の通る数がかかったわりあいには少ないというところもあるかもしれません。けれども一方その各ルート別の採算でいくと、そのために料金が非常な違いが出ますというところ、かえって三本をつくたことが意味をなさなくなつてきて運用上困るので、そういう点からすれば全部プール計算にする、プール計算的なやり方をしなければならぬというふうなこともありますので、その点はまだはつきりときめていませぬが、現在のところはそうした開発資金と申しますか、それもやっぱり償還の中に入れていまいのことは方針でございます。ただ、しかし御趣旨の点は十分に尊重して研究

はいたしてみたいと存じますけれども、いまのところは全部これは三本の橋において償還計画の中に入れていこうとまでございませぬ。

○田中一君 その長大橋の部分的な研究をしている場所、それからどういう研究機関で、金はどうのくらいいまで配分されてきたか、どういふものが、一応中間的なものであつてもいいから、成果が出てきたかという点をひとつ説明してください。

○政府委員(養輪健二郎君) 土木研究所には橋梁研究室というものを設けてありまして、その中でいろいろこの基礎的な研究をやつておたわけでございます。実はその調査が始まりました土研に委託いたしましたのが三十六年ごろからやつてお

りまして、三十六年から四十二年までに試験調査という名目で土研が行なつておりますおもしろいものは、やはり耐風設計の問題、また耐震設計の問題、それからこれに使う材料構造の問題、こういうもので四十二年までに約六億四千万ぐらいの公共事業の調査ということで土研が実施しておたわけでございます。その後四十三年、四十四年で土研でいまだ実施いたしましたのは合わせました四億三千万ぐらいの調査費を使つております。

○田中一君 これは公共事業でやつたのですか。

○政府委員(養輪健二郎君) これは全部公共事業で実施したものでございませぬ。

○田中一君 このほかにも委託研究をしているところがあるでしょう、土研以外に。

○政府委員(養輪健二郎君) このほかには、いまだそういう委託研究をさせているところは、いまだございませぬ。

○田中一君 これはばくの聞き違いかしらぬが、東大あたりでもやつているというふうに聞いておりますが。

○政府委員(養輪健二郎君) それは、前に土木学会が鉄建公団と一緒にしまして、土木学会で基礎的な研究をいたしたことはございませぬ。その中で土木学会の専門部会として東大に委託したものだと思ひます。

○田中一君 それは公共事業ですか。

○政府委員(養輪健二郎君) うちは全部公共事業でございませぬ。

○田中一君 どのくらいになります。

○政府委員(養輪健二郎君) ちょっといまの資料がございませぬが、たぶん毎年五百万から七百万というふうな話でございませぬが、正確な資料は、また調べましてから御報告申し上げます。

○田中一君 それらを含めて五十億というのですか。

○政府委員(養輪健二郎君) 五十億といふのは、四十五年以降五十億というふうなことでございませぬ。

○高山恒雄君 いまの五百万円とか六百万円というのとは間違いじゃないですか。これは土木学会の委託は二千四百万で委託調査をやつておるのじゃないですか、それはどういふことですか。

○政府委員(養輪健二郎君) その中から東大に出したものでございまして、いまの土木学会自身は、いろいろ各専門部会をつくりまして、その中でいろいろ報告をつくつたり、委員会の手当を出したり、そういうことも含めて全部で二千数百万円、そういうことでございまして、その中からいまの委託に出したものが七百万から五百万というふうなことでございませぬ。

○高山恒雄君 そうすると、東大以外にも委託調査をやつたということかね。これは委託費ということでは二千四百万円計上しているんじゃないかな。

○政府委員(養輪健二郎君) その中からさらに非常に小さいものはほかに委託を出しているものもございませぬが、東大のように大きく出しているのは、これだけでございませぬ。いま先生のおっしゃいましたその金額というのは、やはり土木学会自身の先ほど言いました委員会その他委託の金ももちろん含んでおります。委員会、その他いろいろ印刷をしたり、そういうふうな経費も含まれておるわけでございます。

○高山恒雄君 国鉄はどういう方法でやっているか、それを聞かしてください。

○説明員(畑耕平君) 鉄道建設公団がもつております調査につきましては、鉄道建設公団の予算として計上いたしまして、その中から、児島のほうで直轄でやつておりますものと、それから、建設省と打ち合わせをして同じような形で土木学会等に委託をして、その中から東大等に委託しておるものもございませぬ。

○田中一君 過去に使つた研究費は幾らで、これから完成するまでに幾ら予算を組んでおるか、見通してけっこうですか。

○説明員(畑耕平君) 鉄道関係の調査といたしましては、昭和三十年国鉄によって開始されまし

て、国鉄が使いましたのが約二億八千万でござい
ます。それから、三十九年に鉄道建設公団が設立
されました、この事業を引き継ぎまして鉄建公団
になりましたから四十四年度末までに約二十三億
四千万円、計二十六億二千万円調査費として支出
いたしました。

○田中一君 将来の見通しは。

○説明員(畑耕平君) 本州四国公団の中で一緒
に、今度は鉄建公団とか何とかじゃなくて、本州
四国関係の中でやられますので、将来の予算の中
で鉄道関係がどうなるか、目下検討中でございま
して、ちょっと現在のところ詳細に判明しており
ません。

○田中一君 そうすると鉄建のほうじゃまず児島
というところで集中してやっておるわけですね。ま
ず児島というように。

○説明員(畑耕平君) 別に児島ということじゃご
ざいまして、おそらく、私いきさつを聞いてお
りますのは、建設省のほうで、たとえば鉄建公団
と建設省が同じ調査、施工方法をやりましては
ならないように打ち合わせをやりまして、工事施
工方法その他の研究のテーマをきまして、一応
場所は、鉄建公団が児島、建設省のほうが明石と
いうようなことで、一般的な調査をやったという
ふうに聞いております。

○田中一君 そうすると、きのう私は土研に行っ
てみたんですが、土研のようなああいう風洞実験
とかいろいろ、われわれしろうとでもなかなか興
味があるような基礎研究をやっていましたけれど
も、ああいうのはどうなんですか。なるほど鉄道
を引く場合もやっておりましたけれども、その点
はどうなんですか。風洞試験とかああいう試験は
全部同じものをやっているわけですか、一緒に
やっているわけですか。

○政府委員(養輪健二郎君) 現在、土木研究所で
いままです実施しておりますのは、これは全部建
設省自身としてやっているのでございまして、国
鉄の費用は入っていないのでございます。

○田中一君 明石―岩屋の橋梁は、いま鉄建本部
のほうに聞くと、道路専用という以外に鉄道も引
くんだという前提で基礎研究をやっておられるん
ですか。

○政府委員(養輪健二郎君) これは実は明石につ
きましては、鉄道が乗るか乗らないかということ
は、まだ正式に最終的に決定されていないわけで
ございまして、やはり鉄道が乗る併用橋、また鉄
道が乗るにしても、在来線の貨物線が乗るか、新
幹線が乗るかでだいぶ加重の状況は変わってくる
と思います。そういうことについてまだ正式な決
定がございせんので、いわゆる併用橋として両
方をいま基礎的な研究をしておる次第でございま
す。

○田中一君 どうも同様の各議員からは、三本一
緒にやれ一緒にやれというので、それをきめるの
も本四公団がきめるんですということに答弁して
いますから、それでいいんだと思います。いいん
だと思いますが、ただ集中して一つの目的に向
かって進めなければならぬと思うのです。どうも
二頭へびはかみ合うことが多いのです、自分同士
で。どうもそこところは——とにかく建設大臣
が今度の場合は全面的に権限を持とうとしている
のですから建設委員会にかかったと思えます、こ
の法案が。これはけっこうです。とにかく鉄道を
乗せる乗せないかは別として、道路をつくること
は間違いない。二頭のへびがいつもけんかして道
路まで飛ばしては困るわけです。これは監理官、
ほんとうならば——あなた運輸省の人か。

○説明員(畑耕平君) はい、運輸省でございま
す。

○田中一君 運輸省の意向としては、どれを先に
したいのだ。

○説明員(畑耕平君) 非常にむずかしい御質問で
ございまして、一応現在のところ運輸省で考えて
おりますのは、鉄道敷設法別表に、Aルートと、
それから宇野―高松と二つございまして。いままで
のところは、この敷設法の予定路線の調査という
ことで、鉄建公団に命じて二ルートの調査をやら

しております、今度この公団ができました、ま
あどのルートが併用橋になるかは今後の問題で
ございまして、一応本四公団の実施調査、それから
経済調査、いろんな総合検討の上でやられること
になると思えますが、いままで大臣その他が答
えましてような方針で今後検討したい、こう考
えております。

○田中一君 私、こういう調べをしてみたので
す。一九六五年、まあいまから五年前ですね、四
国地方が、徳島、香川、愛媛、高知、これを含め
ると人口が三百九十七万五千人なんです。これが
推計で一九六八年、おとしですね、おとしに
は、これは推計ですよ、国勢調査がありませんか
ら、三百九十三万という人口なんです。これに加
えて、兵庫もあるいは大阪関連としたいいかと思
うのですが、とにかくこの四国だけの人口は三百
九十万、現在でも四百万足らずというところなん
です。私の郷里は青森県なんです。建設大臣も秋
田県であります。東北を見ますと、青森から福島
まで見ますと九百万、これに北海道を合わせると
と、北海道が五百万ですから、千四百万という
のが東北、北海道の人口なんです。私は、四国に
三つの橋をつくることは悪いとは言いません、大
いにやれと言いたいです。何といってもあたた
かいところは早く開発されます。われわれ東北地
方を考えると、ここに三つの橋をつくることにな
りますと、東北はもうどうにもならなくなるので
す。北海道もどうにもならないのです。試みに山
陰のほうも調べてみました。中国地方は瀬戸内海
側と日本海側があります。両方合わせて六百八十
万。鳥取県が五十七万、島根県が八十二万、これ
は日本海側、これに兵庫県の一部が入っておりま
す。ただ四百四十万しかありません。何でこうな
っているかと考えると、やはりもう少し社会投資を
しなければならぬということです。鉄道を乗せる
ルートが二つあるんです。三つの橋を一緒にする
んだとら、東北人はいつも日雇いとしてあつた
かいところ、四国に来て日雇いかせをしよう
ということにならざるを得ない。そんな金は出し

ておりまして、今度この公団ができました、ま
あどのルートが併用橋になるかは今後の問題で
ございまして、一応本四公団の実施調査、それから
経済調査、いろんな総合検討の上でやられること
になると思えますが、いままで大臣その他が答
えましてような方針で今後検討したい、こう考
えております。

くれません。私は、ここに本四のこの三つの架橋
を中心にして、あまりにもひどい格差を日本の国
民に押しつけるのはなからうかという心配を持
つのです。私と同じ気持ちで根本建設大臣は持
ていると思う。東北に一本新幹線がいつくるか、
むろん新幹線でも雪がちょっと降ればとまっちゃう
いますから困難はあるでしょう。しかしながら、
太平洋ベルトにすべての文化なり産業なりが移っ
ていくというこの姿は、正しい政治ではないで
す。反対はしません、反対はしません、一体こ
の後進地域、非常に悪い条件で営々と農業を営み
あるいは商業を営み、これらの非常に格差の激し
いこの地域の国民をどうしてくれるのか、こう
私、秋田出身の根本建設大臣に伺いたくなるの
です。これは四国に三本の橋ができるのはけっ
うでしよう。ようやく青函の隧道の試掘をやっ
ております。せんだって失敗しましたけれども、ま
たこれがどうやら無事に直りました継続している
ようです。政治は、四国と中国のものだけじゃご
ざいせん。私はどういうわけで、根本さん、あ
なたは少し選挙区の者かわいがってやらなけれ
ばいけませんよ、あなたのかわりにばくは申し上
げているのです。三本の橋をつくればいいんだと
いうことに対しては反対はしません、こうした
格差をますます助長させるような施策は、私は求
めません。こういう不公平な、力によって行な
うならば、もう日本は革命が起こりますよ。こう
した人口の密度から見ても、この三つの橋ができた
ならば四国はどうなるか、いままでいろいろ同僚
議員の質問がございましたが、どうなつたって東
北の農民、東北の国民には何も影響がないのです。
日雇いになってかせぎに行くのです。こういうこ
とを考えると、この本四公団というものの経済
効果なり、国民全部に与える利益というものをま
ず先に一つをとらえて、そこによりよい効果をあ
げられるものを一本にしぼって進むべきである
ということ強調したいのです。しかし三本——反
対しませんから、同僚議員がよく言われました三
本一緒にやれ、一緒にやってもかまいません、一緒

ておりまして、今度この公団ができました、ま
あどのルートが併用橋になるかは今後の問題で
ございまして、一応本四公団の実施調査、それから
経済調査、いろんな総合検討の上でやられること
になると思えますが、いままで大臣その他が答
えましてような方針で今後検討したい、こう考
えております。

にやっても、先ほど道路局長が言っているように、長大橋はやはり研究の成果が生まれなければ、だんだんにやさしいものから進む以外にないのだ、たとえば関門大橋ができたならば次に尾道のルート、それから児島のルート、明石のルート、これは技術的なその話をきのう土建の千葉の支所へ行って聞いてきたのです。一番の最高の学者といわれている、技術者といわれている、松井博士でしたが、聞かれればそうお答えする以外に方法がございませぬ、私は自分が技術家としてどれを先にするかと言われたら、そうお答えをする以外に道はございませぬという、これは非常に良心のある答弁だったさうであります。そこで、三つの橋を一緒にやるんだというこの政治の貧困というか、いくじなしというか、総理はじめこれに対しては口をつぐんでいられる。総選挙も済んだばかりだから自民党は三百の大会を割ることはありませぬから、この辺で、この法律案が成立するまぎわに、もう少し具体的な発言を建設大臣はすべきであると思うのです。あるいは閣議でこの問題は絶対に言っちゃいかぬぞといって指口令をしかけているかもしれないが、しかし、このような激しい格差をわれわれ国民に、国民の各層の中に、各地域の中に押し込むというこのやり方に対しては、どうしても承服できないのです。三本のルートを一緒にやれ一緒にやれとわれわれの同僚が責めているのも、どれか一本にきめろということなんです。本会議が四時に始まるさうでありますから、もうぼつぼつ集約しなければならぬのです、私はこの法律案が衆議院において社会党、共産党もこれに賛成したと聞いてぶ然とししました。国民に激しい格差をつけようというようなこの法律案が、黙ってすらすら通ったということに對して私、非常に残念に思つたのです。こういう意味でひとつ良心的な建設大臣の心境を漏らし願いたいのです。そうして自民党政府のこのような公共事業のあり方、と同時に新全総の方向づけというものがあつた三つのルートの完成によってどのくらいの効果をあげるのかどうか、これらを含

んで御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 田中さんから選挙区のことまで御心配いただきまして、まことに御配慮のほどを肝に銘じておりますが、御承知のようにはこの三本のルートはわれわれの見方といたしましては、四百万の四国の住民のためとだけには限定できないと考えております。御承知のようにこの四国とそれから近畿、中国、これは山陰も含む、これを総括して国土の総合的な開発に役立つ、こういうふうな解釈をいたしているのでもございす。現在瀬戸内海が日本におけるいわば近畿以西の主要なる海運のルートでございしますが、非常に海上運送が錯綜してございまして、このままでは今日持つておられるところの瀬戸内海の機能が、ほとんど麻痺状態になる、こう考えられます。そういった意味におきましては、一体的な、陸上でつながつたという情勢が必然的にこれは要請されてくるのでございまして、その役割ををつとめるのが三本のルートである、こう考えておるのでございす。これは新全総においてすでにそれを想定し、その意味においてこの三本のルートそのものを是認しておるという状況でございす。北海道、東北の開発は、これは非常に重要な国策でございすので、これまた新全総において、それぞれ一つの構想を持っておるのでございす、東北には御指摘のように鉄道、新幹線網を、すでにもうほとんど着工しなければならぬ段階で、事案が煮詰まっておりますし、道路につきましては、これはすでに一部着工しておる。さらにこれと関連しまして関越線がさらに伸びまして、裏日本をやはり高速自動車道路で結ばなければならぬ。さらには肋骨国道、これを整備して、こういうふうな順次やつていられるのでもございまして、昭和六十年の当時にいっては、相当程度私はパランスのとれた施策がなされると思うのでございす。ただいま御指摘になりましたように、この公団ができて直ちに実施設計、技術開発というものがすぐに、少なくとも四、五年の後には着工される

ということになりますので、印象的には確かに南のほうに重点を入れて、北のほうはどうもないがしろにされるという印象があると思ひますが、今後社会資本の充実にあたりましては、特別な、こうした地域格差のないように十分配慮して国全体として均衡ある経済社会の発展を導くように、社会資本の充実ははかっているべきだと思ひます。その意味において、御激励の点感謝いたします。今後一生懸命そのほうに邁進したいと思ひます。

○田中一君 まあ閣僚の一人として新全総を持つていられるあなたとしては、それはしょうがない。しょうがないでしようが、これは非常に危険なんです。片寄り過ぎていられる。だから三本はいけれども、一本とにかくおきめなさいという。三本、三本といつて、三本やつてもいいですよ。とにかく一本おきめなさい。一番困難であり、かつたまま手をつけている児島なら児島をおきめなさい、あるいは併用橋なら併用橋としての実験を組んでいまして、しかし研究費が少なくていって、四億圓じゃどうにもなりません。先ほど研究学園都市で、あつた若い青年が、研究者が訴えていられることはほんとうなんです。よくわかるのです。しかしこれが野方図もなく三本やるのだ、三本やるのだと云つて、うたい文句は困るのです。これもひとつ閣議の席上でも、何とかこの辺できめなさいということとわれわれは強く言いたい。閣議で発言してください。たなざらしになつてだれもかれも、せんだつて宮崎委員が質問したように、二百三十億もうくらん金を使っているじゃありませんか。こんな金は大部分くらん金です。各地方団体でもそれは政府が決断しないからなんです。あれもこれもいいようなこととは言わないで、鉄道は二つのルートでやるのだつたが、だめなものはだめだということをはっきり言つたほうがいいでしよう。党がきめてしまつておるから私はこれ以上は言えなくなつてくるんですね。この辺ひとつどうかもう採決に入る

でしようが、私は討論はしません。討論しないというのには、賛成しているから討論しないというのではないんです。討論はしません、討論にかえて、どうしても人心をおさめるにはこの三本の架橋の問題をまず優先順序を定めることとす、意思表示をすることとす。鉄道との併用橋はこれにするのだ、これとこれはしない。しないから鉄建でやるならかつてにおやりなさい。何も新線のルートは決定されているからいいのだということではございませぬ、やめてもいいんです。十年、二十年後の交通というものはどう変わるかわかりません。しかし、人間というものは足があるから、人間は歩くだけに心配です。橋も要ります、鉄道に依存しないことになるかもしれない。どうかひとつ建設大臣は次の閣議でこれを賛成するにあつて真剣にわれわれは考えておるのだ、早くルートをまず発表すべきである。これをお願いいたします。

○政府委員(養輪健二郎君) 先ほど田中委員からの質問でちよつと数字的に修正させていただきたいと思ひます。

現在土木研究所でいままです調査を委託しております。金は四十二年までで八億六千四百萬、四十二年、四十四年で一億三千九百萬、合わせて十億三百万でございす。これは公共事業の道路調査費としてあげております。そのほかに気象庁に對して一億二百万、海上保安庁に對して二千三百四十萬、こういう委託をしております。さらに東大に對してだけ委託をしておるかでございす、これは土木研究所から委託しておるものと現地の調査事務所から直接委託しておるものとございまして、ちよつといま集計がつかないような状況でございすので、後日報告させていただきます。

○田中一君 それは資料でひとつ。

○委員長(大和与一君) 資料で出すようにしてください。

○政府委員(養輪健二郎君) 資料として提出いたします。

○委員長(大和与一君) 他に御発言がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、これにて質疑は終局いたしました。

それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○春日正一君 私は日本共産党を代表して、本州四国連絡橋公団法案に対する賛成の討論を行ないます。

瀬戸内海に橋をかけ、本州と四国を陸続きにし、交通の発展をはかることには、わが党も基本的に賛成であります。

しかし、この架橋を真に四国四百万住民の生活を豊かにし、営業を進展させることに役立てるためには、次のような条件が必要であります。架橋と同時に四国の鉄道をもっと延長し、電化、複線化を進めるとともに、県道の改修、農林漁業や地元商工業の振興に必要な財政資金の増額、進出する大企業の地元住民に対する被害の規制に必要な措置等を並行して行なうことが必要であります。

これは架橋によって東京や大阪の大資本が進出し、地元商工業が圧迫されて、農地や水資源が奪われ、公害や交通事故を激しくする危険も、きわめて大きいからであります。

第二に、この連絡橋の建設費は大部分を国が負担し、地元公共団体に過重な負担を課すことのないようにしなければなりません。利率の高い民間資金の導入についてもこれを抑制し、住民の真の繁栄に役立てるために低利資金を保障する必要がある。また淡路島など関係住民の一般的な通行については無料とし、通勤、通学のための利用についても、低額料金を保障すべきであります。

第三は、橋自身の安全性、工事の安全性、工事中における航行の安全性に万全を期さなくてはならないことはもちろんであります。特に漁業や農地、架設地域住民等に対する被害は最小限にと

どめ、地元輸送業者、関係労働者を含む関係住民への完全な補償を行なうこと、また工事は大企業に独占せず、可能な限り地元企業に参加を認める必要がある。

最後に、ルートの決定、架橋計画の内容、事業の進め方、工事のやり方などについて、住民の意見や希望が十分反映されるように民主的に行なうことが必要であります。これについてはこの法案は大臣の決定、認可、管理委員会の設置、関係県議会の同意等の規定を設けていますが、はなはだ不十分であることを指摘せざるを得ません。今後架橋事業の進展に伴い、必要な段階でこれを改善されることを要望し、賛成の討論といたします。

○委員長(大和与一君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、討論は終局いたしました。

それではこれより採決に入ります。本州四国連絡橋公団法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大和与一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○松本英一君 私はただいま可決になりました本州四国連絡橋公団法案に対し、自由民主党、社会党、公明党、民社党の四党共同による附帯決議案を便宜私から提出いたします。まず案文を朗読いたします。

本州四国連絡橋公団法案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の実施にあたり、左の事項について措置すべきである。

一、各ルートの基本計画は、瀬戸内海沿岸の地域開発と調和を図り、すみやかに決定すること。

一、国費の大幅な投入を図り、地方財政の圧迫

を防ぐとともに、資金コストの低下に努めること。

一、用地、漁業、運輸営業等の補償は、生活再建の方途に配慮するとともに、地元民の理解と協力を得るよう指導すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(大和与一君) ただいま述べられました松本英一君提出の附帯決議案を議題といたします。

別に質疑もないようでありますのでこれより本案の採決をいたします。松本英一君提出の附帯決議案に対し、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大和与一君) 全会一致と認めます。よって、松本英一君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の議決することに決定いたしました。

○委員長(大和与一君) ただいまの決議に対し、根本建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま採決されました附帯決議につきましては、その趣旨を体しまして努力いたしたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(大和与一君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。速記をとめて。

午後五時三十分開会

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

この際、皆さまに一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、私が、はからずも当委員会の委員長に選任されました。たいへん微力でございますが、皆さまの御支援や御協力をいただきまして、誠意をもって委員会運営の重責を果たしてまいりたい所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○大和与一君 過去約一年間、委員長としてたいへんお世話になりました。非常に不向き屈きでございますが、皆さんの御協力をいただき、大体大過なく終わることができました。まことにありがとうございます。(拍手)

○委員長(田中一君) 理事の辞任についておはかりいたします。

松本英一君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の欠員は、ただいまの辞任に伴う一名でございます。つきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。それでは理事に大和与一君を指名いたします。

○委員長(田中一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を起こして。
休憩前に引き続き、筑波研究学園都市建設法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

〔委員長退席、理事大和与一君着席〕

○田中一君 この法案の事業の内容について昭和四十二年九月以降主務大臣としては建設大臣が当たるということになっておりますので、首都圏整備委員会の委員長でもあるので、そのほかから大體のいままでの経緯を御説明したいと思ひます。そうして、初めて国会にこの問題が取り上げられたのでありますから、私並びに各委員ともに内容をよく知っておりません。その意味について御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) まず、新委員長就任おめでとうございます。しかも、直ちに委員長みずから御質問なされる熱心さにまず敬意を表します。

今日までの経緯ということでございますので、正確を期するために準備した草稿を読み上げましてお答えいたします。

研究学園都市は、わが国の研究教育体制の改善向上を図り、あわせて首都の過密の解消に資するため、昭和三十八年九月の閣議決定に基づき、筑波地区に研究教育機関を中心として環境の良好な新都市を建設せんとするものであります。

研究学園都市建設の計画は、昭和四十二年九月の閣議決定により、移転予定の三十六機関を定め、昭和四十四年六月の閣議決定により、①昭和四十三年度からおおむね十年間で建設を実施するとともに、昭和四十七年度までの前期期間には、十一機関の建設を開始することを目的とすること、②新設機関についても設置を決定次第建設に着手すること、後期移転予定機関についても調査を進め、早期建設の方策を講ずるようつとめること、③新都市建設に必要な道路、河川、上下水道その他都市環境の整備に必要な施設の建設を進めること、常磐自動車道の早期着工をはかること等が定められました。

用地については、日本住宅公団が、昭和四十一年十二月よりその買収に着手し、現在までに予定の千九百ヘクタール中九二%の約千七百六十ヘクタールの取得をしております。

研究機関としては、科学技術庁の国立防災科学技術センター、無機材料研究所の施設の建設が進められており、本年度から建築研究所、素粒子研究所、宇宙開発事業団、宇宙開発センターの施設に着工するとともに、その他の機関についても調査を進めることとしております。

研究学園都市の建設にあたり、先行的に整備する必要がある地区内及び周辺の道路については、鋭意工事を進めており、河川、上下水道の事業についても、それぞれ調査を進めております。

また、移転機関職員の住宅については、既に十戸の建設を行ない、本年度は地区内に百十四戸の建設を予定しております。

○田中一君 それでは、用地の、宅地造成を担当している住宅公団からもう少し詳しい進捗状態、それから地元の地主から寄付行為もあったということをお願いしておりますが、そういうことがあったかどうか。この用地費並びに造成費というものは、その原資は、どこがどういう形で担当しておるか、あるいは住宅公団が自身で用地を求め、造成して、それぞれの入ってくる機関に売り渡すのかどうか。これは当然国有財産としてこれを保持しているはずであります。その点は住宅公団が使った場合にはどういふふうになっていくのか、その点ひとつ明確に、詳細に御説明願いたいと思ひます。なお、これに要するところの資料があれば、資料をお出し願ひます。

○参考人(林敏三君) ただいま根本建設大臣から御答弁申し上げましたように、この地区、昭和四十一年度に入収を開始いたしました。それで本年の三月までに当初の計画面積千九百十七ヘクタール、約五百八十万坪であります。その九二%弱に当たります千七百五十九ヘクタール、約五百三十二万坪を取得いたしました。あとのところ、取

用にも若干やむを得ないものはかけておりますが、もうほとんどぎりぎりのところまで、まず各方面の御協力を得て買収については最終の段階に入っているという状態でございます。

この用地費の準備につきましては、いろいろと、初めに御承知のように付近の売買実例を調べましたり、不動産鑑定に依頼いたしましたり、最終的には地元の茨城県並びに関係市町村の各代表の意見を聞きまして価格決定したのでございませう。結局、平均いたしますと、坪千二百円くらいでございます。それで買収をずっと始めてまいりまして、大體の御賛同を得て、いま申しましたように、ほぼ目的を達してきているのが現状でございます。用地買収の資金は全体で八十九億でございます。そこで資金のものは何かと申しますと、いわゆる政府資金あるいはそのほか民間からの資金、そういうものを借り入れて、それを運用いたします。そのほかには国費として入ってきている部分も若干ございませう。したがって公団といたしましては、これを造成したことでもって政府各機関にまた売渡しするのでございませう。そして回収をいたしまして借入金を取り返す、こういう形をとるわけでございます。なお、買収につきまして、県並びに市町村には非常に協力していただき、また地元の方々の御協力を得ておるのでございませうが、やはりこういう時勢であつて、昔山林、あるいは単なるイモをつくった畑作であつたものが研究学園都市ができましたために、急にずつと値が上がつてまいりました。それで公団が平均千二百円で買ひのり高いのではないかと、こういうような一応批評もあつたのでございませうが、やはり買収には数年かかりますので、そこらも見まして、一番妥当な、公団としては高からず低からずというところできめて買収をいたしたわけでございます。

しかしながら、その後いろいろと、さらに土地の値上がりで激甚になってまいりました。また、近隣の各地方で大きな施設がつくれますと、また急激に上がるといふような現象もございまして、公団としては、この売却に協力していただく

方々のために、買収とは別に、今後五年間にわた

りまして約二十億にのぼる環境整備の事業というものを実施することにしたしまして、生活の再建、あるいは新規の営業をやりますための指導、あるいは共同でいろいろ事業をいたします施設の助成、そのほか代替地のあつせん、そういうようなことを県並びに地元市町村と協力の上実施をいたしておるような状況でございます。

○田中一君 これはそうすると、この八十九億の中にあと二十億というのですか。八十九億の中に含まれているのですか。二十億ですか、生活環境の整備の……。

○参考人(林敏三君) 八十九億は用地費でございます。そのほか二十億の環境整備費があります。○田中一君 たしか住宅公団法の規則が何かで、いわゆる住宅公団の取得、造成をした土地は時価主義でいくのだという法律改正をしたことがあるのです。これはちょうどなくなつた河野さんが第一次の建設大臣に就任したときに、あの方が住んでおつた平塚に工業団地が初めてできた。そのときに当初の住宅公団の方針どおり原価主義でやつておつた。これはいけないというので、あそこには大企業が入るのだから時価主義でいけと言つて、たしか当時記憶にあるところでは一坪五千円というやつを倍の一万円にしたということがあつた。これは平塚の分だけはいくら返して時価主義で行なつたことを記憶しておるのです。その際に住宅公団はどこまでも取得、造成したものに對しては時価主義で売却しろと、そうして、その剰余金があれば、剰余金はまた新しい造成のほうの資金として入れるということが、公団法の政令だか規則だかできましてはいるはずなんです。それは御記憶になってますね。したがって、その場合幾らの値段で売つたか、何っておきたいのです。○参考人(林敏三君) ただいまのお話は工業団地についてはお話しのとおりでございます。河野建設大臣のときに平塚の工業団地をつくりましたときから、この原価主義を改めて時価主義にし

たということで、今日まで公団が御承知のようにいろいろな団地をつくりますが、この中で工業用団地につきましては時価で売ると、そしてそれだけの益金と申しますか、それは積みまして全体の公団の仕事に有効に使っていくという方向にいたしております。しかし、それ以外の一般の住宅用地、あるいはたとえば今度つくります研究学園都市の用地とかこういうものは全部原価主義をとっておりますので、原価でもってこれを処分することになります。いまお話しするようなことがいかにいかにことになりましてこれはなかなか議論の分かれるところだと思います。しかしながら、工業用地は工場ですぐそこで利益を上げるものでございますし、それからあとは住宅であるとか学校であるとか、あるいは研究施設であるとかいうものはそういうものと性格が違ふものでございますから、現在、一般については原価主義、それから工業用地については時価主義、このような方針でまいっております。

○田中一君 この二十億の生活環境でしたかね、これありましたね。この金はやはりいま財投または民間あるいは交付金等ミックスしたもののなかから出てくるのですか。

○参考人(林敬三君) これは公団資金から毎年五億ずつ出して二十億というめどでいたしておるわけでございます。

○田中一君 そうすると、これは売却する場合に、これらのものが全部国費で出ているものは返ってくるんですか。それともどういう形になるのです。国から出してもらったものは、国に今度は売るときには、それはもう全然関係しないで価格がきまるわけですか、原価主義となりますと。

○参考人(林敬三君) 国の中の計算になるわけでございますけれども、国費にそれぞれ各研究機関が移転費、土地買収費を計上してもらいまして、そしてそれによって公団が支払いを受ける。そしてその支払いを受けた額でもって借りたところへ返していく、こういう形をとりますわけで、いま

の環境整備費のようなものは渡し切りでございます。生活環境整備のために地元周辺都市あたりに共同利用施設をつくりまして、それから村道をつくりましてとか、営農の改善のための施設をつくりましてとか、そういうようないろいろなものは渡し切りでございます。しかしながらあの広い地面をかりに五百数十万坪買いまして、そしてそれを造成して道路をつける、それから水道管を埋める、いろいろな下水管を埋めると、そういうようなことで造成してきますその費用は、国、地方公共団体及び公団から支払い、そして公団は、借りた先、すなわち政府資金ならば、郵便貯金なり郵便年金なり、そういうところや簡易生命保険のところ、あるいは一般の生命保険、あるいはいろいろな借り先でございますが、それぞれへ利息をつけて返すことになっております。

○田中一君 これは民間の企業ですと、そうした四か年五億出るといふ金は、結局、地価に算入されるわけですね、評価されるわけですね。今度の場合にはもらいたったしでもってこれやったのだということになる、買取補償という問題を考えてと非常に危険な点があるのじゃないかと思うのです。その点はどういう形になっているんですか。

○参考人(山下武君) ちょっとただいまの総裁の御説明に補足させていただきますが、全体でいろいろ環境施設整備の事業を実施いたしますが、総裁の先ほど申し上げました点は、国庫補助の関係につきましても国が支払うということで、公団の支払う金につきましては、当然その経費の中に算入されまして地価の形成の一部になると、こういうふうに考えていただきたいと思います。それから茨城県のはうからもそれ相応の負担をしていただき、県と公団と国庫からの補助とを合わせまして具体的な環境施設の整備を進めていくと、こういうことになっておるわけでございます。

○田中一君 政府の補償、買取等の中にもある閣議決定した三十八年でしたか、二十八年でしたか、閣議決定した基準がありますがね。結局、精

神的な補償はしないんだというたてまえを貫かれてきておるはずなんです。まあ物に対する補償、環境整備の問題、これは収用法になりますからね。こういう項目がありますね。そういう土地の買収価格にプラスアルファの交付金ということになるわけですね。これは公団が一ぺん収受をして、そして支出するんですか。それとも公団はただ国並びに県が行なうまあ一つの潤滑油的な資金を預かってから補助的に交付するのかわかですか、その点がちょっと明確じゃないけれども、性格はどうなんですか。

○参考人(山下武君) もう一度具体的に申し上げさせていただきますが、全体の事業費のうちで毎年毎年これだけの環境施設整備というワケがございます。そのワケの構成は国による補助金とそれから公団による負担金と茨城県による負担金とを合わせまして、相協力して環境の整備を進めていくということになっておるわけでございます。したがって、公団のほうは毎年五億円ずつの整備費がついておりまして、これは公団の経費として出します。それは当然用地費の中に算定される、こういうことになるわけでありまして。

○田中一君 そうすると、いまの二十億というのは用地費の中に算定されるということになるんですか。

○参考人(山下武君) 最終的にそういうことになるります。

○田中一君 そうすると、これ地価もその分だけ高くなるということですね。

○参考人(山下武君) そのとおりでございます。ごくわずかでございますが、そのとおりでございます。

○田中一君 国から補助金もらって国にまたそれを買ってもらうことになるんですね。

○参考人(山下武君) そのとおりでございます。

○田中一君 ちょっとその点が、いまの政府が閣議決定している補償基準と何か合わないところがあるような気がするんですがね、そういうこと

は。たとえば、公共用地の取得のために土地の買収を行なうという場合には、これは環境整備という項目に別になると、これは精神的な補償じゃなくして、形の補償だということに……。収用法はどうなっていますかね。収用法でこれらの規定があるんです。環境整備の規定もありまして、しかし、国が補助金で県へ交付されたものを、それをやってしまった。その分は地価に算入されるんだということ、それを含めたものが原価となる。それじゃその含めたものがたとえば建設省なら建設省、土木研究所なら研究所に国が用地費として支払う、こうなるんですね。それでいいのかな。

○参考人(山下武君) ちょっと直接的なお答えにならないかと思いますが、環境整備事業の中にワケがございます。その中の補助金と公団分と県分と、こうあります。公団分につきましては、用地費の算定の基礎になります。補助金は国からもらいたったしということになりますから、当然計算の中には入らないということになるわけでございます。したがって公団の毎年五億ずつ支出いたしますが、それは毎年の環境整備事業として支出されるわけでございます。その金は当然公団に回収される、それは用地費の中に算入されるという形で回収されることになりまして。

○田中一君 そうすると、その補助額というものは原価の中に算入されるんですね、いま伺ったのは、おれ、頭悪くてちょっとわからないんですけども、算入されるんですね。

○参考人(山下武君) ただいまの補助金のはうは算定されないわけですね。要するに公団としてワケが与えられて、環境施設整備の事業としての五億円ずつを毎年出してまいりますと、その分が用地費の中に算定されまして、それが後に国に買い上げてもらうというときに、土地の中に算入される、こういう計算になるわけでございます。

○田中一君 委員長、ちょっと速記をとめて。
○理事大和与一君 速記をやめて。

〔速記中止〕

○理事大和与一君 速記をつけて。

○田中一君 あとの残っている分の収用というのは、地区でどういう抵抗があるのですか。どういう地点でどういう抵抗があって、それはどのくらいの面積で……。

○参考人(山下武君) 個所についてはちょっといま手元に資料がございませんですが、最初四十四年の十二月二十三日までに収用裁決申請をいたしました件数は百四十九件ございました。それが四十五年の四月三十日には、大体その三分の一ぐらいいなくなりまして、五十二件ございます。約三分の二の件数が具体的な話し合いによりましてまとまったということ、現在五十二件ございます。その面積が大体六万坪ばかりでございます。筆数にして九十五筆くらいになっております。ただ、収用裁決申請という形のものでございますので、やはりこれは話し合いを並行して続けていくということにいたしております。それに、特に代替地のほうの施策等もあわせて行なっておる関係もございまして、逐次この件数も減っていくものと期待しております。個所別の点につきましては、いまちょっと手元に資料がございませんので、一般的にお答えした次第でございます。

○田中一君 これは都市計画を決定したのはいつですか。
○参考人(山下武君) これは四十三年の十二月の二十四日に事業決定いたしました。先ほど申し上げました四十四年十二月二十三日というのは都市計画の事業決定からちょうど満一年の期間の範囲内において裁決申請をするということになったわけでございます。

○田中一君 そうすると、四十三年じゃあ、これは千二百円よりも上がるね、収用委員会の決定は。
○参考人(山下武君) こちらでは何ともまだ推定できませんが、私どものほうの裁決申請した線で

裁決になることを期待しておるわけでございます。

○田中一君 それはそう。そうだろうけれども、一坪千二百円で買ったという時点——最近では、御承知のように、事業決定したら事業決定の時点がその時価だということになっていきますよ。たぶん、買収に当たったのは相当、四十一年ごろからどんなにやっていたわけでしょう。それが、これは平均して千二百円かもしれませんが、これは、おそらく収用委員会にかかってこれが地価が決定があがってきたら、これは払うことになるというので、並行しながら、おどかし、すかし売買契約に、買収に動いているということなのね、いまは。そして、この収用委員会が一ぺんでも決定したことがありますか、裁決があったのはありますか。

○参考人(山下武君) 裁決の申請をしておる段階でございます。現在茨城県の土地収用委員会では、第一回の裁決申請したものもまだ裁決にならずで、近々出るのではなからうかという段階でございます。

○田中一君 おそらく良心的な収用委員の判断ならば、これは確かに上がるはずで、上がらなければおかしいです。また、上がっちゃ困るのでしょう。こういう点は非常にむずかしいですね。だから、せんだつても建設大臣に言ったのは、全部一網かけないと、こういう問題が起きてくる。これは判定がどうなるか知らぬけれども、判定が起きないように高い値段で買うつもりなの……。

○参考人(山下武君) 私ども、収用裁決の申請をいたしましたことにつきまして、当然これは御承知のとおりでございますが、価格の固定をするという効果がございまして、特に昭和四十三年の十二月の二十四日に都市計画の事業決定をいたしました際の、すなわち、事業決定に相当する時期に価格というものが固定されるということで、できるだけその線で話をまとめていきたい、というふうに考えておるわけでありまして。

○田中一君 それでは、四十三年十二月の時点の価格になるわけですね。その裁定が千二百円になれば、とてもしあわせなの、あなたのほうは。これが高くなる可能性のほうが強いんですよ。

○参考人(山下武君) いまのところ、何ともその辺想像もできませんが、大体当初の裁決申請した額に近いもので裁決があることを期待しておるわけでございます。

○田中一君 事業の主体が、期待をしていいけれども、何か、こせこせ運動しているのじゃないのかい、圧力をかけているのじゃないの。

○参考人(山下武君) 決してそういうことはございません。

○田中一君 したがって、これはせんだつて建設大臣にお願いしたのもこれなんです。こういうことになる、不公平が行なわれる。かりに、これが坪百円でも上がると、そのためにたいへんな騒ぎが起きます。人間というものは妙なもので、人のしあわせにやきもちがやけてしまうが、い。ぼくなんかはわりあいそうでもないのですが、人のしあわせにやきもちがやけてしまうが、い。だから、そういうことがあるから、事業認定時に一網をかけて全部を収用委員会にゆだねるといふのがいいと思うのです。この千二百円というのは、結局一年余り前でしょう、千二百円で買ったのは。どうです。

○参考人(山下武君) 大体買収を始めた当時から申し上げます、その千二百円という価格は、都市計画の事業決定をしてもいいました四十四年十二月二十三日というときには、大体この辺の線が一応妥当な線として考えられておったわけでありまして。

○田中一君 どうも林総裁、さつきから、これだな、布石として、なかなか安いものを高く買ったのじゃないかということをおっしゃったのだ。が、その布石のためにそういうことを言ったのだ。な、総裁は。しかしまあ、お手並みを見まして、う、この収用委員会がどういう価格を出すか。私とすれば、こういう何百万坪を買収場合には相当

腹をきめていないと不公平になるのです。これは非常に大きな間違いをおかすことになります。住宅公団は用地買収は相変わらず若い職員を使ってやっているようでありまして、事業の計画ができたならば、すべて収用法による取得を行なうことが望ましいと思っておりますが、住宅公団にも若い諸君が買収交渉のために夜を明かしたりなんかすることが多いわけですね。こういう危険からなるべく若い人たちを遠ざけて、法律をもって行なう、こういういき方をしたほうがいいということ、を、せんだつて建設大臣とこで話し合ったわけなんでありまして、そういう点は、ひとつこういう長期の大型のものはそういう形でやっていた方がいいと思うのです。

そこで、次のことを伺います。いま、住宅公団として売れる価格がどのくらいになりますか。

○参考人(林敬三君) いま造成中でございまして、また、造成に要するいろいろの資材とか、労務とかいろいろだんだんと値も上がってまいりますので、幾らということ、どうも明確に申し上げかねるのでございます。しかし、一つのめどといえますが、想像でこれは責任を持って申せませんが、二万円くらい、こう見ておるのでございまして、どうなつてきますか、もう少し詰めていいたしませんと、何とも申し上げかねるのでございます。

それから立ちました機会に、私のいろいろお話がございましたが、私就任いたしまして半年か一年たったころに値段をきめる問題があつて、それまでは、あすこは坪でいいますと五、六百円から七、八百円ということ、三十年代はわかれておったのであります。しかし、それはいわゆるイモ畑とか、クリ林に使うときの値段です。そこで、公団がこれを買上げて研究学園都市用地にするということになると、性格が変わってまいりまして、需要と供給の関係もございまして、上がつてきたわけですね。しかし、茨城県は知事以下、鹿島開発もありまして、それから竜ヶ崎とか、取手とか、あの辺のところもありまして、極端なことにな

らないように非常な配慮をしてくれました。そしてあの千二百円という値段が出たわけでございます。しかし、当時はさつき申しましたように、高いと言われまして、ある場合記者会見をやったことを覚えておりますが、そのとき県の方は、地元の方々に對して、あなた方のいままで要求された値段のどれよりも高い価格で買ったと、こういうふう言われた。私のほうも困りまして、そんなに高いものにきめたというのでは立場がございせんし、そういうつもりもありませんで、理事が立ちまして、そうではありません、もっと高いいろいろな出方がありますが、それらを彼此勘案して一番妥協なところをもつてきめましたと、こういうことであれはきめたのでございます。しかし、そのときに、やはり買収終了までには三年はかかるだろう、そしてその間のいわゆる平均といひますか、そういうところを見越したら、これぐらいが妥当じゃないかということであの価格にきめて、地元も満足をし、私のほうもこれで妥協と、こう見てあれをきめていったわけでございます。で、大型の多摩ニュータウンにしても、こういうところにしても、大型のものを買いますとき、先ほどお話しのような非常な苦心と配慮をわれわれのほうの担当者には要するわけでございますし、用地の職員が非常に苦勞をいたします。また若いので、若い力を出します面もありますが、また若くて経験不足という面もあり、非常に苦勞をいたしますわけですが、幸いこのところは、県の職員が非常な協力をしてくれました。それから町村がまたたいへんこぞって当局は協力体制に入ってもらいました。これはまた頭から取用と言つと、あとあとそこで定着いたします関係もありまして、味が何といつてもよくない、しこりが残りますので、極力取用をせずにやっていく。もう最後のやむを得ない県外地主とか、よくよくの方がいまだ少し残ったということでありますが、それだけに時間がかかったのをごいいます、やはり御心配のような点は今後よく注意して、大型のものをまとめて買うとき、長期に買うときにどうしたらいい

かということについては、まあできるだけ話し合ひと説得でもって解決をつけたら、しかしやむを得ないものは、ごね得にならないような形で、いたしかたないものは取用をするということではないかと存じております。幸い今まで公団というものは取用したことはなかったんですが、ここに至りまして、さつき山下理事から申し上げましたように、若干取用いたしかたないというところが出てきておること、これは残念でございますが、お話しのような点をいろいろ含めまして、最も適切な措置を今後講じてまいりたいと存じます。

○田中一君 これは取用委員会の裁決がどういう形で出てくるか、私は千二百円なんということじゃないと思ふんです。ちよと二年たつていますね。四十一年に土地買収の交渉に入り、四十三年に事業決定した。二年の差というものは決して七百万が千二百円になったというぐらいの違ひ方じゃないです。これは傾向としてそう安いのじゃない。したがって、取用委員会がどういふ裁決をするか、これらも非常に心配なわけなんです。その裁決が高いものに出れば、全体に非常に大きな影響が出てくるわけなんです。買収しても金も払ってしまつたのだから何も文句はないでしょうが、将来住宅公団がこの種の土地の取得、用地の取得のためにする方法というものを、これからひとつ考えなければならぬと思ふのです。それはうまくいくか、悪いくかはわかりませんが、とにかく近々取用法の裁決が出ることになりませんが、それを私はおそれております。

いまの売り渡しの際の問題は、これは二万円が妥当か、妥当でないか。それはおそろく全部に同じ価格でやるのでしようね。こうして大体きめてありますところの文部省その他各関係機関がいつごろまでにどう入ってくるか。またあの当時決定された四十二年九月五日の閣議了解にも、附記として「上記機関については、諸条件について検討の結果やむを得ない事情があるとき、その他移転を適当としない事情があるときは、変更する

ことがある」となっていますね。したがって、何がどう入ってくるか、いままで決定したものがどのくらいあるか、未知数なわけでしょう。そうすると、この価格というものは、三年たつても二万円、二年たつても二万円、当初に契約したのも二万円、こういうことだと、これまたいまに公団は損をしますよ。それでは、この四十二年閣議決定というものが、これが不動なものですか。これはもう不動なものだ、必ずこれだという前提で二万円と算定したのか、その点はどうなんですか。

○参考人(山下武君) これは大体の試算をしたという程度のものでございまして、國のほうに渡す時期がいつごろになるかということにも関連があるわけでございます。したがって、これは國にいつ、どのような形で渡すのか、買つてもらうか、あるいは國のほうにそれについてどのような使用方をするかというように、全部國のほうで決定していただく必要があるわけでございます。こういう点について、公団のほうにいたしましては、國の指示を待つて具体的な使用方法等を考へていくということになるわけでございます。したがって、その時期にどのくらいになるかということ、あらためて算定し直すということになるわけでございます。

○田中一君 大村さん、あなたは直接提案者じゃないからしょうがないですけども、私は一つだけあなたに伺つて質問をやめます。ほかの同僚議員はどうかわかりませんよ。

この法律案が突如として会期末に提案された。これを提案された理由は、決して衆議院の建設委員会の純粋な発意でこれがなされたとは私は見ておられないのです。もしも純粋な発意でこれを促進しなければならぬというなら、どこからこうした形の提案がなされ、こちらに御送付になったのか。あるいは、あなたの背後にある政府関係機関のどこから、あるいはこれを担当している根本建設大臣のほうからとか、どこからこういう促進法的な計画が出てきたのか、それを伺つておきたいと思ふのです。

○衆議院議員(大村善治君) この法案の趣旨説明は、たしか金丸委員長がこの委員会に出席して申し上げたとおりでございます。いろいろこの法案を制定する必要があるとされていること、各党、社会党も含めてありますが、各党委員賛成の上、共同で提案したものでござい

○田中一君 それはそういう形になっておりますよ。裏にある意思がどこから出てきたか伺つていふのです。お互いに、社会党も賛成したというところであるのだから、もう何もどうこうございせん——そうじゃなくて、一つの法律提案のからくりというものを聞かしてほしいのです。どこにそういう発意があったかということ、これはひとつこれを主管大臣であるところの根本さんからその経緯、あなた御承知なんですから、ひとつお話を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは建設省、私から出してこれということは言っておりません。純粹にこれは国会がその權威において、みずからの自主性において出されたものでございまして、われわれはその利益に沿つて、その趣旨に沿つてこれから運営する、こういうことを意思表示しておる次第でございます。

○田中一君 それじゃ大村さんには伺ひません。そこで、この事業が、今度法律の提案によつて、法律によつてどうやら建設法という一つの姿になった。そこでなぜ主務大臣であるところの建設大臣が発議なさらなかったのですか。当然、こういうことはどこかにひつかかるものがあるのだから、議員提案、これはもう通例行なわれるわけなんです。本来ならば堂々と主務大臣であるところの根本さんが、主務大臣になつてゐるんですからやつていいと思ふんです。しかし、何といつても閣議決定やら閣議了解やらでもつて、よたよた歩きをしながら、仕事はどんどん進んできたというのが現状であつて、ここにこれに関連する、入りたいという各機関も相当各省にまたがつておるために、それがめんどろだから避けたのかも知れませんが、

も、なぜこれは担任閣僚の根本さんが出しにならなかったのか、これをあわせて伺いたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 政府といたしましては、内閣として意見の一致を見て、そうして現実的にそれぞれの主管大臣がこれを実施することとでございます。ただ、首都圏整備委員としての私が、各省がいろいろ作業をするときに共通の施設、それから新しい学園都市をつくるその任務は、首都圏の任務である。それからまた、関連事業もおおむね建設省が担当することがあるので、私が全体のいわば推進役を仰せつかった、こういうことでございます。私のほうといたしましては、特にこうした促進法なるものをつくる立法の必要性を、私は感じていなかったであります。

したがって、私のほうから必要であるからというところであるならば、私自身が政府にはかつてやるのでありますが、そういう必要がなかったのであります。国会のほうで、どうもいまのようない状況ではなかなか促進しないから、国会の權威と見識においてこれは促進したほうがいいという御趣旨のもとに議員立法されたのでございまして、これには何らかのくくりも裏工作もいたしておりません。この点明確にしておきます。

○田中一君 この予定されている別表の機関が、どこがいづごろ入って、どこがどうだめになつてという、ひとつわかつておれば……。

○国務大臣(根本龍太郎君) 現在までのところ、各省庁から、これはだめだとか、これはいけそうもないという申し出は全然ございません。御承知のように、前期十年間に移転を開始するというところでございまして、そういう状況でありますので、いまだ仮定中にあるので、そういう問題は出ておりません。私はこの問題を推進するために、衆議院並びに参議院の予算委員会を促進方の質問がございましたときに、この推進のために努力するということを発言した。その次の閣議におきまして、これから国会終了後関係担当大臣の集合を求めまして、それぞれの機関がいままで

どういふふうな準備をして、どういふふうなめでこれからやるかというのを閣僚会議を開くことを、官房長官に要請して了承を得ておりますので、いま各省はその閣僚会議に臨むための準備をしているはずでございます。大体の見通しがつきますれば、これを招集していただいて、そうして各省の見通しを立ててもらおう、そういうような措置をいたしておるのであります。

○田中一君 大蔵省のほうからこれに要する住宅の手当て、4DKから5DKかいろいろあるでしょうが、これはどういふ計画でいくか、それもお伺いしたい。

○説明員(中西清君) 四十二年の五月の住宅委員会では計画を決定をいたしまして、そのときには四十三年度を初年度といたしまして、約八千七百六十戸の宿舍の建設を計画いたしました。しかしながら、まだ当都市に移転いたします機関とか、それからいつ進出するかという時期、そういう全体の計画はまだ立っておりませんので、宿舍計画の全体計画はまだ確定されておられません。しかしながら、各研究機関の進出に際しまして、各研究機関の研究に支障のないように、法令ののっとりまして予算を獲得して宿舍を建てていきたいと思っております。すでに四十四年度の予算で十二戸建設中でございます。それから四十五年度の予算で、現在百四十五戸を建設する予定にしております。以上でございます。

○田中一君 道路公団のほうで、この常磐高速道路の計画はどういう段階になっておりますか。

○参考人(斎藤義治君) ただいまの常磐自動車道につきましましては、まだ日本道路公団に建設の施行命令を建設大臣からいただいておりますので、建設命令を受けましてから、具体的な建設に対しての準備を開始したいと思っております。

○田中一君 建設大臣にお聞きします。いつごろになつておりますか。

○説明員(長尾満君) 常磐道につきましましては、昭和四十一年度から調査を進めておりまして、この

うち埼玉県美里町から石岡の間の五十五キロにつきましては、四十四年一月に基本計画を作成いたしております。現在関連公共事業との調整を中心としていたしまして、整備計画を立てるための調査を進めておりまして、できるだけ早く国土開発幹線自動車道建設審議会にはかりまして、筑波研究学園都市建設に即応して工事に着手していきたいと考えております。

○田中一君 これは根本さん、早くやったほうがいいんじゃないですか、ほんとうに。やるならば道路公団だと言っていたんでは何も手をつけられない。早くできれば工事費も非常に安くなるんですよ。これは一番おくられているのは地域の公共事業は、それぞれ道路なり下水なり何なりやっているのでしょう。けれども高速道路ができないと困るのでしょう。どうなんですか、その点は。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり、こういう大きなプロジェクトをや、しかもこれには多数の関係者が住居まで移転するということがありますから、その研究環境を良好ならしめるためにも、御指摘のとおりだと思っております。そこで私は、これは従前のスピードでは、これはだいたいおくられておるので、積極的にこれをすみやかに調査して着工するように、事務当局に命じておいたのでございまして、したがって、本年中に相当促進する予定でございます。したがって、道路公団にも事務的な手続ができた下命をいたしまして、買収並びに工事の準備体制をつくらせるように、道路局長にすでに命じておる次第でございます。

○理事(大和与一君) 速記とめて。

○理事(大和与一君) 速記つけて。

○田中一君 工業技術院の方来ていますか。——あなたのほう機関は大部分こちにくにいくことになつておりますが、これはなんですか、現在あるのは、これは分散しているのですか、一カ所にあるのですか。

○政府委員(朝永良夫君) 分散しております。

○田中一君 分散してあるのですか。

○政府委員(朝永良夫君) はい。

○田中一君 これは幾らか向こうでいま建設やっているのですか。

○政府委員(朝永良夫君) 現在、後期の予定計画になつております。したがってまだ着手しておりません。

○田中一君 これは、これだけの設備をするには相当な金ですね。どのくらいの規模の計画なのでしょう。

○政府委員(朝永良夫君) 移転の予算につきましては、まだはっきりとした結論は現在得ておりません。まあごゆっくりなさってください。(笑)

○理事(大和与一君) 委員退席、委員長着席。

○委員長(田中一君) 速記とめて。

○委員長(田中一君) 速記をつけて。

午後七時二十一分休憩

午後八時十四分開会

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、筑波研究学園都市建設法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○宮崎正義君 先ほど建設大臣の御答弁がありましたが、四月十六日の予算委員会においての大臣の御答弁がありまして、その御答弁の中に、筑波研究学園都市の建設は、計画どおり五十二年に達成するのは非常に困難である、こういう旨の御答弁があったように思うのですが、その目標というのは、それではどのくらいにお立てに

なつておるのか、この点をまず伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 当時私が申し上げましたことは、今日までの経緯から見まして非常に進捗度がおくれている、このままでは非常に私は困難であるということを率直に申し上げた次第でございます。それを受けて、その次の週、閣議におきまして、従来のように、先ほどのいろいろの質疑応答にもありましたように、移転することを決意しても、省のほうでは、道路がでない、あれがでないからなかなか踏み切れないと言ひ、また住宅も、まだ移転機関がはつきりしないから、お互いに順繰りになつてゐる、これじゃいかぬ。そこで私から提案いたしました、国会終了後、各移転する機関を持つておる関係大臣が、どういふ具体的なスケジュールを持つておるか、それをやるためにはいかなる条件が必要であるか、あるいは予算措置でどういふことが必要であるか、具体的にみな各省が検討の結果持ち寄つて、それによつて促進しなければ、いまのままでこれは非常に目標の十年間にこれを実施することは困難ではないかということを言ひました。そして、これを受けて関係閣僚も私の提言を了として、国会終了後すみやかに問題の検討をして具体案を提示する、こういうことにいたしましたのであります。

○宮崎正義君 四十二年の九月五日に閣議で了承されて、移転予定を三十六機関されるということをして伺つておるわけですが、それにしましては、いま大臣の答弁からいいますと、これとの関係はどういうふうなズレがあるのか、四十二年九月五日の閣議で了解されたその点が、どのように移転の促進方が今日までできてきているのか、というふうなことも伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは從來、ただ前期五年間に十一機関発足するというような、ばくたの閣議了解になつております。そのために、まだ相当期間があるからということで、具体的な各省とも、それまでに何とかというふうな感じがあ

るような気がするもので、そこで私は、具体的な各省のスケジュールと、それを実施するために必要な条件を具備して出さない、ということをお願いしたのであります。そうしませんが、先ほどの大蔵省の担当官の説明のごとくに、いつ移転するかということがまぎりますれば住宅の手当てをする、こう言ひ、一方においては住宅の施設が先行しなければ踏み切れない、こういうようなことではないか。こういう一般的なことを言つてゐるので、どの計画がどうおこなれてゐるということはいままで具体的なスケジュールができてないで、一応の概略的に前期に十一機関の移転の発足を、おおむね十年間でやるといふ、非常に幅広い目標をやつておるから、もう少し具体的なスケジュールを組むべきだということ私が提案したというわけでございます。

○宮崎正義君 研究学園都市の建設について大臣のお話がありまして、各省まちまちな考え、各省ばらばらの行き方というので、先ほども御答弁がありましたが、建設省が推進役となつていくのだと言はれるということは、事業主体がはつきりしてゐないのじゃないか。この事業主体がはつきりしてゐない、そしてその事業を分担していかなければならぬ、こういうふうな点が明確にないのじゃないか、こう思ふわけなんです。この点について御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 事業主体は、はつきりしてゐるわけですね。教育機関については文部省が推進する、あるいは通産省、農林省、それがみんな事業主体が明らかでございます。ただその全体の計画を、ある意味においては非常にゆるやかなる合意をしておりまして、具体的なスケジュールを各省で持つていないというところに私は今日若干——このままでいけばあるいは計画がいかないじゃないかという不安を持つたわけでございます。その意味で私が提案した。私がその推進役を仰せつかつて、それを現実に見た場合に、このままではたしていかんということで提案したというわけでございます。

○宮崎正義君 総括という、全部総括して一本にしばつて一元化する一つ元締めといひますか、その形でこの各省の事業主体をかためていかなければならぬ。その主体はどこになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私が推進役でございますが、私が決して監督権を持つておるわけではございません。それは閣議で決めたことを、各省がそれぞれの主管事項について推進していくということでございます。

○宮崎正義君 私はそれを一貫した中から運行していかなければならぬ適切ないくのじゃないかと思ふのですが、閣議等で、たとえば自治省は自治省で、総理府なら総理府が主体でやつていくのか、あるいはどこが主体性を持つて事業を各事業体の面を統括し、監督し、指導し、引っぱつていくかと、そういうふうなことは考えられないのでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) こういう広範な事業をやる場合に、これは論理的にはそうしたこと考へられますけれども、政府の行政機構が非常に明確に規定されておる今日、それを一括してやるということは、なかなかこれはかゝつて困難なように感じられます。たとえば、これははなはだ例が直接これに当てはまらないけれども、たとえば土地対策をやるといふても、土地対策を建設大臣が主として握つておられますけれども、これが税制からあらゆる方面まで全部建設大臣の主管でやるということができないと同じように、教育機関の問題を建設大臣が、教育大学をいつ、どういふうな計画でやれというふうなことは、これは必ずしも適当じゃない。あるいは通産省の研究機関をわれわれのほうとしては移転する、基礎条件をつくる、その方面はできますけれども、そのもの自体をいつの計画でこゝろやれということを指示することは、どうも適当じゃない。そこでやはり内閣の一体性のもとに閣議で十分に協議の上、それぞれの権限に基づいて責任をもつて実行してまいり、これが私は適当であらうと考えておる次第であります。

○宮崎正義君 要するに研究学園が計画を立てられる以上は、よりすみやかに実行に移つて、そして描いておつたことが実施されることが望ましいわけですね。各省それぞれの立場のことをいま大臣も言われておりますけれども、何かその点私は、どこかでまとめていくような形でなければならぬと思ひます。首都圏整備委員会の事務局で、「研究・学園都市建設経過及び現状」というものを出しておりますけれども、これはまた立場が違ふ。ですから、こういう関係の資料を出すにしても、主体性のあるところから一括したものが出てくるということが非常に好ましいのじゃないか。その意味で私が申し上げてゐるわけです。これは御参考になればお考えいただきたいと思ひます。それから次に、提案者の方にもちよつとお伺ひするわけですが、十三条を見ますと、「必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない」、このように努力規定というものがあつて、これは確固たる財源の裏づけがなければならぬ、本法も当然これは無意味に終わつてしまふだろうと思ひます。この点についてどんなふうにお考えになっておりますか、御承知の点だけでもけっこうでございます。

○衆議院議員(大村要治君) この法律の制定に伴ひまして、研究学園都市の建設につきましては、本法の目的に沿つて建設計画が立てられました上、本法に従ひ計画的に事業が推進されるように政府が財政上の最善の努力を傾注することは、当然のこととして期待いたしましたのであります。また、研究学園都市地区における関連公共事業につきましまして、去る五月六日の衆議院建設委員会におきまして政府から、首都圏等の財政上の特別措置に関する法律による適用により地元市町村に対して補助率のかさ上げ措置がなされるのは当然であります。さらに国は起債の増額等別途の財政措置についてつとめることとし、また、日本住宅公団の施行する事業と関連の深いものについては、同公団において立てかえ施行の措置を講ずる等、

地元負担を緩和するよう全力を尽くしてまいるといふ趣旨の答弁が行なわれております。

そこで、本法の第十三条は、その旨の政府の努力義務を明文化したものであり、これによって研究学園都市の建設整備の推進が確保されるものと、私どもは考えておるのでございます。以上お答え申し上げます。

○宮崎正義君 大蔵省の人がいないので、財政上の問題、金融上の問題をお伺いするつもりでいたのですけれども、大臣に「国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない」、このような資金確保の努力規定というものがあつたのですが、この考え方、どのような考えになつていますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 国会において制定せられました法律には、政府もこれまたそれに従つて行政運用するのが当然だと思つております。したがって、この条章に基づきまして、政府は先ほど申しましたように、それぞれの機関において具体的な計画を立て、これが実行をするためには、必要な予算もまたおのずから算定されてくると思つております。これに対して大蔵財政当局は予算措置あるいは財政資金の措置等を考えることになる、こう思つておるでございます。

○宮崎正義君 先ほどもその移転を予定するといふけれども、その実施する運びの具体的な措置のあれが出てこないから、大蔵省としては予算を計上しないというお話もありますし、事を始めるのには財政措置というものが考えられなければならないわけですが、先ほどの田中委員の質問のやりとりを聞いておりました、住宅公団の買収費用の用地の問題等でありとがありましたが、その財政がどんなふうに進んでいくか、そこに裏づけがなければすべてが動いていかないと思つております。この点についての具体的な考え方がいふますか、案というものがあつたら、示してもらいたいと思つております。

○国務大臣(根本龍太郎君) 現在のところ、私が承知しておる限りにおいては、十一年なら十一年

でどの程度の資金が必要であり、それをどういふふうにな年次の支出していくかというものの計画は、大蔵省まだ提示してないやうであります。あるいは大蔵省自体として年々予算措置をするといふことでやっておると思つておる状況でございます。十年間における全体の財政資金がどう要るか、それをどういふふうに出すかといふことについては、私はまだ承知いたしておりません。

○宮崎正義君 財政計画をやはり一応私どもとしては聞かなければなりませんし、またそれは承知をしなければならぬじゃないかと思つております。事提案をされる場合には、それらの裏づけというものは、おおよそそのものは、これだけのやういふやうな計画をして、これだけのものを投資していくんだといふやうなことがなければならぬと思つて、御答弁は大蔵省の關係の人もおられませんから、この程度でこれはとめておきます。

用地の買収について先ほど九二%の買収ができたとのお話がありましたが、これは都市決定が、四十三年の十二月二十四日で事業決定がされ、四十四年の十二月二十二日に土地収用の裁決がされたという先ほどのお話がございましたけれども、こういう用地の買収について日本住宅公団がこれを担当しているといふところに、私は少し疑義があるように思つておるのですが、と申しますのは日本住宅公団法第一条ですか、日本住宅公団は、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する労働者のために耐火性能を有する構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な市街地に造成し、又は再開発するために土地整理事業等を行うことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする、あくまでも住宅難の解消という観点から宅地の供給が認められるのじゃないかと、このやうに思つておるのですが、このやうな点についての法解釈はどんなふうになるのでしょうか、この点を伺つておきたいと思つております。

○説明員(朝日邦夫君) お答え申し上げます。日本住宅公団が研究学園都市の建設に關しまし

て、その用地の取得造成を担当いたすこととなりましたのは、三十八年の九月十日の閣議了解に基づいたものでございまして、その内容はおもに三點ございまして、その第三項といたしまして、研究学園都市の用地の取得造成は日本住宅公団に行なわせる、こういう内容に相なつておるわけでございます。この閣議了解の背景になりました。いまのお尋ねの点につきましては、日本住宅公団法のたゞいま御指摘の第一条の趣旨からいたしまして、もちろん住宅公団は本来は住宅困窮者に對します住宅供給を目的とするわけでございますけれども、これと関連をいたしまして、たゞいままであるいは工業団地であるとか流通業務団地等の取得造成もいたしておられます。その他関連いたしまして、いわば新しい町づくりという点から必要な事業もあわせて行なうということも、住宅公団の重大な任務の一つでございます。そういうことから、かような事業を住宅公団がその土地の取得造成をいたしますことも、決して住宅公団法の趣旨に反するものではない、こういうことからたゞいま申し上げましたやうな閣議了解がなされたといふやうに伺つております。

○宮崎正義君 先ほど九二%の買収の残りの点の金額の面、価格の面、その初めからしましまの間に、まだ買収されないものの金額の差というやうな話がだいたい出ておるやうですけれども、あつたというものの、いつごろ全部終了するのですか、買収し終わるのですか。

○参考人(山下武君) たゞいまの段階で、九二%といふことを先ほどお答えいたしましたので、大体残つておる収用対象の面積は、六万坪ばかり残つております。で、こういう関係の方々に対しては、逐次話し合ひで解決をしていきたいといふことで話を進めておられますので、さう遠くない機会に話し合ひをまとめていくので、さうに収用の裁決というものがやがて出されることになるだらうと思つておるのです。その辺の時期、さう長くはない時期において買収を全部完了するやう鋭意努力を進めておるのでございます。

○宮崎正義君 まあおそくない時期というのですから、おおよそわかるやうな気がいたしますけれども、残つたものは相当長いかかるというふうな点も伺つておるので、問題の多いところもあるといふことを聞いておられますけれども、この問題については、やはり積極的に進めていかれることを希望しておきます。

で次に農林省に伺いますが、研究学園の都市に農地を提供した農家の方々に對しては、今後の営農対策としてはどのような配慮をなさつておられますか。

○説明員(川合英一君) お答えいたします。研究学園都市建設に伴う土地提供農家の方々は、国の施策に積極的に御協力をいただいたわけでございますので、農林省としても、農市町村と十分連絡をとつて適切な再建措置を進めることといたしておるわけでございます。

そこで、すなわち、引き続き営農希望をする者に対しては、農市町村が協力して代替地をあっせんするといふことは、御承知のとおりでございますが、まあ地域が都市化してくるわけでございますので、こういう地域の一体的な開発を契機として営農を近代化していくといふことで、施設園芸、畜産等の集約的な農業の振興をはかつてまいらうといふことで、これに必要な資金の確保と各種の措置を講じてまいりたいといふ考えでございます。したがって、まあ対策の方向としては、土地の秩序立った利用をはかるということとを基本方針といたしまして、その上に立つて集約的な経営、それから近代的な経営といふものを発展させていく。そして、都市近郊農業へといふ農業を脱皮させていくといふことで農家の生活安定をはかつてまいりたいと思つております。そのほか、道路の整備等生活環境の整備にも十分配慮をいたしてまいりたいと、このやうなふうに考えております。

○宮崎正義君 農家戸数どのくらいございませうか。

○説明員(川合英一君) 地区内の農家数は、これは六五年センサスのときの数字でございます。

が、一万一千六百八十五戸で、このうち約六割程度が兼業農家、四割が専業農家、大まかに分けてそういうことになっております。

○宮崎正義君 専業農家の人はどういうことになるのでしょうか。それだけの代替地があつて農業に専業ができるような形になるのでしょうか。

○説明員(川合英一君) 県が各農家の意向調査をいろいろやつておるわけですが、それによりまして、やはり近代化施設を導入して露地蔬菜とか、ビニールハウス、温室、養豚、養鶏、酪農、あるいはたばこといった形での近代的な集約営農を行なうという農家が非常に多いわけがあります。したがって、こういう農家の希望が十分になえられるように、農林省としても十分とめてまいりたいと思ひます。

○宮崎正義君 兼業農家の人はおもに何を主体としてやるのですか。

○説明員(川合英一君) 兼業農家のこまかい内訳をたたいまつておりませんが、この地帯のおおむねの傾向からいまして、やはり通勤兼業——まあ道路等の不安定兼業も一部あると思ひますが、通勤兼業が主体になっていくのじやないかと思ひます。

○宮崎正義君 そこで、首都圏整備委員会事務局の資料に省庁別「移転を予定する機関」というのがございまして、この中の農林省の中に、農林省全体のことで何うわけですが、水産庁がここに入つておるわけですが、これは海域ならばいいんですが、山の中でどうなんでしょうかね。内容がよくわかりませんか、やはり水産庁の方でなければ。

○説明員(川合英一君) まあ水産の問題も、一応水産関係の研究所として海面の研究所と内水面の研究所とあるわけですが、具体的に農林省としての機関を移転対象とするかというところについては、まだ何も正式にきまつておりませんので、この場で私からちよつとお答へすることはむずかしいということでございます。

○宮崎正義君 移転を予定する機関ということなんでしょうから、予定する機関ということになれば、当然内容が明確にされなければいけないんじゃないんですか。これは各省一々聞いてみましようか。そういう答弁ではちよつと納得しがたいので、三六六というのはいまきまつてゐるんでしょう。

○説明員(川合英一君) 農林関係の移転機関については、いろいろ移転公告期間というのがあるわけですが、そのうちどの機関を具体的にいつ移転するというような具体的な計画については、まだ固まつておらない、こういうことを申し上げたわけでございます。

○宮崎正義君 これは計画が決定されないということ、一番何より先に考えなきゃならぬ道路建設、道路行政、区画の行政だとか、そういうものもはつきりこれはしてないのじやないか、この点どうなんでしょう。

○説明員(長尾満君) 地区内の道路並びに関連道路につきましては、一応の案はできております。

○宮崎正義君 そうすると、あれは三十六機関だと思ひましたが、大臣先ほどのお話ですと十一機関とおっしゃいましたが……

○国務大臣(根本龍太郎君) 私が申ししたのは前期十一機関、それで総計で三十六機関、それで十一機関は四十七年までに十一機関の移転を開始するということだから、非常にその点が幅の広いきめ方なので、どうしてもこういうふうな結果になるのではないかと。それで私は、この状況で私が推進するにも、ちよつとこれはなかなかいたしかねますので、それで具体的に各省で、それでは前期四十七年までにどこその省のどの機関はどういうスケジュールで移転する計画を持ってるか、それをやるためにはいかなる前提条件が必要であるか、これを出してください、それに対するどの程度の資金が要するか、これに対して大蔵省は予算措置ができるか、ここまで詰めない、私は推進するといひましても、どうも土俵がきまらないところで試合するようなもので、これはまことにい

かぬ、それで私は関係関係会議を近く開いていただいて、その点を詰めたければ、私が推進役としての任命を受けてもやりようがないということ、この点を閣議で申し上げたということでございます。

○宮崎正義君 ですから、一番最初に申し上げたとおりなんです。建設大臣お一人で苦勞なさつてゐるんですが、それを総括して元締めといひますか、そこでがつちりやるような機関というものを考えられていくようになってくるのが、あたりまえじゃないかと思うのですが、それは先ほど申し上げましたので省きますけれども、この道路関係のこと、また先ほどのお話がありましたけれども、予定がなされてゐるということなんです。これは各省の機関が全部了解してゐるんですか。

○説明員(長尾満君) 地区内の道路につきましては、道路整備の長期計画にのっとりまして、この地区に学園都市が建設されるまでに十分できるようなスケジュールにいたしております。

○宮崎正義君 それは答弁にならないと思うのですが、少なくとも道路をつくり上げていく、それが開いていく道なんです。すべて、それがはつきりしてゐませんとどうにもなりませんし、上下水道の問題もこれは当然含まれてこなければなりません。関係の六町村が財政負担をすることにもなつてくるのでありましようし、この点についてはつきりした計画性というものがなければ進まないのじやないでしょうか。

○政府委員(竹内藤男君) 研究学園都市の地区内の道路計画につきましては、すでに八路線都市計画決定をいたしております。この計画に基づきまして現在鋭意事業を進めておるわけでございます。

○宮崎正義君 それはまたあとにしまして、これはまたいろいろな研究機関が入ってきますと、公害問題が起きてくるのです。これはたいへんなことになると思ふのです。試験等によつて研究機関が出す化学的な排水、汚水、そういうものがど

んなふうにして処理されていくのか、これは河川にどのような影響を与えていくのか、それから海域は非常によごれてゐるということだし、そこまですごいふうにとつていていこうとされるのか、そういったような計画なんかはどんなふうになつてゐるか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(竹内藤男君) 研究学園都市から出てまいりますいろいろな研究汚水と申しますか、そういうものが、相当いろいろなものが出てくるというところは想定されますけれども、それにつきまして詳細にどういふものが出てくるかということ、きめて排水計画というところまでは、現在立てておけません。ただ私どももいたしましては、下水道計画並びに河川の計画を立てまして、これらの問題を処理していきたい。将来水質汚染等の公害が発生することのないように研究機関の排水の水質基準あるいは下水処理場の整備、下水放流先の決定、そういうことをやつてまいりたい、そういうふうな考えております。

○宮崎正義君 下水の問題も私はしばしば申し上げるのですが、河川の左右に排水口を設けて、その以前にその関係機関の施設の中に汚水の処理場を設ける、さらにそれを下水の配管へ通してそして河口に落とす、こういうふうな計画も、当然こんなりっぱな研究学園都市の計画をなさるのでしたらば、将来のためにそれもお考えになつていんじやないかと思ひますが、どういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(竹内藤男君) 大体先生のおっしゃるような考え方で処理していきたい。したがって、放流先をいまだどこにするかというところ、茨城県を中心としたしまして計画を進めておる段階でございます。それがきまりましたらばその計画を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。まあ三つばかり候補地をあげまして、そしてどこに放流するかという問題を検討いたしております。

○宮崎正義君 きょう放流のことまでこまかくこちらで調べてゐるのですが、こちらに流すか、こ

ちらに落としていくかということまで調べておられますけれども、これは計画だけを伺っておいで、施設の計画をどのようにやっていくかという計画だけを承っておいて、この程度にとどめておきますけれども、まず今日の公害問題が起きているのは、最初に計画が無計画であるということから今日の公害問題が起きているわけですから、この点を十分に考え合わせていただきたい。

もう一つは騒音の問題です。これらも考えなければならぬと思うのです。宇宙開発なんかやりますと、風洞なんかでは相当大きな音もいたしますし、それらのことについても考えていかなければならないという点も、私は伺っておきたいと思うのです。

○政府委員(井上義光君) ただいまの問題につきましては、先ほど来お話しがありました全体の調整の問題としまして総理府に推進本部がございまして、関係省庁の担当官、課長クラスがしばしば会合して、そういった公害問題につきましても話し合いをしております、下水の問題、騒音の問題につきましても、いろいろな直接の公害対策施設及び各施設、実験施設のレイアウト、そういった問題で、そういった環境の改善なり公害の防止というものについて今後とも話し合いを進めるということで、寄り寄り各研究機関におきましても個々に研究を進め、また全体としても打ち合わせはしている段階であります。

○宮崎正義君　もう個条書きにあと伺つて終わりにしたいと思います。先ほど私関係六町村のことをちよつと言いましたのですが、これは合併するようなお考えは大臣お持ちになっているんですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 合併されることは、今後の運営上望ましいことと思います。しかしながら、これを強制するわけにもいきませんので、これは主として關係自治体の自発的発意に基づいて県と十分相談の上、それがもし望ましいというならば、これは大いに助言なり、あるいはそれを促進することはいたしますけれども、いま直ちに

われわれとして合併せよということ言うことは、必ずしもいまの段階では望ましいかどうか、これは検討しなきゃならぬと思っている次第でございます。

○宮崎正義君 先ほど答弁の中にもありましたけれども、上下水道、道路、学校等の建設がほとんど進められていく当然計画を立ててくると、関係六町村は相当な財政負担をいられてまいります。成田と同じように補助金の引き上げが必要になつてくるのじゃないかと、こういうようにも心配するわけですが、この点について自治省当局はどんなふうに考えておられますか。

○説明員（立田清土君） 関係六町村があるわけ
でございますけれども、この研究学園都市の建設
に關します事業に要します経費については、御承
知のとおり、直接国がやりになる事業、あるいは
公団がやりになる事業、あるいは地方団体が実
施する事業、あるいは地方団体の負担を伴う事業、
こういうような幾つか事業があるうかと思いま
す。その中で、いまお尋ねの点は、地方団体が實際

に負担を伴う事業に関してのお尋ねだと思いますが、先ほど提案者の御答弁がございましたとおり、まあ現在も財政措置はあるわけでございますけれども、いまお話しのようないわゆる成田空港と同じような方式をとるかどうかという点につきましては、やはり地方財政の負担の状況、あるいは関連公共事業の範囲、あるいはその量というものを十分検討いたしまして対処していきたいというふうに考えております。

○宮崎正義君　大臣からちょっとお話がありましてけれども、将来の行政区域については、各町村の主体性を考えてやっていかれるということなんでしょうが、これは総合的な運営をしていくためには、やはり何か合併をして、そして総合的な行き方をはかっていくほうがいいのじゃないか、こういうふうに思いますが、この点は何か、公社とか、あるいは公団とかをつくって、そういうものを統括して事業をやっていくというような考え方は、何かございましょうか。

○国務大臣（根本龍太郎君） 現在この学園都市を推進するために公団をつくるという考えは持つておりません。ただ、いま御指摘になりましたように、これはある意味における広域行政でございます。

して、その意味におきましては事業の共通性もありますので、そうした方面については、大いに関係官庁と連絡の上進めたいと思います。その過程において、これはむしろ合併したほうがよろしいというような機運が出てきますれば、これを大いに勧奨するというところでございますが、地方自治体のあり方を中央政府から合併しろと言うことは、かえって反発があり、いろいろの問題が出て

くる可能性がありますので、その点は特に自治省の御指導のもとに地方の自治体と十分合意ができればそれが御指摘のように望ましいとは思ふ次第でございます。

○宮崎正義君　ちょっと関連してお伺いしたいのですが、千里のニュータウン地域、これはどんなふうになっておりますでしょうか。

○説明員(朝日邦夫君)　千里のニュータウンにつ

きまして、あれは大阪府が施行いたします新住宅市街地開発事業でございますけれども、公共団体の出資によります開発公社でございます。そこが関連の施設等を建設をいたして、一時的にと申しますか、財政負担の調整をいたして事業を執行しておるわけでございます。

○宮崎正義君　それがいいかどうか、今後の課題になってくるだろうと思います。これは一つの例だと思います。したがって、私は先ほど、町

次に、公務員の宿舎について、四十四年度は十二戸、それから四十五年度は百四十五戸中心市街地に建設する予定になっているというお話がありましたけれども、ただ住宅だけ建てても、ショッピングセンターなんかはどんなふうにかえておられるのか、交通関係がどんなふうになっていくのか、都会生活をやっている人が家族ぐるみ移転します。

ということになれば、相当抵抗があると思います。なお、先ほど天谷参考人からも種々にわたつての訴えがありました。それらをひくくるめまして、当該機関の職員の身分及び生活の保障等についてはどんなふうに考えていかれようとするのか、伺っておきたいと思います。

○国務大臣（根本龍太郎君） 住宅その他生活環境の整備ということが計画的に進められなければならないというところは、御指摘のとおりでございます。その意味で前期に十一機関、これを移転するという発足だけきめておりますから、それがどの機関がどういう規模のものがいくか、それによってそうしたものが規模並びに態様がきまってくると思います。それをきめないで議論しても、これは意味をなさないから、その意味で先般来私は御説明しているように、各省の具体的な計画を出してもらい、それに伴いまして、住宅あるいはショッピングセンター、あるいは学校等いろいろのものがこれが出てくると思います。そうしたものをつくりまして、これに対する財政上の裏づけをしていく、こういうふうに進めてまいりたいと思つていく次第でございます。

○宮崎正義君　先ほど申し上げましたように、これは非常な移転ということになる。あるいは配置転換で職員の方々が移動していく、それは家庭の事情で拒否される人もおるだろうと思うのですが、この点についても強制しないというようなことも、話し合いが十分なされなければいけないと思うんですね。タヌキでも出そうなどころだなどというようなことで、私は前に行ったことがありますが、最近行っておりませんのでわかりませんが、けれども、前に見た感覚から言いますと、都会に住みなれたものがいなかのほうに行くということも、非常にいやがる人もおるようにも思えるわけです。これらの拒否された人に対しての閣議の申し合わせ、そういうようなこともしておかなければいけないんじゃないか、こう思うわけですが、この点どうなんでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 各省がそれぞれに、

これは自分の権限と自分の方針に基づいてやることとでございまして、そうした職員等の処遇、これは各省それぞれの大任が責任を持ってやられることとでございまして、そのために、今度各省でこういうことを具体的に措置すべきだという具体的な提示がありますれば、これは私がきめるのではなくして、閣議でそうした問題をテーマにして審議するということになると思ひます。

○宮崎正義君 国鉄のほうの関係なんです、運輸省の方。あの常磐線の複々線計画、これはどういうふうな計画、見通しですか。

○説明員(信沢利世君) 常磐線の複々線化に關しましては、綾瀬と取手の間を複々線化することの認可を国鉄に対していたしております、現在綾瀬と我孫子の間の工事を鋭意進めております。来年、四十六年の四月に我孫子までの使用開始を予定しております、取手までにつきましては四十七年度に完成することを目途に工事に着手することになると思ひます。

○宮崎正義君 さらに伺ひたいことは、さつき道路局長も八路線について道路計画は立てていると言われましたけれども、研究学園都市の表玄関になっております土浦の都市改造はどんなふうを考えておられるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(竹内藤男君) 土浦市の現在市街地は駅の西口側に広がっております、西口側の公共施設の整備は、ある程度行なわれておりますけれども、いま問題になっておりますのは、駅の西口にばかり集中しては困るということで、東口のほうに区画整理事業によりまして駅前広場を整備いたしまして、そして将来国鉄に対して東口を開闢してもらつたことを考えて、現在事前調査をいたしておる状況でございます。これと研究学園都市と土浦を結ぶ道路を結びつけば、両方の東口、西口の広場によりまして相当程度の交通処理ができるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○宮崎正義君 これは運輸省と建設省の両方にま

たがると思ひますが、四十三年の十二月二十七日に建設の基本計画が決定されたように思ひますが、この新都市を通過する常磐自動車道のこの見通し、並びに水戸街道のいわゆる国道六号線及びその取りつけ道路等の整備計画、これらについて伺つておきたい。

○説明員(長尾清君) 常磐自動車道につきましては、四十一年から調査をいたしております、ただいま先生お説のとおり、四十四年一月に基本計画を策定いたしております。現在関連公共事業等につきまして調査をいたしております、できるだけ早く国土開発幹線自動車道建設審議会にはかりまして、研究学園都市建設に即応して工事に着手したいと考えております。高速自動車道に工事にかかれませんが、そういう手順になっております。国道六号線から学園都市の入り口であります学園東大通り線までの主要地方道路土浦―野田線約三・五キロでございますが、そのうち二・七キロは四十四年度までに暫定の二車線舗装済みでございます。残りの六号との取りつけ部分の〇・八キロ残っておりますが、これは国道六号線のバイパスの計画がございまして、この計画との調整がはかされていくわけでございまして、四十五年度中に用地買収を行ないまして、四十六年度中には旧国道まで築造を終る予定にいたしております。それから主要地方道路の土浦―野田線から北側の土浦―学園線に至ります約四キロの学園東大通り線でございますが、四十五年度から用地買収に着手いたしまして、四十七年度までに完了する予定となっております。それからさらに土浦から学園に至ります土浦―学園線街路でございますが、延長七・六キロにつきましては、土浦からの三・五キロにつきましては四十四年度にすでに改良舗装済みでございます。残り四・一キロにつきましては用地買収は終わっております。したがって、四十五年度中には残りの改築を終わらして四十六年度に舗装を実施するという予定になって

おります。

○宮崎正義君 大臣に。われわれがもの考へ方をしたいにございまして、資源として一番重要なものは、天然資源というよりむしろそれをどうするかという人の資源、人間の、一口で言へば頭脳、特に人類の文明史が第三段階に入るといわれておる二十一世紀において、知識とかあるいは情報判断力という人間の頭脳が、最も重要な資源になるというところは、これは言うまでもないことですが、こうしたことから知識産業時代にふさわしい頭脳の開発を目ざす研究学園都市づくりは、未来の都市創造という、これは大きな一つの世紀のポイントになるんではないかと思ひます。そこで、いままでのやりとり等を考えてみますと、道路行政あるいはそれにまつる各省間の機関の決定、それらがよくそろつていくのを、やはりその頭脳によって一つにまとめていかなければならぬという見地に立たれて、これをより早く実現されんことを、私は祈つております。さらに閣議において十分今夜のこの委員会の様子を伝えられて、一元化の方法があるいはその主体性をどこに置いていくかというようなことも、御考慮願ひたいと思ひます。大臣のお考えを聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) ただいま御指摘のとおりと思ひます。十分にたたいの御趣旨を尊重いたしまして推進してまいりたいと思ひます。

○高山恒雄君 大臣にまずお聞きしたいのですが、先ほど大臣の答弁を聞いておりました、この法案の全体の運営にあつては主体性が明らかでない。これから閣議でできる、その基本的なものをきめていくことがたくさんあるように御答弁なさつておるのじゃないかと私は思ふのですけれども、そういう事態の中で、主としてこの問題を建設委員会が審議をしておるわけですが、どこまでのか。法律をきめる限りにおいては、どこかの所管が責任を持つてきめるということにならないといふかと思ふのです。この点が明らかにならないと

いと、法案はつくつたわ、その主体性がないとい

うようなことでは、これはあまりにも懸念された審議の一つじゃないかと、私はこう思ふのです。こういう点をどうお考えになつておるかです、建設省としての今後の見通し。閣議におかけになることも必要でしょうけれども、これからこの範囲内のたとえば都市計画の中で全体は建設省が負うのだ。特に各研究の内設における問題あるいは企画、そういうものは各省にゆだねる以外にないだらう。どれからどれまでは建設省が責任を持つてこの法律にもとづいて完成するのだということ

が明らかにならないと、少なくとも議員がここに審議してこの問題の法案を決定するということについて、いささか私はいままでの経過を聞いておつてこれは不見識じゃないかという感じがするわけですが、これは大臣にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは政府が提案した議案でありませんから、どこの委員会に付託すべきか、これは国会の御意思によつてきめたことであり、おそれる察するところ、この全体の推進役を首都圏整備委員長である建設大臣がやつておるから、そうしてまた、この学園都市を実現するための物的条件を整備するおおむねの要請が建設省に所属するいわゆる都市計画、あるいは下水、あるいは住宅、あるいは道路と、こういうようなものがあるが、あるがゆえに、建設委員会が取り上げてある、こう思ふのでございまして。そういう観点からいいますと、今後学園都市を円滑に推進するための政府としてやるべきところのいわゆる物的施設、これはやはり建設大臣が、建設省が中心となつてやるべきだと思ひます。ただし、どの研究機関をどういうスケジュールで移転すべきか、そして、そのために必要な条件はどういうことであるか、それからそのために必要な予算措置はどういうふうにつけるべきか。これは各省が主体的にやられるべきことだと思ふのでござい

ます。そういう意味におきまして、私は一つの責任者が全部各省大臣を指揮するという形にはならな

いけれども、それで十分に私は計画的にいく。今日までなぜそこまでいけなかったかと言え、方針はきまつておるけれども、方針に基づくとこの具体的措置のスケジュールが立つてないところ、ここにこうした波瀾があつたのではないかと考へまして、先ほど来私は、閣議にこれを持ち出しまして関係閣僚の具体的なひとつ提案の提示を求め、それに基つて関係閣僚間において具体的な総体的な計画をもう一回やり直す必要があると、こういうふうに感じてゐる次第でございます。

○高山恒雄君　そういう御答弁ですとね、私はこの委員会でも審議することとおかしいと思ふんです。やっぱり建設省が研究室の、つまり内容における構造については各省の研究室がありますから、それはそれにゆだねなくちやならぬと思ふんです。それ以外のものはすべて建設省がやっぱり責任を持つと、こういうたてまえにならなければ、大臣を前に置いてわれわれ審議することはおかしいと思ふんです。特に私は提案者にお聞きしたいんですが、そういう意味から提案者の方は一体具体的にどこが責任を持って今後の推進をはかるんだという、こういう点に立つてこの法案を提案されておるのかどうか、この点は非常に私は重要だと思ふんです。これが各省の意見も十分でない、その企画もほとんど異なつておる。問題は御承知のように三十六件の研究所があるわけなんです。これは世帯持ちとしますと三十六件のこの研究室が平均百人としますと、一万四千四百人の人口の人が生活をしておる裏面があることを忘れちゃならないんです。これは一つの村です、町です。そういう問題の解決を一体どこが責任を持つてやるのか、各省にゆだねるのか、将来どうするか、こういう重要な問題を、一つの村を移動するのと一緒なんです、三十六件の研究室があるんですから。私は概算して百人として三千六百人、標準家族四人として一万四千四百人ですか、これだけの人が生活するんです。そういう重要な問題を一体どこが主

体性を持つて、どこが責任を持つてこの問題を処理しようという見解が明らかにならないで、しかも建設委員に持つてきて、建設大臣がまだこれらの予算の問題もあるし、これから構造的に改革して閣議できめてやつていくんだということについては、あまりにもこれは無責任な審議をわれわれはやつてゐるのではないかとこの見解の上に私は立つわけなんです。提案者はどう考へになつてゐるか。

○衆議院議員(大村要治君)　ただいまのお尋ねでございますが、本法案の第四条をごらん願いますと、建設計画は、「首都圏整備委員会が、関係地方公共団体の意見をきくとともに関係行政機関の長に協議して、決定するものとする」というふうに、首都圏整備委員会の地位を明確にいたしております。また、第五条では計画の変更、あるいは第八条では整備計画の承認、さらに国会に対する関係におきましては、第十二条で委員会が報告をするということ、委員会中心にできておりますので、首都圏整備委員会の委員長が建設大臣をさされてゐる、兼ねておられる関係で、やはり先ほど大臣が述べられましたとおり、まあ国会の委員会であれば建設委員会が衆参両院において中心になつて御審議になるのが適當ではないか、提案者はそう考へております。

○高山恒雄君　そうなるとおっしゃるとおりです。これは首都圏整備委員会というのが調整機関であつて、その統轄は大臣が管轄するのは当然のことですが、そういう意味であるならば、大臣、もっと私は大臣の答弁を明らかにしてもらいたいと思ふんです。今後起こつてくる問題は多数あると思ふのです。周囲の計画の問題も、先ほど説明がございましたように、あるいはまた実際問題として今後建設していこうという実態について、いろいろな問題があるかと思ふのです。したがつて、各省はそういう建設が完了するまで、内設の構造の青写真なんか、のめは別ですよ、それはいろいろありましようから、研究室でも、それは別として、あとはやはり建設省が一切

責任を持つてやるつもりで閣議で調整して私のほうでやるのですよと、こういう答弁にならなければおかしいのだと思ふのですが、どうですか、その点。

○國務大臣(根本龍太郎君)　これは本来の建設省並びに本来の首都圏整備委員長がやることではないというのを、今度これが立法されればこれに従つてやらなければならぬということなんです。そこでいまこれはまだ法律ができておらないので、建設大臣はどう思ふかと言ふから私が答弁したことで、私は現状においては正しいと思ふのです。これはそういう現状から、何らかの政府における単なるいままでは推進役であつたわけなんです。これは法律の定められた何らの権限ではございません。便宜上内閣総理大臣から首都圏整備委員長である建設大臣が、この関係の閣僚と協議して推進すべしという意味の権限を与へられてゐるだけでございます。これが成立いたしますれば、今度はこの法律に基づいて、私が、これはこういう法律ができましたために首都圏整備委員長が、本来持つてゐる権限以上に責任を負はれるということにならざるを得ない、そういう意味でございます。

○高山恒雄君　それは議員提案ですからね、おっしゃるとおりの経過にならうと思ふのです。いま審議する上において、ここにその責任の所在というものは明らかにこれが決定すれば大臣に来るわけですよ。私は見越して審議させていたでいて、私に思ふのですが、これがきまるまでは、私の発言はこれはやはり正確なことは私が言う権限がないとおっしゃるならば、これは大臣、こんなおそくまで残つていただいで私質問する必要はないのですよ、実際問題として。そうでしょう、提案者どうですか。その点の見解を明らかにしてください。やはり議員提案であつても、建設省に持つてきた限りにおいては、この法案が通過した場合の責任というものは、建設大臣に付加されるのでしよう。したがつて、建設大臣はここで質問する答弁については、責任ある答弁でなければならぬ。

それならば決定してから大臣に聞かざるを得ないということに私はなるのです。それならば今晩の審議は私はこれはやつてもだめだという感じがするんですよ。どうですか大臣、それはちよつと誤解じゃないですか。

○國務大臣(根本龍太郎君)　これは御承知のように、この法案に基づくと、これがつた場合にはどうなるかという御質問じゃないんです、あなたのね。建設大臣はどういう責任持つかと、こういうことでございますから、建設大臣としてはそういう権限でなく、いま私が申し上げたようなことであつて、——これは売りこばに買ひこばでございませぬ。それで、これは政府提案となりますれば、この法律案ができればこうなりましますことを言へるけれども、これはもう議員提案でございまして、これは、これが成立したときにどうなるかということ、これは提案者に聞かれた場合には、建設大臣いや、首都圏整備委員長が従来持つてゐるよりもこれで責任を、権限を与へられます、という答弁になると思ふんです。これはその提案者に言つてゐるんじゃない、私に聞かれてゐるんです。そういう意味でございまして、少しこれはペダンチックですけれども、これは非常に国会は大事なことを聞かれてゐるので、いまから言つて、まだ成立してないうちにそんなことをなげ言つと、こう言われるのであつて、もしそういうことをお聞きになるのであれば、これは私に対する御質問でなくて、提案者に対するこの法案のできた場合における、と言つていただければ正しかつたと思ひます。

○高山恒雄君　それは大臣、詭弁とはとりませんけれども、私は大臣の答弁が先ほどから聞いておつて、議員提案としてしかも衆議院できまつた、そして政府はどうかという、この種の問題については、閣議である程度の協議もされておる、そして建設省として責任を持たなくちやならぬ範囲も、先ほどの提案者の結論であるならば、やっぱり建設省が将来主体性を握つてやるということになるわけですよ。だから私は建設大臣

が——ここ数十分で済むでしょうが、そのきま
る間のことは別に、もっと大臣の明らかな答
弁が願いたいから、私ははっきりしてくださいと
いうことを最初聞いたんです。それは何を私は聞
かんとするかと申しますと、先ほど私が提案者
も申し上げましたように、提案者も先ほど申し
たように、一万四千四百人の家族を含めたこの大移
動を提案者もそこまでは考えてないのだ——将来
の問題としてこれは問題が起ると私は信ずるか
ら、大臣の見解もこれから聞こうと思つたから、だ
から大臣にもはっきりしたことを言つていただか
なければ、今晚これを聞いてもはっきりした答弁
がないと、いわゆるこれをやるにつれてその姿勢
すら、話が十分でないということになれば、何を
質問しても大臣に私聞く必要ないと思つたのです
よ、それなら、やっぱりその点は、きまれば自分
に責任があるのだ、その責任においてこういうこ
とはやれるのだということにならなければ、この
重要な問題を私は審議するのには、あまりにも軽
視された審議ではないかという感に打たれる。そ
の点で大臣にお聞きしますが、経過はわかりまし
たから、ただ問題は大臣、先ほど申しましたよう
に、それだけの多数の人の移動ということになる
のですが、この点は先ほどのこの参考人の意見を
聞いておつても、非常に現段階では軽視された姿
におけるいま発想として法案が出てくるわけ
です。これは私はやっぱり、それだけの人員をかか
えておる立場から申すと、つまり組合との団体交
渉ができないというならばですよ、たとえば支局
長がおるとか、いろいろの人がおるでしょう、そ
ういう多数の意見を通してこの問題を今後の運営
の中に入れていくということできれば、私はこ
ういうような重要な問題がすぐすぐに法律をつ
くつていくと思わないのです。そこで、提案者
にお聞きしますが、いままで学識者が意見を述べて
この問題でかなり不可能に近いような意見書も出
たといい話、私も聞いてるわけですが、これに對し
て、何ら耳をかさなかつたという先ほどのこの参
考人の意見にも出ておりました。一体、そういう

問題はもういふうにお考えになったのか、これ
をひとつお聞かせ願いたいと思う。運営上の問題
ですけれども、全然それを参考に入れなかつたの
かどうかですね、それをお聞きしたい。

○衆議院議員(大村義治君) この関係方面におき
まして、ただいまお話しのように、一万数千にの
ぼるような大移動が数年ないし十年がかりで大が
かりに行なわれるということで、各般の方面に影
響があるということ、それだけの立場でいろいろ
御意見があるということ、提案者としてしまし
ても承知いたしておるところでございます。そこ
で、衆議院の建設委員会の検討の段階におきま
しても、特に移転機関職員の受け入れ態勢としての
環境整備対策等につきまして、建設省はじめ関係
当局にいろいろ問いたしまして、関係当局から
は、それらの問題につきまして、できるだけ話
し合いの機会も持つて、最善の努力を払うと、こ
ういふ答弁も得ましたのですが、われわれは、そ
の点をさらに強く要望してこの法案を立案したと
いう経過を、御参考にお聞きしたいと思つ
たのでございます。

○高山恒雄君 提案者にお聞きしたいんですが
ね。関係当局はどこですか。どういふところの意見
をお聞きになったのですか。関係当局と称するの
はどこですか。

○衆議院議員(大村義治君) だんだん詳しいお尋
ねで恐縮でございますが、先ほど一体どこが中心
かというお尋ねに對しまして、私は首都圏が中心
であるということをお聞きしたのでございませ
うが、それは中心をなす建設計画でございまして、
実施に当たる機関といたしましては、この法案の
第九条におきまして、国、地方公共団体、その他
の関係事業者ということになっております。国と
いたしましては建設省はじめ、農林省も通産省も
文部省いろいろございまして、三十三も予定が
あるのですから、それぞれの機関の当局におい
て、いま申し上げました環境整備等について、で
きるだけ話し合つて、しっかりと受け入れ態勢
が事前に整うように最善の努力を払う、こういう

お話がついていふことでございます。

○高山恒雄君 それ具体的にせんに詰めますと、
一つの例でもいいんです、むしろそこに書いて
ありますから、私は書いてある事実を、今後の問
題言っているんじゃないんです、今日の運営
ですね。たとえば建設省の問題であるならば、現
地の所長クラスを集めて、建設省でも八つか何か
ありますね。所長を集めて、こういう企画のもと
にこういうことが行なわれんとしているんだが、
一体、そういう集約を建設省が局長でもよろしい
し、官房でもよろしいし、だれかがそういう意見
をまとめた運営が今日までなされたのかどうか、
そういうことをお聞きしておる。たとえば法律を
つくるから、おまえのところはそれじゃまとめて
くれるかといつたら、いやまとめるよ、これでは
ちよつと軽視だといふ扱いをやつたことがあるの
な運営としてそういう扱いをやつたことがあるの
かないのか。あるいはまた先ほど申しましたよう
に、学識経験者のこの意見が出たものに対して
は、総合的なやはり話し合いをして、その総合的
な結果の中から、たとえば地質が悪ければ、それ
は解決のつく問題だとか、そういう運営をされ
て、そうしてお考えになったことがあるのかない
のか、こういう点をお聞きしておるわけなんです。
○衆議院議員(大村義治君) 具体的なことになり
ますと、いろいろあるかと思つたわけござい
ますが、私も似たしましては、衆議院におけ
る審議の過程におきまして、建設省ならばたとえ
ば官房長にいままではどうしておつたか、これか
らどうするつもりであるか、そういう点をお尋
ねしまして、先ほど申し上げましたような点を強
く要請し、また善処するという答弁を得たのでご
ざいます。

○高山恒雄君 時間がなから、私はもうしつこ
く何はいたしません、大臣にお聞きしたいので
すがね。もうきょう、これはあと三十分かそこら
で決定するのですよ。そうすると大臣の所管にあ
る程度なるわけですが、そういう意味でひとつ答弁
してください。

これは国家公務員の問題の取り扱いですが、団
体交渉の問題は、いままで政府としては私はあま
りその話し合いもできていないんじゃないかとい
うような気がするのですが、一つの例を申し上げ
ますと、国家公務員というのは、御承知のように
賃金の面にしても、これはストライキをやるわけ
にもいきません。ひたすら人事院勧告の案に基づ
いて、それをいつから実施するか、何ぼにする
か、国会がきめることになっていふ。ところが、
賃金の問題はそういう処理方法があるわけですが、
それが法律で定まっているわけですから、これは
やむを得ないといひましたけれども、その他の問題に
ついては、従業者としては住まいに対する、たとえ
ば公務員宿舎にしてもいろいろあります。その
修繕もございまして、通勤に對するあらゆる
問題もございまして、あるいは省におけるとこ
ろの一部改正もございまして、そういう意見すら
十分に聞かないで、そうして政府の予算が今日組
まれておるのです。私は、ある税務署の労働組合の
幹部の連中からそういう条件——ヒヤリングをや
りますときにオブザーバーに来ておりましたが、
そうしたら、そのオブザーバーに来ておるのにつ
いて、予算のあらましを話すことすらいかんとい
う態度が、今日現在の運営の一つなんですよ。あ
らゆる条件の改善には労働者の意見は一つも聞こう
とされない。ところが、先ほどから私が申しま
すように、一万四千四百人のかりに人数ですと、こ
れは庁なんです。それだけの人員の生活をどうす
るかという問題が含まれておる大きな問題です。
したがって、この運営については、私は政府とし
て十分聞くだけの幅と施策を持つて運営に当たら
なければいかにのじやないかと思つたのですが、大
臣は、たとえて言うならば、生活の保障面につ
いては基本的にはこういうことをするのだ、あるい
はまた、どうしても移動のできないという問題の
人には特別の、本人の意思を聞いた上で、そうし
て他に転部をさせることができるか、あらゆる
条件の問題があると思つたのです。そういう問題
を各所で聞いてやつて、そうしてこの移動の問題

について完全な処置をとり、かつまた不安のないような方法でやっていたこととお考えになっておるかどうか。そのことを、大臣の決意で、言えないとするならば、閣議でそのことを提案していただいて、少なくとも私は一つの庁のこれは運命に関する問題だという考え方の上に立つて、今後の処理をしてもいいと思うが、大臣はこの点についてどうお考えになるかですね、見解をお聞かせください。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように、現在でも各所管官庁におきまして、人事の異動等につきましてはやはり十分にその人の家族状況、あるいは希望どおりにはいかないけれども相当配慮してやっていると実情だろうと思えます。したがって、このような大きな施策をやるために相当の人数が、御指摘のように移動するときにあつては、それぞれの官庁において十分そういう点の配慮のもとに行なわれるものと私は信じております。しかし念のために、こういうこの法案が成立いたしました後にいずれ私のほうで関係閣僚の協議会があつたときには、そうした旨を十分お伝えするつもりでございます。いずれにいたしましても相当の多数の家族ぐるみの移転ということになりますから、これは画一的に単なる権柄づくだけではできないものではないということは、御指摘のとおりです。と同時に、またこれは団体交渉でできるということにはこれはいかならないものでございます。したがって、そこは十分実情に即して善意と誠意を持ってこれは当たらなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○春日正一君 だいたいおそくなつたし、できるだけダブらぬように聞きたいのですが、前提としてこれだけは提案者の方、はつきりしておいてほしいと思うのですが、いまあなたも言われた第三条件ですか、研究学園地区建設計画をつくるということですね、これには全部入っているわけですね。建設計画の中には「人口の規模及び土地の利用に関する事項」移転し、又は新設する試験研究機関及び大学並びに第一条の目的に照らして設置

することが適當であると認められる機関の施設の建設に関する事項」それからこの「前号の機関の施設と一体として整備することが必要な公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に関する事項」というふうに、ずっと全部のことをこの計画の中には盛り込むということでしょう。それは首都圏整備委員会、これがそういう計画をつくる、つくった計画を具体的に実施するのは第九条で、国、地方公共団体あるいは住宅公団ですか、これがやる。実施するのは国、地方公共団体、住宅公団、こういうことになるわけですがね。この場合、国といふと一つのまとまったものですが、けれども、実際やる責任を持つ役所といふますか、これはどこになりますか、提案者に一応聞きたい。

○衆議院議員(大村善治君) 実施のほうの責任は、関係各行政機関であると考えます。

○春日正一君 そうするといまばらばら、いま話のあつた、ばらばらで困るというやつが、ばらばらに実施されるということになるのじゃないですか。ばらばらに実施される——そこで、ばらばらでいいですね。あなたに責められてしょうがないから。そこで国及び地方公共団体、住宅公団というところになっていきますけれども、最初の田中委員の質問に対して、人口状況とかなんとかの、公団のほうから話がありました。それは私繰り返して聞きませんけれども、大体、大ざっぱに見てどのくらい予算、金のかかるものなんですか。全然当てずっぽうで、金が幾らかかるかわからぬなんというところじゃないでしょうか。これは、責任もつて大臣から予算言えといつても、それは予算言えといつていかな言えないでしょうが、大体、大ざっぱにいつて何千億くらいかかるだろう、というような見込みというものはあつての話でしょう。そこを聞かしてほしいです。私、主として提案者に聞きますから、ほかの人、役所のほうの方にあれしてもらつていいですよ。

○政府委員(井上義光君) 筑波研究学園都市の建設に關します事業費につきましては、比較的明確な部分もございまして、非常に流動的と申しますか、今後積算等につきまして明確でない部分もございまして、先ほど質疑のございました用地取得等につきましては、一応単価等もきまつておりますので、用地買収は八十九億圓ということになっておりますし、また、事業経費、二千四百ヘクタール余の宅地造成費、これはおおむね三百億圓というふうに考えておるわけです。それから、宿舍等につきましては、どの程度の取得、どういふ規模の宿舍を必要とするかということも詰める必要がございまして、まあ一戸ないし一万二千戸は公務員宿舍として必要でございまして、これは、三百億から三百五十億はかかるというふうに考えておるわけでございます。それから、また、地元公共団体の負担とも関連しますけれども、公共事業でありますとか、あるいは義務教育施設、あるいは病院といったような関連公共事業、公益事業というものがございまして、これはおおむね五百億くらいというふうに考えております。

○政府委員(井上義光君) 私の御説明があるいは至らなかつたかもしれませんが、その研究機関そのものの建設費が、非常に不明確ではございまして、現段階では二千億から二千三百億というふうに考えております。

○春日正一君 私が横のほうから聞いたのでは、大ざっぱに言つて四千億くらいというふうに聞いておつたのですけれども、大体そのくらいは見当ですか。

○政府委員(井上義光君) 用地買収費を含めると、それ近くになるかもしれぬと思ひます。

○春日正一君 そこで、この負担区分はどのくらいに見ているのですか、国及び地方公共団体、公団。

○政府委員(井上義光君) 負担区分でございますが、いま申し上げました全体の事業費で申しますと、数字的に明確にいたしかねますが、研究機関そのものは、それぞれ国費支弁にかかる官公庁施設でございますので、国の予算で支弁される。また、宇宙開発事業とかそういう公団の場合につきましては、それぞれ公団の原資に充てられる。国の予算なり財政投融資にかかってくる。それから、地元公共団体に関連しますのは、いま申し上げましたおおむね五百億くらいの公共事業等でございますが、これにつきましてははおおむね国庫補助金が百六十億圓くらい、それから住宅公団等が土地の大規模な開発をいたします場合に、関連事業分担として負担しておりますのが百六十億圓でございますので、残った部分は地元の県なり市町村の負担になるわけでありまして。

○春日正一君 それで、さつきちょっと説明あつただけけれども、まあ首都圏、近畿圏、中部圏の近郊整備地帯の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律によつて補助率のかさ上げをするほか別途の財政措置にとめる、こうなつてくるんではないか。この別途の財政措置にとめるというところの中身ですが、さつき融資ということがあつたんですが、そのほかないんですか。

○政府委員(井上義光君) 私がここでお答えするのは適当でないと思ひますけれども、先般の衆議院の審議におきましては、大蔵政務次官から、起債充当率の引き上げ等特別の財政措置ということがございましたので、そういったものが含まれると思ひます。

○春日正一君 これは学園都市は国の政策であるこへ持つていくんでね。だからこれは当然国が負担してやつて、地方自治体に大きな負担をかけるというふうにするべきだろと思う。そういう意味で、いま言われた別途の財政措置についてつとめるという点を、十分考慮してほしいと思ひます。

それからこの建設計画を民主的にやるという問題ですけれども、この法律の中でも、第四条の四項ですか、委員会が計画を公表すると三項にあつて、それを受けて「前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、委員会規則の定めるところにより委員会に意見を申し出ることができ」と、こうなつてゐるんですね。この「事項に關し利害關係を有する者」というのは、一体どういう者を指しておるのですか。これはまあ提案者のほうにお聞きしますが。

○衆議院議員(大村義治君) この四項の「利害關係を有する者」は前項ですから、研究学園地区建設計画の内容と密接な利害關係を持つ人で意見がある場合ということになりますので、計画の内容によつて利害關係が出てくるのじゃないかと思ひます。

○春日正一君 そこをはつきりしておいてほしいと思ひます。これは「利害關係者」ということになると、ここに申し立ての権利が保障されてゐるわけですから、法律の中にだれとだれとが「利害關係者」になるか。私でも利害關係者といえ、いろいろなクッションを置けば利害關係者と言えるけれども、こういう者までは利害關係者とは言わないでしようけれども、当然一つの機関が移転されるということになれば、そこで働いてお

る職員あるいは研究者個人も当然、利害關係者だろうし、その人たちのつづつてゐる団体、労働組合というふうなものも利害關係者としてこの規定に当てはまるものだろうと、私そう思ひますけれども、そこらはつきりしておいてほしいと思ひます。

○衆議院議員(大村義治君) 計画の第三条の第一号の土地であれば、これは立ちのきとかいろいろ土地の關係が利害關係になる。それからいま例をあげて言われました、今度その二号の研究機關の關係ですと、この研究機關そのものは明らかに利害關係者になると思ひますが、いま言われたようなその個々の職員まではどうか、ちよつと提案者としてはそこまで考へておらないわけであり

○春日正一君 ところが研究機關そのものということと研究機關の長ですか、直接にはそういうものだけとして、直接さつき高山君が質問したときにも出たように一村移つていくんだ。その中へ入つて、しかも残るか残らぬかというふうな問題が複雑に出てくるというふうな人たちが、あるいは研究者にしてみれば、研究条件というものが一番問題なわけでしょう。科学者というものはそれは賃金の問題もあるだろうけれども、自分の研究がよりよくやれるところ、その条件を求めているわけでしょう。そうすると、そういう人たちがいろいろ意見を出してゐるというもので排除されてしまつては、非常に窓口がこれは狭くなるんじゃないでしょうか。

○衆議院議員(大村義治君) ただいま先生が言われましたような場合には、その職員から長なり代表者に意見を申し出る、これは中の關係で済むと思ひます。

○春日正一君 私それ以上議論しませんけれども、そこでその次に、利害關係者の「申出を考慮して必要な措置を講じなければならぬ」と、こゝう言い切つておるんですね。この「必要な措置」、考慮の範圍というものは限界があるんですね。

○衆議院議員(大村義治君) この「必要な措置」ですが、もともと計画の決定に対する意見の申し出でありまして、正しい意見であれば、それを尊重して計画を直すとか変更するとか、そういうふうなことも考へられますし、一がいには申せないと考へますけれども、別にそういう意味では初めからこゝまでというふうな限界もないように考へております。

○春日正一君 ここが一番問題になるところだと思ひますけれども、そこでやはり計画をつくつて発表されてから關係者が意見を述べる。それを検討してみても、もつともなものならば取り上げて必要な手直しをするとか、そういう措置をするという規定になつてゐるわけですから、やはりこういうものは立案の過程でもつて、事前に各關係機關の研究者や職員の意見というものを反映させる仕組みが必要なんじゃないだろうか、というふうに思ひます。固まつたものを動かすというのには、なかなかやりにくいことです。固めていく間にみんなの意見が入つて固まつていくということが、一番望ましい形じゃないかと思ひますが、その点がかく規定されてないんですが、その辺について提案者のお考へですね。

○衆議院議員(大村義治君) ただいまのご意見もつともでございます。そこで私もちよつと原案——法律を見直してみただけですが、四条の第一項で計画を定める際に「關係地方公共団体の意見をきくとともに關係行政機關の長に協議して、決定する」ということになりましたので、いづれにいたしましても、できる限り關係機關の意見を聞いて計画を定めるということになりますので、よほど見落としがない限り、あとから引つくり返すというところは、事実上はあまりないのじゃないかと、そういうふうには考へられます。

○春日正一君 そこで具体的にお聞きしますけれども、この計画の、昭和四十三年十一月十五日、日本學術會議會長朝永振一郎、佐藤榮作殿ということ、「筑波研究学園都市建設計画について(申

入れ)」というのが出ております。写しは關係各省にも渡されてゐると思ひますが、それにいろいろ意見が出ておりますが、こういうものはこれは提案者のほうに聞いていいの、どちらに聞いていいの、いままで中心がなかったというのだから聞きにくいのですが、こういうものがどのように考へられたか、そこを聞きたいんですね。いままで學術會議といへば法律でつくられた權威のある學術機關でしよう。こういう問題に意見を述べろと言つて、そのために會議ができてゐるわけですから、それが意見出した。それがどのように考へられたかというところは、非常に大事な問題だと思ひますが、どなたか御存じの方ないですか。どこに聞いたらいいいの。

○委員長(田中一君) どうです、建設大臣、答弁できませんか。——春日委員に申し上げますが、どうもその問題を知つてゐる人もないらしいから、どうしますか。

○春日正一君 ちよつと待つて下さい。それじゃ解決策、提案してみます。そう言つていきなり聞いたんで、皆さん、答弁に困つておると思ひますけれども、しかし、これは内閣総理大臣あてに出したんですから、そうすると、この場合にどうなりますか大臣、総理大臣あての文書をきちつと処理する係といひましようか、部局といひるのは……。

○國務大臣(根本龍太郎君) 問題によつていろいろあると思ひますが、それはどういふ経緯でそういうものを出されたか、ちよつと私、わかりませんが、単なる意見書として出したということになれば、意見として聞きおくというふうなこともあり得ると思ひます。それからまた、諮問した結果できたと思ひます。それはまたそれとして、処理すべきことがあると思ひます。場合によつては、それは文部大臣の所官になつていくか、學術會議の問題ですね、あるいはまた科學技術庁がその意見を消化して、それを学園都市にどうすべきかということ、科學技術庁長官がそれを消化して提案するということもあり得ると思ひます。私、

その具体的な内容存じませんからわかりませんが、いずれにいたしましても、それは過去にやられたことについては、何らかの処置をしておるであらうと、こう思う次第であります。従来までの私が事務局から聞いておるところによりますと、そうした学園都市の研究体制等については、直接移転を計画されておる所管大臣あるいは所管大臣のもとにあるところの研究機関の長、これが学園都市について意見を出しておる。したがって、それをもつて足れりとするということでも処置しているというように承知しておるのであります。それで、学術会議のほうは、一般的なひとつの学術会議自身の見解として述べたということで、そういうことは内容的には各研究機関において、それを一応各研究機関の長の立場において消化した形において閣議等、あるいは関係関係の間で処理しているのじゃないかと考える次第であります。

○春日正一君　そういうことでどう処理したかわからぬままですけれども、私、なぜこれを聞くかというと、これは学術会議自身の意見のようですね。諮問されたんじゃないかと「総会の議に基づき」というふうになっておりますから、この中で特にこの「政府機関内における総合的計画を進める主体が不明確である」それを認めて今度はこういうものが出てきたわけですから、あるいは「研究条件整備の内容が明確にされていない」「移転予定機関のあるものについては、予定地の地質、水質、水利などの事情が不適当である」「移転による研究者、職員の経済的負担の増加、及び生活条件低下のおそれがある」「若干の国立研究機関においては、現在の位置においても施設の整備・拡充・必要人員の確保、研究費の増額によって一段と研究効率を上げ得る」というようなことで、七項目に分けて意見を出しているんですね。

【委員長退席、理事大和与一君着席】
私の聞いたところでは、各研究機関の中で筑波に行くか行かぬかということで大議論が起つて問題になっているのは、大体こういうことだと思います。内容が、だから、私はこのことをどう考慮さ

れたか。政府においてこれが正しく考慮されておれば、そういうごたごたは起こらぬだろう。また起こしたくもない。だから、そういう意味で私はこれを重視してきているわけですね。だから、これは大臣のほうでも調べていただきたいと思ひます。官房のほうですか、総理のほうですか、どっちへ出たか知りませんが、こういうものが出て、それをどう処理されたのか、どうくみ取られたのかということも調べていただきたと思います。だから、いまでもおそくないんですけれども、やはり意見とかそういうものをとつとくみ取って、具体的に解決していくということ、ほんとうにすばらしい科学的な研究もできる、研究者も喜んでそこへ行けるというようなものををつくるようにしてはほしいと思うんですね。そこでもう一つの問題は、移転の問題ですけれども、三十六の機関の移転ということが言われて、前期で十一というように先ほどお話をしたのですけれども、この中にはいろいろ条件が出て、行きたくない、行ったらかえってぐあいの悪いところになるとか、いろいろな意見の出ているところが相当あるようです。私聞いたところでは、こういう三十六の機関を移転させるというふうなきめた基準ですね。どういう基準に基づいて、ここにあげられた三十六という機関を移転するというふうにきめられたのか、そこを聞かしてもらいたいのです。

○國務大臣(根本龍太郎君)　私は詳細のことはよくわかりませんが、学園都市を設定するときにあつたの構想は、東京の現在のような過密現象がありまして、いずれにいたしましても、この東京都これ自身をもう少し過密の度を減らすという一つの目標、それから、現在のこのような状況下においては、必ずしも適当なる研究環境ではない。それから、得るだけ研究機関、教育機関等を一つのコミュニティにつくって、相互関係が順調にいける、そしてここに研究者自身も、現状のままでは拡張するにも拡張できないという環境のものを、もつと将来に設備その他も

改善でき、用地等も十分なところにするというところが、一つの目標であつたわけですね。この目的に適合し、かつ各省でそういう構想に協力して、これだけの可能性がある。このほうは移転したほうがよいということも各省の長が判定してきめたものと、こう私は信じておる次第でございます。

○春日正一君　そういうことだと思つたのですけれども、そうして各省の長がきめて、これとこれを移転させるといったとたんに、下からこううたゐる反対が起つてきた。非常な不安をつくり出したということになりますと、やはりまあ各省の長の責任ということになるかもしれませんけれども、やはりやり方が一方的だと思いますか、

【理事大和与一君退席、委員長着席】
つまりその責任者がきめるポストにあるのだけれども、その判断なり少数のまわりの人の判断できめてしまつて、あとからいろいろこの点どうだ、この点どうだというふうな問題が出てくるような、たとえばあの機関の中には研究所によつては行きたくないというものは、自分の研究所はあらゆる多面的なものに接してやつていかなきゃならぬ研究所だけれども、向こうに行つてしまつて完全孤立してしまつて研究ができないのじゃないか、という理由で反対しているところもあります。だからそういうような点が私は基準といつたのはあれですね、あそこへ大臣の言われたように、集めて、それが三十六集まることによつて、総合的な研究ができるという基準なのかですね。ただ集める、あるいは東京のまん中に農林省の試験場がある。これは広い木の一本いはえていてところだから移してしまえば、これはもつと有効に使えんというので移せと、ただそういうことだけで単純に移せということが出たのか、そういう意味で研究を総合的にやる、そのためにこれこれの機関を集めたら非常に有機的な関連があつていい、というふうな形でやられたのか、その基準といふもので、これがはつきりしないままですめられたのじゃないかというふうな気がするのですが、その辺どうですか。詳しい事情というか発

足當時の。
○政府委員(井上義光君)　移転研究機関、教育機関等のその点につきましては、基本的には先ほど大臣からお答えがありましたように、研究環境の改善といひますか、研究体制の整備という見地から選びましたのは、昭和三十八年の九月、この筑波に決定した直後に行管の事務次官と首都圏事務局長名で試験研究機関を所管する関係省庁の次官に照会をいたしまして回答を得まして、その後それを母体にして、関係省庁で検討して案をつくつたということでございます。

○春日正一君　やっぱり各省に聞いたと、だからばらばらに出てきたのを一つにまとめたといった印象ですね。そこに無理が一つあると思うのです。やはりそうやって移っていく場合、各機関の判断ですね。研究機関のこれを尊重することが非常に大事じゃないか、そう思います。したがつてこの法案でもこれは第四条でしたか、第五条でしたか、一度できた計画でも、実際やつてみて不適当であつたら変更するといふような条項がありますね、ここに、読んでみましようか。

「(研究学園地区建設計画の変更)、第五条、委員会は、云々、そうして「関係行政機関の長に協議して、これを変更することができ、」これは非常にいい条文だと私は思うのです。いまのような事情で発足した場合ですね、そういうゆとりを持っておくといふことは、だからそういう意味でやはり実際に各研究機関から意見が出て実情をよく調べてみて、確かにこれは不適当だといふことになれば、やはりそういういきさつにこだわらずに変更するといふことは、当然やつてもらえるものと思うのですけれども、その点、この法律が成立した責任者になるであろう建設大臣はどうですか、お考え。

○國務大臣(根本龍太郎君)　法律になりますれば、政府はそれに従つて運営することは当然であります。
○春日正一君　私も急ぎますからあれですけども、やはりもう一つの問題は、移転の是非がいま

問題になっているけれども、一番中心の問題は、やはり条件が、研究者として、研究機関としての条件、これが満たされるかどうかということにかかっていると思うのです。その点について大臣どのようにお考えですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) そもそもこの発想が、主として東京に条件の悪いまま、ただ歴史的に設置されたためにそのまま残っておるという形態が多いと思います。そもそも、こういうものができるだけ研究あるいは教育機関をよりよき環境のもとに総合的に運用するというのが、私は発想であろうと思います。そういう条件をできるだけ計画的に具備していくということに主たる目的があるとするならば、最初から全部完備する状況にはまいらないけれども、少なくともその方向においてこれは総合的にこれは進めなければならぬと思います。そういう方針に基づいてこれは進めなければならぬと思うのでございます。そこにやはり何ごとともそうした立場を双方とも理解し合っていないとこれはいけないのでありまして、たとえばアルバイトができなくなるとか、あるいはまたちょっと自分の家庭の事情だということのみに重点を入れますという、あらゆる国家政策というものはこれはできなくなる。そこでやはりこの研究機関の長たる者、あるいはその所管大臣と研究者の間の感情的交流と申しますか信頼感というものが、そうしたものもやはりこういう事業のときには必要な条件だと思ふますので、われわれといたしましては、単なる法律上の権限とか何とかのほか、そうしたところの考慮をお互いに持ち合うことが必要だと思ふます。

○春日正一君 私、時間がおそろになりましたから、まだ二つほど残っておりますけれども、まとめてお聞きしますからお答え願いたいと思ふます。

それで移転が問題になっている機関で、いまま話がありましたけれども、子供の通学とか、夫婦共かせぎとか、そういうような生活上の環境で移っていくにいく、そういう条件の人もある程度おると思うのです。特に若い人たちが、夫婦二

人とか、夫婦に子供一人くらいだから行けるかもしれないけれども、四十、五十に近い人になれば、そこにもう生活の根がはえてしまつて、ちよつと行きがたいというような条件の人もあると思ふます。そういう場合にどうなんだろうとかという不安がある。それから行った先での生活条件がどう変わるのか、これがはつきりしていないための不安がある。それから移転の機会に仕事の内容が変わる研究機関もあるわけですね。いままでこういう研究をやつてきておつたけれども、今度は、向こうへ行った機会に変わるといふような、そういうようなことと関連して、首切りとか配置転換というような問題がありはせぬか、という不安もあるのです。こういうものに対して政府としてどのような配慮をされるかという問題が一点ですね。

それからもう一つは、先ほども参考人にも聞きましてけれども、移転の話が出て、しかも相当先の話ですね、十年くらいな間を置いて行くわけですから、前期と後期に、ところが、話が出たからというところで、現実、どうせ越すのだからということ、で、古くなったものを直すとか新しくすること、かいうようなことが怠られておるといふような事実もあるのです。だからそういう意味では、やはり越していくまではそこで研究しているわけですから、やはり移転ということのために研究が停滞するといふようなことはなくさなかならぬと思ふます。この点についてどう考えておいでになるか。この二つだけお聞きして、私の質問終わりますから。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほどもお答えいたしましたように、現在でも行政官庁、したがって研究機関もその中に含まれますが、職員的人事異動については、やはりそれぞれの人の個人的な立場をも一応考慮してやる、できるだけそれらの人の生活環境をよく保持していくという考慮がされていくべきでございます。そのことは、この問題についても、当然これは行政官庁としてやられることであると思ふのでございます。したがって

して、一応危惧されることでありますけれども、ただそれだといつて、その人の言ふとおりにならなかならぬということも、これは公務員としては必ずしもそうはいかない。ただ、この移転によりまして配置転換になるということは、原則としてこれにはいはずでございます。ただ、本人がどうしてもそこに行かれない、しかもこちらには研究機関がなくなれば、必然的にこれは配置転換にならざるを得ないという結果になるだろうと思ふ次第でございます。

その次に、最後に御指摘になりました点は、移転の計画に入つたから、いずれば移転するから、その研究も研究設備も停滞させる、そういうことはいはずでございます。なによりに私どもいたしていきたくと思ふます。

○中村喜四郎君 時間がおそいですし、私は五分間程度で、ただいままでの質問の過程の中で私の感じたことを申し述べながら大臣の決意を聞きたいと思ふんです。私は先ほどの各委員の質問に対する政府の答弁を見て、まことに自信のない答弁であり、私は無責任のような感じを深くするわけですね。と申しますのは、いままで移転者のサイドから問題は検討されておつたけれども、地元サイドから私は申し上げながら、大臣の決意を聞きたいと思ふんです。

御承知のように、この学園都市五百八十万坪という土地、三千五百戸の地主権利者は一万名です。その人たちが、先ほど住宅公団では坪千二百円、大体満足していると言つけれども、満足していないはずなんです。しかしながら、頭脳センター、人間開発の拠点ができるからというわけで、国の趣旨に賛成して、土地収用もかけられないまま三千五百戸の住民がこれ納得したわけですね。納得した際においても、成田空港の場合を考へて、近傍類地の価格で千二百円にきめられたけれども、同時点においてきめられた成田空港が、御承知のように学園都市の地主関係からすれば、約四倍です。四倍の価格、しかも地価の評価価格というのは成田のほうが筑波より安いんです。距離も筑波

のほうが近いんです。こういう条件の中から、あえて地元は賛成したわけですね。地元が賛成したというのは、先ほどから申し上げましたように頭脳開発、人間開発という拠点を立つて協力したわけですね。ところが、協力したけれども、土地は買収に應じたけれども、現実に移転機関は、いつまでも移転できない、移転されない、どうするんだ。草ぼうぼうのままに、われわれのこの血の汗にじむような土地を取り上げたままなぜ政府は放置しているのか。そういう際に政府に要請していても、どこにも陳情を受け入れる窓口がなかった。主務官庁がなかった。大蔵省や農林省や建設省に行つて、どこでさばいてくれるかわからなかった。こういうところに私は地元の不安があり、本法律案を出された趣旨も横たわつていふと思ふ。

これが私は本法律案の趣旨だと考へるわけですね。主務官庁がひとつの監督、国会に報告の義務、そして財政的な措置をする、そうしてもって地元を安定させる。土地提供者の要望に應じてあげる。成田空港の場合は、御承知のように二百五十坪です。片方は五百八十万坪、その地主は三百五十人です。一坪権利者も含めると約千名、こういうことになりました。そして、それに対しては地方財政上のあらゆる有利な点を与えている、道路等も同様だと思ふます。それらの処置がされないために地元は憤慨し、土地返還の要求が県議会や地元町村からも出た。こういう点を私どもは地元の立場の議員としては考へざるを得ないわけですね。そこで、なぜこれが行なわれないのか、なぜ移転できないのかとなると、これは計画が完全に立てられていない、予算の裏づけがないということ、もう一つ、先ほどから問題になっている移転機関の労働組合や、あるいは移転者のための生活条件等の完全に満たされるような状況、あるいは学校、病院、文化施設あるいは交通施設、そういったものの施設がなされないところに、また移転機関の移転をしる原因もあらうかと思ふ。それは私も、これらのすべては今日まで計画を立てた政府の責任であると思ふますが、それは言つていられます

ん。この事態を解決するために、先ほどから建設大臣は非常な熱意を持ってこれに当たろうとしている、閣議にもはかるうとして、こういう過程の中で、私は地元の立場からまた本法律案が出された趣旨を踏まえまして、この法律案が通りましたならば、大臣としてはどう今後処置するかという決意だけをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど来私の答弁の中で結論が出ています、従来、この問題については非常にいい発想でありましたけれども、具体的なスケジュールが組まれないで目的の設定だけがされた。そうして今度は各機関とも、無理のないこととてございしますが、これこれの条件が整うならば、わしのほうでも考えたら、みんな持ち回ってぐるぐる回しておったような印象を受けましたので、この問題について私は関係関係会議を招集していただいて、はっきりときめなければ、いま中村さんが言われたように、地元の方の政治不信が起る、これは重大なことである。それからまた関係の移転すべく予定せられる研究機関の長をはじめ研究機関も非常に不安な感じを持つ。そういう意味で、私はこれまで歴代の方々が一生懸命努力したことはわかりますけれども、単なるこれは主観的な努力だけではいけない、客観的なスケジュールを内閣としてきめるべきだということで提案したのでございます。それに関連しまして、今回このような国会の御意思に基づいて法律案が制定いたしますれば、もとよりこれは私個人のみならず、政府全体がこれは法律に対する忠実な実行の義務を負わされるわけでございますから、これは総理大臣はじめ全閣僚が、したがってまた全関係の機関がすべてこれに對して責任を持つということでございますから、一そうこの学園都市建設の趣旨をこの法律に基づいて推進するように努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○中村喜四郎君 終わりました。

○委員長(田中一君) 他に御発言がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、これにて質疑は終局いたしました。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、討論は終局いたしました。

それではこれより採決に入ります。筑波研究学園都市建設法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大和与一君 私はただいま可決になりました筑波研究学園都市建設法案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同による附帯決議案を、便宜私から提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

筑波研究学園都市建設法案に対する附帯決議案

筑波研究学園都市の建設に当つては、政府は、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、移転研究機関については、高度な試験・研究・教育施設の整備、居住者の住宅の整備等、教育環境の整備及び居住条件の充実について特段の配慮を払ふこと。
二、建設計画の作成にあつては、研究者等の意見に留意するとともに当該研究者等の生活条件の低下または支障をきたさないよう努めること。

こと。

三、移転機関の計画期間中においても、その試験研究に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四、研究学園地区建設計画は、年次計画を作成し、建設を計画的に推進すること。

五、研究学園都市の建設に要する経費については、地元負担を極力軽減するよう特別の措置を講ずること。

六、研究学園都市に係る用地提供者に対し、代替地の確保、農業の近代化施設の整備等の生活再建措置を十分に講ずること。

何とぞ全会一致御賛成くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(田中一君) ただいま述べられました大和与一君提出の附帯決議案を議題といたします。――別に質疑もないようでございますので、これより本案の採決をいたします。

大和与一君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 全会一致と認めます。よって、大和与一君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、根本建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(根本龍太郎君) ただいま採決されました附帯決議につきましては、その趣旨を体して努力いたしたいと存じます。

○委員長(田中一君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

いたします。

午後十時三十七分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月三十一日)

一、建設業法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

(小字及び――は衆議院修正の部分)

第二十七条の三第二項中「注文者」を「発注者」に改める。

第二十八條第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に、「この法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令」を「この法律の規定(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く)」に改め、同項に後段として次のように加える。

特定建設業者が第四十一條第一項又は第三項の規定による報告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

第二十八條第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に、「この法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令」を「この法律の規定(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く)」に改め、

同項第一号中「故意又は過失により建設工事の施工を粗雑にした」を「建設工事を適切に施工しなかつた」に、「真を」を「おそれ」に改め、同項第三号中「その役員」を「当該法人又はその役員」に、「その営業所を代表する者」を「政令で定める使用人」に改め、「法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に關する」を削り、同項第五号中「第二十六条第二項」を「第二十六条第一項又は第二項」に改め、「主任技術者」の下に「又は監理技術者」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規

第三七〇号 昭和四十五年四月二十四日受理
建設業法改正法案の今国会成立に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ四八ノ五
社団法人東京中小建築業協会会長
月橋清 一外千二百八十八名
紹介議員 大森 久司君

第三六五二号 昭和四十五年四月二十八日受理
建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願(十四通)

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺一、一

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第三七〇七号 昭和四十五年四月三十日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願(四通)

請願者 奈良県宇陀郡榛原町口田辺 西口

丈夫外三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第三八九四号 昭和四十五年五月一日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願(十通)

請願者 奈良県吉野郡川上村西河 榊田留

八外九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二二五号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願(十一通)

請願者 東京都台東区千束四ノ九ノ六 内

海嶺外十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二二六号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都台東区浅草五ノ六四ノ一

田中和子

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二二七号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

昭和四十五年六月三日印刷

願

請願者 東京都台東区浅草五ノ七一ノ七

織戸仙松

紹介議員 木村禮八郎君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二二八号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願(三通)

請願者 東京都台東区浅草五ノ二八ノ九

上田忠夫外二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二二九号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都台東区花川戸二ノ八ノ八

古庄伊佐吉

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二三〇号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都台東区浅草四ノ四八ノ一

五 岩井親造

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四二三一号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都台東区浅草五ノ六四ノ一

田中外喜吉

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四三〇六号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願(一通)

請願者 長野県茅野市玉川 北沢勇外一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第四三〇七号 昭和四十五年五月六日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久六ノ一二ノ一

三東京土建荒川支部内 村田竹桜

外三名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

昭和四十五年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局